

頁	現行（平成26年11月修正）	修正案
	<p>第1編 総則</p> <p>第2編 災害予防</p> <p>第1章 防災協働社会の形成推進</p> <p>第2章 建築物等の安全化</p> <p>第1節 建築物の耐震推進</p> <p>第2節 交通・ライフライン関係施設対策 (削除)</p> <p>第3節 文化財保護対策</p> <p>第4節 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備</p> <p>第3章～第5章 (略)</p> <p>第6章 避難者・要配慮者対策</p> <p>第1節 避難場所の確保</p> <p>第2節 避難所の整備</p> <p>第3節 避難道路の確保と交通規制計画</p> <p>第4節 避難に関する広報</p> <p>第5節 市等の避難計画</p> <p>第6節 要配慮者の安全対策</p> <p>第7節 帰宅困難者支援体制の整備</p> <p>第7章 火災予防・危険性物質の防災対策</p> <p>第8章 広域応援体制の整備</p> <p>第9章 防災訓練及び防災意識の向上</p> <p>第10章 震災に関する調査研究の推進</p> <p>第11章 市民のとりべき措置</p> <p>第3編 災害応急対策</p> <p>第1章 活動態勢（組織の動員配備）</p> <p>第2章 通信の運用</p> <p>第1節 通信手段の確保</p> <p>第2節 放送の依頼</p> <p>第3節 通信施設の応急措置</p> <p>第4節 郵便業務の応急措置 (追加)</p> <p>第3章 情報の収集・伝達・広報</p> <p>第1節 地震情報等の伝達</p> <p>第2節 被害状況等の収集・伝達 (追加)</p> <p>第3節 広報</p> <p>第4章 応援協力・派遣要請</p> <p>第5章 救出・救助対策</p> <p>第1節 救出・救助対策</p> <p>第3節 防災ヘリコプターの活用</p> <p>第6章 消防活動・危険性物質対策</p> <p>第7章 医療救護・防疫・保健衛生対策</p> <p>第8章 地域安全・交通・緊急輸送対策</p> <p>第1節 地域安全対策</p> <p>第2節 交通対策</p> <p>第3節、第4節 (略)</p> <p>第9章 浸水対策</p> <p>第10章 避難者・帰宅困難者対策</p> <p>第1節 避難の勧告・指示</p> <p>第2節 避難所の開設</p> <p>第3節 要配慮者支援対策</p> <p>第4節 帰宅困難者対策</p> <p>第11章～第14章 (略)</p> <p>第15章 ライフライン施設の応急対策</p> <p>第1節 電力施設対策</p> <p>第2節 ガス施設対策</p> <p>第3節 上水道施設対策</p> <p>第4節 下水道施設対策 (追加)</p> <p>第16章 住宅対策</p> <p>第1節 被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定</p> <p>第2節 被災住宅等の調査</p> <p>第3節 公共賃貸住宅等への一時入居</p> <p>第4節 応急仮設住宅の建設</p> <p>第5節 住宅の応急修理 (追加)</p> <p>第17章 応急教育 (追加)</p> <p>第1節 教育施設及び教職員の確保</p> <p>第2節 応急な教育活動についての広報</p>	<p>第1編 総則</p> <p>第2編 災害予防</p> <p>第1章 防災協働社会の形成推進</p> <p>第2章 建築物等の安全化</p> <p>第1節 建築物の耐震推進</p> <p>第2節 交通関係施設対策</p> <p>第3節 ライフライン関係施設対策</p> <p>第4節 文化財保護対策</p> <p>第5節 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備</p> <p>第3章～第5章 (略)</p> <p>第6章 避難行動の促進対策</p> <p>第1節 気象警報や避難指示等の情報伝達体制の整備</p> <p>第2節 避難場所及び避難路の選定</p> <p>第3節 避難勧告等の判断及び伝達マニュアルの作成</p> <p>第4節 避難誘導等に係る計画の策定</p> <p>第5節 避難に関する意識啓発</p> <p>第7章 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策</p> <p>第1節 避難所の指定・整備</p> <p>第2節 要配慮者支援対策</p> <p>第3節 帰宅困難者対策</p> <p>第8章 火災予防・危険性物質の防災対策</p> <p>第9章 広域応援体制の整備</p> <p>第10章 防災訓練及び防災意識の向上</p> <p>第11章 震災に関する調査研究の推進</p> <p>第12章 市民のとりべき措置</p> <p>第3編 災害応急対策</p> <p>第1章 活動態勢（組織の動員配備） (削除)</p> <p>第2章 避難行動</p> <p>第1節 地震情報等の伝達</p> <p>第2節 避難の指示</p> <p>第3節 住民等の避難誘導</p> <p>第3章 災害情報の収集・伝達・広報 (削除)</p> <p>第1節 被害状況等の収集・伝達</p> <p>第2節 通信手段の確保</p> <p>第3節 広報</p> <p>第4章 応援協力・派遣要請</p> <p>第5章 救出・救助対策</p> <p>第1節 救出・救助対策</p> <p>第2節 航空機の活用</p> <p>第6章 消防活動・危険性物質対策</p> <p>第7章 医療救護・防疫・保健衛生対策</p> <p>第8章 地域安全・道路交通規制・緊急輸送対策</p> <p>第1節 地域安全対策</p> <p>第2節 道路交通規制等</p> <p>第3節、第4節 (略)</p> <p>第9章 浸水対策</p> <p>第10章 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策 (削除)（※第2章第2節・第3節～）</p> <p>第1節 避難所の開設・運営</p> <p>第2節 要配慮者支援対策</p> <p>第3節 帰宅困難者対策</p> <p>第11章～第14章 (略)</p> <p>第15章 ライフライン施設等の応急対策</p> <p>第1節 電力施設対策</p> <p>第2節 ガス施設対策</p> <p>第3節 上水道施設対策</p> <p>第4節 下水道施設対策</p> <p>第5節 通信施設の応急措置</p> <p>第6節 郵便業務の応急措置</p> <p>第16章 住宅対策</p> <p>第1節 被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定</p> <p>第2節 被災住宅等の調査</p> <p>第3節 公共賃貸住宅等への一時入居</p> <p>第4節 応急仮設住宅の設置及び管理運営</p> <p>第5節 住宅の応急修理</p> <p>第6節 障害物の除去</p> <p>第17章 学校における対策</p> <p>第1節 気象警報等の伝達、臨時休業及び避難等の措置</p> <p>第2節 教育施設及び教職員の確保</p> <p>第3節 応急な教育活動についての広報</p>

頁	現行（平成26年11月修正）	修正案
1	<p>第3節 教科書・学用品等の給与</p> <p>第4編 災害復旧</p> <p>第5編 東海地震に関する事前対策</p> <p>第1章 対策の意義</p> <p>第1編 総則</p> <p>第1章 計画の目的・方針</p> <p>第2節 計画の性格及び基本方針</p> <p>1 <u>計画の性格</u> (略) (追加)</p>	<p>第4節 教科書・学用品等の給与</p> <p>第4編 災害復旧</p> <p>第5編 東海地震に関する事前対策</p> <p>第1章 対策の意義及び東海地震に関する関連情報</p> <p>第1編 総則</p> <p>第1章 計画の目的・方針</p> <p>第2節 計画の性格及び基本方針</p> <p>1 <u>地域防災計画－地震災害対策計画－</u> (略)</p> <p>7 <u>他の計画との関係</u> この計画の国土強靱化に関する部分は、強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（平成25年法律第95号）に基づく「国土強靱化基本計画」との調和を保ちつつ、策定が進められている愛知県の国土強靱化地域計画を指針とするものである。</p>
13	<p>第3章 被害想定</p> <p>第2節 地震被害の予測</p> <p>1 想定地震等</p> <p>(1) 海溝型地震 ア 東海地震・東南海地震・南海地震等（過去地震最大モデル） イ 東海地震・東南海地震・南海地震等（理論上最大想定モデル）</p> <p>(2) 内陸型地震 ア 養老―桑名―四日市断層帯 イ 根尾谷断層 岐阜―宮線</p> <p>2 愛知県東海地震・東南海地震・南海地震等被害予測調査結果</p> <p>(※第3章 被害想定以下の詳細は「小牧市地域防災計画の修正(案)要旨」参照)</p>	<p>第3章 被害想定</p> <p>第2節 地震被害の予測</p> <p>1 想定地震等</p> <p>(1) 海溝型地震 ・東海地震・東南海地震・南海地震等（過去地震最大モデル） ・東海地震・東南海地震・南海地震等（理論上最大想定モデル）</p> <p>(2) 内陸直下型地震 ・想定濃尾地震</p> <p>2 海溝型地震</p> <p>(※第3章 被害想定以下の詳細は「小牧市地域防災計画の修正(案)要旨」参照)</p>
19	<p>第5章 各機関の処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>第2節 処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>2 県関係機関</p> <p>(1) 県 ア～コ (略) (追加) サ～ハ (略)</p> <p>4 指定公共機関 (追加)</p> <p>(1) 日本郵便株式会社 災害の発生時又はそのおそれがある場合においては、可能な限り窓口業務を確保する。また、災害の態様、被災者・被災地の実情に応じ、次のとおり、郵便業務に係る災害特別事務取扱い及び援護対策を迅速かつ的確に実施するものとする。 ア 被災者の安否通信等の便宜を図るため、被災地の郵便局において、被災世帯に対し、通常葉書及び郵便書簡を無償交付するものとする。 イ 被災者が差し出す郵便物の料金免除を実施するものとする。 ウ 被災者の救助を行う地方公共団体、日本赤十字社、その他総務省令で定める法人又は団体に充てた救助用の現金書留郵便物等の料金免除を実施するものとする。 (追加) エ 被災者の救助を行う団体が被災者に配付する救助物資を購入するために必要な費用に充てるため、あらかじめ当該団体からの申請に基づき、総務大臣の認可を得て、お年玉付郵便葉書等寄附金を配分する。</p> <p>(2) 西日本電信電話株式会社 ア <u>災害時における情報等の正確かつ迅速な収集、伝達を行う。</u> イ <u>災害応急措置の実施に必要な通信に対して、通信設備を優先的に利用させる。</u> ウ <u>防災応急対策を実施するために必要な公衆通信施設の整備を行う。</u> エ <u>発災後に備えた災害応急対策用資機材及び人員の配備を行う。</u> オ <u>災害時における公衆通信の確保並びに被災施設及び設備の早期復旧を図る。</u> カ <u>気象等警報を市へ連絡する。</u> キ <u>電話サービス契約約款に基づき、災害関係電報電話料金等の免除を行う。</u></p> <p>(3) 日本赤十字社 (略)</p> <p>(4) 中部電力株式会社 (略)</p> <p>(5) 東邦瓦斯株式会社 (略)</p> <p>(6) 中日本高速道路株式会社 (略) (追加)</p> <p>(追加)</p>	<p>第5章 各機関の処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>第2節 処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>2 県関係機関</p> <p>(1) 県 ア～コ (略) サ <u>緊急車両の通行を確保するための道路啓開を行う。</u> シ～ヒ (略)</p> <p>4 指定公共機関</p> <p>(1) 日本赤十字社 (略)</p> <p>(2) 日本郵便株式会社 災害の発生時又はそのおそれがある場合においては、可能な限り窓口業務を確保する。また、災害の態様、被災者・被災地の実情に応じ、次のとおり、郵便業務に係る災害特別事務取扱い及び援護対策を迅速かつ的確に実施するものとする。 ア 被災者の安否通信等の便宜を図るため、被災地の郵便局において、被災世帯に対し、通常葉書及び郵便書簡を無償交付するものとする。 イ 被災者が差し出す郵便物の料金免除を実施するものとする。 ウ 被災者の救助を行う地方公共団体、日本赤十字社、その他総務省令で定める法人又は団体に充てた救助用の現金書留郵便物等の料金免除を実施するものとする。 エ <u>被災地の被災者の救助を行う地方公共団体等に充てた救助用の物を内容とするゆうパックの料金免除を実施するものとする。</u> オ 被災者の救助を行う団体が被災者に配布する救助物資を購入するために必要な費用に充てるため、あらかじめ当該団体からの申請に基づき、総務大臣の認可を得て、お年玉付郵便葉書等寄附金を配分する。 (削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(3) 中部電力株式会社 (略)</p> <p>(4) 東邦瓦斯株式会社 (略)</p> <p>(5) 中日本高速道路株式会社 (略)</p> <p>(6) 西日本電信電話株式会社 (略)</p> <p>(7) エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社</p>

頁	現行（平成26年11月修正）	修正案																																	
	<p>(追加)</p> <p>(追加)</p> <p>(追加)</p>	<p><u>ア 災害時における情報等の正確かつ迅速な収集、伝達を行う。</u></p> <p><u>イ 災害応急措置の実施に必要な通信に対し、通信設備を優先的に利用させる。</u></p> <p><u>ウ 発災後に備えた災害応急対策用資器材及び人員の配備を行う。</u></p> <p><u>エ 災害時における通信の確保並びに被災施設及び設備の早期復旧を図る。</u></p> <p><u>オ 電話サービス契約約款等に基づき、災害関係電話料金等の免除を行う。</u></p> <p>(8) KDDI株式会社</p> <p><u>ア 災害対策本部を設置し、直ちに災害応急対策を行う。</u></p> <p><u>イ 災害時における電気通信の確保、被災施設及び設備の早期復旧を図る。</u></p> <p><u>ウ 災害応急措置の実施に必要な通信に対して、防災関係機関からの要請により優先的に対応する。</u></p> <p>(9) NTTドコモ株式会社</p> <p><u>ア 災害時における情報等の正確かつ迅速な収集、伝達を行う。</u></p> <p><u>イ 災害応急措置の実施に必要な通信に対し、通信設備を優先的に利用させる。</u></p> <p><u>ウ 発災後に備えた災害応急対策用資器材及び人員の配備を行う。</u></p> <p><u>エ 災害時における携帯電話の通信確保並びに被災施設及び設備の早期復旧を図る。</u></p> <p><u>オ 携帯電話サービス契約約款等に基づき、災害関係携帯電話料金等の免除を行う。</u></p> <p>(10) ソフトバンクモバイル株式会社</p> <p><u>ア 災害時における重要通信の確保、及び被災した電気通信設備等の早期復旧を図る。</u></p> <p><u>イ 災害応急措置の実施に必要な通信に対して、防災関係機関からの要請により優先的に対応する。</u></p> <p><u>ウ 災害時における情報等の正確かつ迅速な収集、伝達を行う。</u></p>																																	
30	<p>第2編 災害予防</p> <p>第1章 防災協働社会の形成推進</p> <p>第2節 自主防災組織・ボランティアとの連携</p> <p>4 ボランティアの受入れ体制の整備及び協力・連絡体制の推進</p> <p>(2) ボランティアコーディネーター養成講座の開催</p> <p>市は、ボランティア関係団体と相互に連絡し、ボランティアとして被災地の支援をしたい者と支援を求める者との調整役となるコーディネーターの確保に努めるものとする。このため、市のボランティアコーディネーター養成に努めるとともに、養成したボランティアコーディネーターに対し、コーディネートの知識、技術の向上を図るため、愛知県主催するフォローアップ研修に適任者を派遣する。</p> <p>また、市においては、引き続きボランティアコーディネーター養成講座の開催に努めるものとする。</p>	<p>第2編 災害予防</p> <p>第1章 防災協働社会の形成推進</p> <p>第2節 自主防災組織・ボランティアとの連携</p> <p>4 ボランティアの受入れ体制の整備及び協力・連絡体制の推進</p> <p>(2) ボランティアコーディネーター養成講座の開催</p> <p>市は、ボランティア関係団体と相互に連絡し、ボランティアとして被災地の支援をしたい者と支援を求める者との調整役となるコーディネーターの確保に努めるものとする。このため、市のボランティアコーディネーター養成講座を終了したボランティアコーディネーターのうち適任者を、コーディネートの知識、技術の向上を図るため、愛知県主催するフォローアップ講座等に派遣する。</p> <p>また、市においては、引き続きボランティアコーディネーター養成講座の開催に努めるものとする。</p>																																	
33	<p>第2章 建築物等の安全化</p> <p>■主な機関の措置</p> <table border="1" data-bbox="151 1448 1062 1911"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>機関名</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1節</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>第2節 交通・ライフライン関係関係施設対策</td> <td>施設管理者等</td> <td>1 施設の防災構造化及び被害を最小限にとどめる予防措置</td> </tr> <tr> <td>第3節 文化財保護対策</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>第4節 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	区分	機関名	主な措置	第1節	(略)	(略)	第2節 交通・ライフライン関係関係施設対策	施設管理者等	1 施設の防災構造化及び被害を最小限にとどめる予防措置	第3節 文化財保護対策	(略)	(略)	第4節 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備	(略)	(略)	<p>第2章 建築物等の安全化</p> <p>■主な機関の措置</p> <table border="1" data-bbox="1087 1448 1999 1911"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>機関名</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1節</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>第2節 交通関係施設対策</td> <td>施設管理者等</td> <td>1 施設の防災構造化及び被害を最小限にとどめる予防措置</td> </tr> <tr> <td>第3節 ライフライン関係施設対策</td> <td>施設管理者等</td> <td>1 施設の防災構造化及び被害を最小限にとどめる予防措置</td> </tr> <tr> <td>第4節 文化財保護対策</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>第5節 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	区分	機関名	主な措置	第1節	(略)	(略)	第2節 交通関係施設対策	施設管理者等	1 施設の防災構造化及び被害を最小限にとどめる予防措置	第3節 ライフライン関係施設対策	施設管理者等	1 施設の防災構造化及び被害を最小限にとどめる予防措置	第4節 文化財保護対策	(略)	(略)	第5節 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備	(略)	(略)
区分	機関名	主な措置																																	
第1節	(略)	(略)																																	
第2節 交通・ライフライン関係関係施設対策	施設管理者等	1 施設の防災構造化及び被害を最小限にとどめる予防措置																																	
第3節 文化財保護対策	(略)	(略)																																	
第4節 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備	(略)	(略)																																	
区分	機関名	主な措置																																	
第1節	(略)	(略)																																	
第2節 交通関係施設対策	施設管理者等	1 施設の防災構造化及び被害を最小限にとどめる予防措置																																	
第3節 ライフライン関係施設対策	施設管理者等	1 施設の防災構造化及び被害を最小限にとどめる予防措置																																	
第4節 文化財保護対策	(略)	(略)																																	
第5節 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備	(略)	(略)																																	
34	<p>第1節 建築物の耐震推進</p> <p>1 市における措置</p> <p>(2) 「建築物の耐震改修の促進に関する法律」の適正な施行</p> <p>不特定多数の人が利用する大規模な建築物等の既存耐震不適格建築物に耐震診断結果の報告義務及び、多数の人が利用する一定規模以上等の既存耐震不適格建築物に耐震診断・改修の努力義務を課した「建築物の耐震改修の促進に関する法律」の適正な施行に努めることとする。</p> <p>また、「建築物の耐震改修の促進に関する法律」に基づき、地震で建築物が倒壊することによる避難路の閉塞を防ぐために、優先的に耐震化に取り組むべき避難路を指定し、その沿道に所在する、道路を閉塞する可能性のある既存耐震不適格建築物の耐震診断結果の報告を義務付けることとする。</p> <p>2 耐震改修促進計画</p> <p>(2) 「建築物の耐震改修の促進に関する法律」により策定した「耐震改修促進計画」に基づき、総合的な既設建築物の耐震性の向上を推進していくこととする。</p> <p>また同法に基づき指定した、地震で建築物が倒壊することによる避難路の閉塞を防ぐために優先的に耐震化に取り組むべき避難路の沿道建築物の耐震性向上について、特に推進するために、その対象路線を指定し、耐震診断の結果報告の期限を定めることとする。</p> <p>3 公共建築物の耐震性の確保・向上</p> <p>(1) 防災上重要な建築物</p> <p>(略)</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 震災時に緊急の救護所、被災者の一時収容施設となる病院、学校等</p>	<p>第1節 建築物の耐震推進</p> <p>1 市における措置</p> <p>(2) 「建築物の耐震改修の促進に関する法律」の適正な施行</p> <p>不特定多数の人が利用する大規模な建築物等の既存耐震不適格建築物に耐震診断結果の報告義務及び、多数の人が利用する一定規模以上等の既存耐震不適格建築物に耐震診断・改修の努力義務を課した「建築物の耐震改修の促進に関する法律」の適正な施行に努めることとする。</p> <p>また、同法に基づき、大規模な地震が発生した場合においてその利用を確保することが公益上必要な建築物として、指定避難所等の防災上重要な建築物（昭和56年5月31日以前に着工した既存耐震不適格建築物に限る。）を指定し、耐震診断結果の報告を義務付けることとする。</p> <p>2 耐震改修促進計画</p> <p>(2) 「建築物の耐震改修の促進に関する法律」により策定した「耐震改修促進計画」に基づき、総合的な既設建築物の耐震性の向上を推進していくこととする。</p> <p>また、耐震改修促進計画において、耐震診断義務付け対象建築物として、指定避難所等の防災上重要な建築物（昭和56年5月31日以前に着工した既存耐震不適格建築物に限る。）を指定し、耐震診断結果の報告期限を定めることとする。</p> <p>3 公共建築物の耐震性の確保・向上</p> <p>(1) 防災上重要な建築物</p> <p>(略)</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 震災時に緊急の救護所、避難所となる病院、学校等</p>																																	

頁	現行（平成26年11月修正）	修正案
36	<p>4 一般建築物の耐震性の向上促進及び減災の推進 (3) 一般建築物の耐震診断・耐震改修の促進 (追加) 県は、一般建築物所有者が、必要に応じ耐震診断及び耐震改修を行い、その対策を講じていただくよう普及啓発に努めるものとする。 (追加) <u>なお、県は民間の特定既存耐震不適格建築物、防災上重要な建築物及び、県又は市が耐震診断及び耐震改修の促進を図る必要があると認める避難路の沿道に所在する建築物に対する市の耐震診断費補助事業に助成することにより、耐震診断の促進をはかるものとする。</u> (追加) <u>また、耐震改修促進法に基づき耐震診断の結果報告が義務づけられている建築物に対する市の耐震改修費補助事業に助成することにより、耐震診断の促進を図るものとする。</u></p> <p>6 被災建築物の応急危険度判定の体制整備 (1) 応急危険度判定士の養成等 市は、県に協力して、建築士等を対象に判定士養成講習会を実施し、判定士の養成に努めるものとする。 (2) 愛知県建築物地震対策推進協議会による相互支援体制の推進 県、市及び建築関係団体は、震災時における応急危険度判定の実施をより迅速かつ的確に行うため、平成10年に設置した愛知県建築物地震対策推進協議会（平成14年10月改組）において、県内市町村相互の支援・判定体制の確立に努めるものとする。</p>	<p>4 一般建築物の耐震性の向上促進及び減災の推進 (3) 一般建築物の耐震診断・耐震改修の促進 <u>ア 普及・啓発</u> 県は、一般建築物所有者が、必要に応じ耐震診断及び耐震改修を行い、その対策を講じていただくよう普及啓発に努めるものとする。 <u>イ 市の耐震診断費補助事業への助成</u> 県は民間の特定既存耐震不適格建築物、防災上重要な建築物及び、県又は市が耐震診断及び耐震改修の促進を図る必要があると認める避難路の沿道に所在する建築物に対する市の耐震診断費補助事業に助成するものとする。</p> <p><u>ウ 市の耐震改修費補助事業への助成</u> 耐震改修促進法に基づき耐震診断の結果報告が義務づけられている建築物に対する市の耐震改修費補助事業に助成するものとする。</p> <p>6 被災建築物の応急危険度判定の体制整備 (1) 応急危険度判定士の養成等 市は、<u>県や愛知県建築物地震対策協議会</u>に協力して、建築士等を対象に判定士養成講習会を実施し、判定士の養成に努めるものとする。 (2) 愛知県建築物地震対策推進協議会による相互支援体制の推進 県、市及び建築関係団体は、震災時における応急危険度判定の実施をより迅速かつ的確に行うため、愛知県建築物地震対策推進協議会において、県内市町村相互の支援・判定体制の確立に努めるものとする。</p>
43	<p>第2節 交通・ライフライン関係施設等の整備 2 道路施設 地震により道路及び道路の重要な構造物である橋りょう、地下道、横断歩道等が損壊することは、震災後における市民の避難、消防、医療活動及び緊急物資の輸送等に大きな支障を生じるものであり、復旧時においても重大な障害となる。 このため、道路施設が地震時においても、その機能を発揮できるようにするため、まず点検を行い、これに基づき緊急度の高い箇所から順次耐震性の向上を図る。 なお、県では緊急輸送道路の指定を行っているが、本市においても主要幹線については本市独自の緊急輸送道路に指定し、安全性の確保を図る。 また、新たに道路、橋りょう等を建設する場合は、耐震性を配慮した道路施設の建設を積極的に推進し、道路機能の確保を図る。 さらに、道路、橋りょう以外の道路構造物（横断歩道橋、盛土区間等）についても、耐震対策を必要とするものは、緊急度の高いものから順次整備する。 (1) 道路・橋りょう等の整備 ア (略) イ <u>橋りょうの整備</u> 「道路橋示方書V耐震設備編（平成24年3月）」により、<u>橋りょうの耐震点検を実施し、改築、補強等対策工事の必要な橋りょうを指定する。</u> <u>指定した橋りょうのうち、緊急順位の高いものから順次対策を実施する。</u> <u>また、橋りょうの新設に当たっては、上記示方書に基づき強い耐震性を備えた橋りょうを建設する。</u></p> <p>第2節 交通・ライフライン関係施設等の整備 (追加)</p> <p>5 電力施設 (略) 6 ガス施設 (略) 7 通信施設 (略) 8 水道施設 (略) 9 下水道施設 (略) (追加)</p> <p>(1) 電気通信 ア <u>西日本電信電話(株)</u> 西日本電信電話(株)は、国内電気通信事業の公共性を考慮して、災害時においても通信の確保ができるよう、施設の耐震・耐火及び伝送路の多ルート化等の防災対策を推進し、被害の未然防止を図る。 (略) (ア)～(カ) (略) (キ) <u>災害用伝言板 (web171) の活用</u> <u>災害用伝言板 (web171) は、被災者の安否確認を直接電話連絡で行わず、全国約50箇所に配備された災害用伝言センターを経由して行うことにより、輻輳を緩和するサービスだが、震度6弱以上の地震が発生した場合は直ちに、また、各種災害が発生した場合には電話の輻輳が予測される時に災害用伝言板 (web171) を実施する。</u></p>	<p>第2節 交通関係施設等の整備 2 道路施設 地震により道路及び道路の重要な構造物である橋梁、地下道、横断歩道等が損壊することは、震災後における市民の避難、消防、医療活動及び緊急物資の輸送等に大きな支障を生じるものであり、復旧時においても重大な障害となる。 このため、道路施設が地震時においても、その機能を発揮できるようにするため、まず点検を行い、これに基づき緊急度の高い箇所から順次耐震性の向上を図る。 なお、県では緊急輸送道路の指定を行っているが、本市においても主要幹線については本市独自の緊急輸送道路に指定し、安全性の確保を図る。 また、新たに道路、橋梁等を建設する場合は、耐震性を配慮した道路施設の建設を積極的に推進し、道路機能の確保を図る。 さらに、道路、橋梁以外の道路構造物（横断歩道橋、盛土区間等）についても、耐震対策を必要とするものは、緊急度の高いものから順次整備する。 (1) 道路・橋梁等の整備 ア (略) イ <u>橋梁の整備</u> 「道路橋示方書V耐震設備編（平成24年3月）」により、<u>橋梁の耐震点検を実施し、改築、補強等対策工事の必要な橋梁を指定する。</u> <u>指定した橋梁のうち、緊急順位の高いものから順次対策を実施する。</u> <u>また、橋梁の新設に当たっては、上記示方書に基づき強い耐震性を備えた橋梁を建設する。</u></p> <p>第3節 ライフライン関係施設等の整備 1 施設管理者等における措置 <u>施設ごとに耐震性を必要とされる構造物については、耐震性の強化を図るとともに、その他の施設についても被害軽減のための諸施策を実施し、被害を最小限にとどめるよう予防措置を講ずるものとする。</u></p> <p>2 電力施設 (略) 3 ガス施設 (略) (削除)</p> <p>4 上水道施設 (略) 5 下水道施設 (略) 6 通信施設 (略) (1) 電気通信 ア <u>西日本電信電話株式会社、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社</u> <u>西日本電信電話株式会社及びエヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社は、国内電気通信事業の公共性を考慮して、災害時においても通信の確保ができるよう、施設の耐震・耐火及び伝送路の多ルート化等の防災対策を推進し、被害の未然防止を図る。</u> (略) (ア)～(カ) (略) (削除) ※第3編第15章に記載</p>

頁	現行（平成26年11月修正）	修正案																								
	<p>なお、東海地震に関する対策としては、判定会招集時より提供を開始する。 <u>(ク) 災害用ブロードバンド伝言板の活用</u> <u>インターネットを利用して安否確認を行う災害用ブロードバンド伝言板を、災害用伝言ダイヤルの提供に準じて運用する。</u></p> <p>ウ KDDI株式会社 (ア)～(キ) (略) <u>(ク) KDDIでは、震度6弱程度以上の地震等災害時に、家族・親類・知人等との安否確認に利用してもらうため、次のとおり「災害用伝言板」サービスを提供する。(利用料金は無料)</u></p> <p>(追加)</p>	<p>(削除) ※第3編第15章に記載</p> <p>ウ KDDI株式会社 (ア)～(キ) (略) (削除) ※第3編第15章に記載</p> <p>エ ソフトバンクモバイル株式会社 <u>ソフトバンクモバイル株式会社は、電気通信事業の公共性に鑑み、災害時においても可能な限り電気通信サービスを確保し提供できるよう、平素より通信設備等の信頼性向上に努める。</u> (ア) 設備の耐震対策 a 建物、鉄塔の耐震対策 b 通信機械設備の固定・補強等 (イ) 防火・防潮対策 a 防火シャッター、防火扉、スプリンクラー等消火設備の整備 b 防水扉・防潮板の設置 (ウ) 通信網の整備 a 伝送路の多ルート化 b 主要な中継交換機の分散設置 c 主要な電気通信設備について、必要な予備電源を設置 (エ) 防災に関する訓練 a 災害予報及び警報伝達 b 非常招集 c 災害時における通信そ通確保 d 各種災害対策用機器の操作 e 電気通信設備等の災害応急復旧 f 消防 g 避難と救護 (オ) 被災地域への通信の疎通確保対策の検討 <u>衛星回線により基地局伝送路の検討</u> (カ) 緊急輸送対策 <u>委託ヘリコプターによる復旧要員輸送ルートの整備</u></p>																								
46	<p>1.2 農地、農業用施設</p> <p>第3節 文化財保護対策</p> <table border="1" data-bbox="178 1573 1060 1632"> <tr> <td>実施担当</td> <td>文化振興課 (追加)</td> </tr> </table> <p>3 災害時の対応 (追加) (略)</p> <p>第4節 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備</p>	実施担当	文化振興課 (追加)	<p>7 農地、農業用施設</p> <p>第4節 文化財保護対策</p> <table border="1" data-bbox="1113 1573 1995 1632"> <tr> <td>実施担当</td> <td>文化振興課、小牧山課</td> </tr> </table> <p>3 災害時の対応 <u>災害時には、次の対策を実施する。</u> (略)</p> <p>第5節 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備</p>	実施担当	文化振興課、小牧山課																				
実施担当	文化振興課 (追加)																									
実施担当	文化振興課、小牧山課																									
54	<p>第4章 地盤災害の予防</p> <p>■主な機関の措置</p> <table border="1" data-bbox="157 2003 1060 2285"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>機関名</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>第4節 土砂災害の防止</td> <td>市</td> <td>1 (1) 地盤災害に対処するための通常の方策 (追加)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	区分	機関名	主な措置	(略)	(略)	(略)	第4節 土砂災害の防止	市	1 (1) 地盤災害に対処するための通常の方策 (追加)	(略)	(略)	(略)	<p>第4章 地盤災害の予防</p> <p>■主な機関の措置</p> <table border="1" data-bbox="1092 2003 2005 2285"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>機関名</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>第3節 土砂災害の防止</td> <td>市</td> <td>1 (1) 地盤災害に対処するための通常の方策 1 (2) <u>土砂災害警戒区域等に関する警戒避難体制の整備</u> 1 (3) <u>ハザードマップの作成及び周知</u></td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	区分	機関名	主な措置	(略)	(略)	(略)	第3節 土砂災害の防止	市	1 (1) 地盤災害に対処するための通常の方策 1 (2) <u>土砂災害警戒区域等に関する警戒避難体制の整備</u> 1 (3) <u>ハザードマップの作成及び周知</u>	(略)	(略)	(略)
区分	機関名	主な措置																								
(略)	(略)	(略)																								
第4節 土砂災害の防止	市	1 (1) 地盤災害に対処するための通常の方策 (追加)																								
(略)	(略)	(略)																								
区分	機関名	主な措置																								
(略)	(略)	(略)																								
第3節 土砂災害の防止	市	1 (1) 地盤災害に対処するための通常の方策 1 (2) <u>土砂災害警戒区域等に関する警戒避難体制の整備</u> 1 (3) <u>ハザードマップの作成及び周知</u>																								
(略)	(略)	(略)																								
55	<p>第1節 土地利用の適正指導</p> <table border="1" data-bbox="178 2359 1060 2418"> <tr> <td>実施担当</td> <td>市政戦略課、道路課、河川課、都市政策課、農政課</td> </tr> </table> <p>第2節 液状化対策の推進</p> <p>1 市における措置 (2) 建築物における対策工法の普及 液状化現象は、地盤条件により発生の危険性が大きく異なるため、個々の地盤に対応した適切な対策工法の実施されることが必要である。 <u>そこで、あらかじめ液状化の可能性を予測した平成9年作成の地質地盤図をもとに、市民や建築物の施工主に周知を図るとともに、対策工法の普及を行う。</u></p> <p>第4節 土砂災害の防止</p> <p>1 市における措置 (1) (略)</p>	実施担当	市政戦略課、道路課、河川課、都市政策課、農政課	<p>第1節 土地利用の適正指導</p> <table border="1" data-bbox="1113 2359 1995 2418"> <tr> <td>実施担当</td> <td>秘書政策課、道路課、河川課、都市政策課、農政課</td> </tr> </table> <p>第2節 液状化対策の推進</p> <p>1 市における措置 (2) 建築物における対策工法の普及 液状化現象は、地盤条件により発生の危険性が大きく異なるため、個々の地盤に対応した適切な対策工法の実施されることが必要である。 <u>そこで、あらかじめ液状化の可能性を予測した平成27年3月に実施した地震被害想定調査結果をもとに、市民や建築物の施工主に周知を図るとともに、対策工法の普及を行う。</u></p> <p>第4節 土砂災害の防止</p> <p>1 市における措置 (1) (略)</p>	実施担当	秘書政策課、道路課、河川課、都市政策課、農政課																				
実施担当	市政戦略課、道路課、河川課、都市政策課、農政課																									
実施担当	秘書政策課、道路課、河川課、都市政策課、農政課																									

頁	現行（平成26年11月修正）	修正案
59	<p>（2）土砂災害警戒区域等に関する警戒避難体制の整備 （略） （追加）</p> <p>第6章 避難者・要配慮者対策 ■基本方針 （追加）</p> <p>（追加）</p> <p>○ 市長等は、あらかじめ指定緊急避難場所や指定避難所の指定及び整備、避難計画の作成、避難所の運営体制の整備を行うとともに、避難に関する知識の普及を図り、市民の安全の確保に努めるものとする。</p> <p>○ 県、市及び要配慮者が利用する社会福祉施設等の管理者は、「人にやさしい街づくりの推進に関する条例」（平成6年愛知県条例第33号）の目的に従い、真に人にやさしい施設整備に努めるとともに、要配慮者に配慮した情報伝達体制の推進及び教育・広報活動等に努める。</p> <p>○ 市は、避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、地域住民、自主防災組織、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障がい福祉サービス事業者、ボランティア団体等の多様な主体の協力を得ながら、平常時より、避難行動要支援者に関する情報を把握の上、関係者との共有に努めることとする。また、避難行動要支援者への対応を強化するため、情報伝達体制の整備、避難誘導体制の整備、避難訓練の実施を一層図るものとする。その際には、内閣府が作成した「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」や、市が作成している「小牧市避難行動要支援者支援体制マニュアル」を活用するものとする。</p> <p>○ 社会福祉施設等の管理者（以下「施設等管理者」という。）は、その施設を利用する者を適切に避難誘導するため、地域住民、ボランティア団体等の多様な主体と協力体制を図るものとする。</p> <p>○ 県及び市は、大規模災害発生時の一斉帰宅を抑制するため、公共交通機関の運行状況によっては「むやみに移動を開始しない」という基本原則を積極的に広報することが必要である。また、事業所等に対して従業員等を職場等に滞在させることができるよう、必要な物資の備蓄等を促すものとする。</p>	<p>（2）土砂災害警戒区域等に関する警戒避難体制の整備 （略） 市内にある土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域については、別途小牧市地域防災計画附属資料に記載する。</p> <p>ア 土砂災害に関する情報の収集及び伝達並びに予報又は警報の発令及び伝達に関する事項 「避難勧告等の判断・伝達マニュアル」に基づき、適正に伝達を行い、早めの避難を呼びかける。また土砂災害警戒情報発令時には、警戒区域近隣に居住する住民等にFAXを利用して周知を行う。</p> <p>イ 警戒区域ごとの最寄の指定避難所等 野口大山区：リサイクルプラザ、野口会館 本庄区：本庄保育園、本庄小学校、タウン本庄会館、小松寺団地会館、本庄会館 池之内区：池之内会館 避難路等については、幅員が広く土砂災害の影響を受けにくい道を選定すること。</p> <p>ウ 土砂災害に係る避難訓練の実施に関する事項 土砂災害の情報伝達から避難、避難誘導等の一連の流れについての避難訓練を適宜実施することとする。</p> <p>エ 警戒区域内の社会福祉施設 障がい者支援施設 ハートランド小牧の杜（住所：小牧市大山岩次208-8） TEL：78-1911 FAX：47-1001</p> <p>オ 救助に関する事項 災害対策本部に救助要請があった場合、必要に応じて自衛隊派遣要請、災害救助法の適用申請を行う。</p> <p>（3）小牧市防災ガイドブック（仮）の作成及び周知 平成27年度中に小牧市防災ガイドブック（仮）を作成し、土砂災害警戒区域等に関して適切な情報提供を行う。</p> <p>第6章 避難行動の促進対策 ■基本方針</p> <p>○ 避難勧告等は、空振りをおそれず、早めに出すことを基本とし、避難勧告等の判断基準の明確化を図る。</p> <p>○ 災害情報共有システム（Lアラート）の活用による報道機関等を通じた情報提供に加え、緊急速報メール機能等を活用して、気象警報や避難勧告等の伝達手段の多重化・多様化を図る。</p> <p>○ 市長等は、あらかじめ指定緊急避難場所の指定及び整備、避難計画の作成を行うとともに、避難に関する知識の普及を図り、市民の安全の確保に努めるものとする。</p> <p>（削除）※第7章に記載</p> <p>（削除）※第7章に記載</p> <p>（削除）※第7章に記載</p> <p>（削除）※第7章に記載</p>

頁	現行（平成26年11月修正）	修正案																																																												
	<p>■主な機関の措置</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>機関名</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(追加)</td> <td>(追加)</td> <td>(追加)</td> </tr> <tr> <td>第1節 避難場所の確保</td> <td>市</td> <td>1 (2) 広域避難場所の選定 1 (3) 避難場所標識の設置等 1 (4) 一時避難場所の選定</td> </tr> <tr> <td>第2節 避難所の整備</td> <td>市</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>第3節 避難道路の確保 と交通規制対策</td> <td>市、警察、 避難措置の 実施者</td> <td>1 (1) 避難道路の通行確保 1 (2) 避難道路の選定</td> </tr> <tr> <td>(追加)</td> <td>(追加)</td> <td>(追加)</td> </tr> <tr> <td>第4節 避難に関する広 報</td> <td>市</td> <td>1 (1) 避難場所等の広報 1 (2) 避難のための知識の普及</td> </tr> <tr> <td>第5節 市等の避難計画</td> <td>市、防災上 重要施設の 管理者</td> <td>1 避難計画の作成</td> </tr> <tr> <td>第6節 要配慮者の安全 対策</td> <td>市、社会福 祉施設等管 理者</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>第7節 帰宅困難者支援 体制の整備</td> <td>県、市</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	区分	機関名	主な措置	(追加)	(追加)	(追加)	第1節 避難場所の確保	市	1 (2) 広域避難場所の選定 1 (3) 避難場所標識の設置等 1 (4) 一時避難場所の選定	第2節 避難所の整備	市	(略)	第3節 避難道路の確保 と交通規制対策	市、警察、 避難措置の 実施者	1 (1) 避難道路の通行確保 1 (2) 避難道路の選定	(追加)	(追加)	(追加)	第4節 避難に関する広 報	市	1 (1) 避難場所等の広報 1 (2) 避難のための知識の普及	第5節 市等の避難計画	市、防災上 重要施設の 管理者	1 避難計画の作成	第6節 要配慮者の安全 対策	市、社会福 祉施設等管 理者	(略)	第7節 帰宅困難者支援 体制の整備	県、市	(略)	<p>■主な機関の措置</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>機関名</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1節 気象警報や避難 指示等の情報伝 達体制の整備</td> <td>市、県</td> <td>1 防災行政無線等の維持管理 2 情報伝達手段の多重化・多様化の確保</td> </tr> <tr> <td>第2節 避難場所及び避 難路の指定等</td> <td>市</td> <td>1 広域避難場所の選定 2 広域避難場所標識の設置等 3 一時避難場所の確保 4 避難路の選定</td> </tr> <tr> <td>第3節 避難勧告等の判 断及び伝達マニ ュアルの作成</td> <td>市</td> <td>1 (1) マニュアルの作成 1 (2) 判断基準の設定に係る助言 1 (3) 判断のための助言を求めるための事前準備</td> </tr> <tr> <td></td> <td>県</td> <td>判断基準の設定に係る助言</td> </tr> <tr> <td>(削除)</td> <td>(削除)</td> <td>(削除) ※第5節として記載</td> </tr> <tr> <td>第4節 避難誘導等に係 る計画の策定</td> <td>市、防災上重 要施設の管 理者</td> <td>1 避難計画の作成</td> </tr> <tr> <td>第5節 避難に関する意 識啓発</td> <td>市</td> <td>1 (1) 避難場所等の広報 1 (2) 避難のための知識の普及</td> </tr> <tr> <td>(削除)</td> <td>(削除)</td> <td>(削除) ※第7章第2節として記載</td> </tr> <tr> <td>(削除)</td> <td>(削除)</td> <td>(削除) ※第7章第3節として記載</td> </tr> </tbody> </table>	区分	機関名	主な措置	第1節 気象警報や避難 指示等の情報伝 達体制の整備	市、県	1 防災行政無線等の維持管理 2 情報伝達手段の多重化・多様化の確保	第2節 避難場所及び避 難路の指定等	市	1 広域避難場所の選定 2 広域避難場所標識の設置等 3 一時避難場所の確保 4 避難路の選定	第3節 避難勧告等の判 断及び伝達マニ ュアルの作成	市	1 (1) マニュアルの作成 1 (2) 判断基準の設定に係る助言 1 (3) 判断のための助言を求めるための事前準備		県	判断基準の設定に係る助言	(削除)	(削除)	(削除) ※第5節として記載	第4節 避難誘導等に係 る計画の策定	市、防災上重 要施設の管 理者	1 避難計画の作成	第5節 避難に関する意 識啓発	市	1 (1) 避難場所等の広報 1 (2) 避難のための知識の普及	(削除)	(削除)	(削除) ※第7章第2節として記載	(削除)	(削除)	(削除) ※第7章第3節として記載
区分	機関名	主な措置																																																												
(追加)	(追加)	(追加)																																																												
第1節 避難場所の確保	市	1 (2) 広域避難場所の選定 1 (3) 避難場所標識の設置等 1 (4) 一時避難場所の選定																																																												
第2節 避難所の整備	市	(略)																																																												
第3節 避難道路の確保 と交通規制対策	市、警察、 避難措置の 実施者	1 (1) 避難道路の通行確保 1 (2) 避難道路の選定																																																												
(追加)	(追加)	(追加)																																																												
第4節 避難に関する広 報	市	1 (1) 避難場所等の広報 1 (2) 避難のための知識の普及																																																												
第5節 市等の避難計画	市、防災上 重要施設の 管理者	1 避難計画の作成																																																												
第6節 要配慮者の安全 対策	市、社会福 祉施設等管 理者	(略)																																																												
第7節 帰宅困難者支援 体制の整備	県、市	(略)																																																												
区分	機関名	主な措置																																																												
第1節 気象警報や避難 指示等の情報伝 達体制の整備	市、県	1 防災行政無線等の維持管理 2 情報伝達手段の多重化・多様化の確保																																																												
第2節 避難場所及び避 難路の指定等	市	1 広域避難場所の選定 2 広域避難場所標識の設置等 3 一時避難場所の確保 4 避難路の選定																																																												
第3節 避難勧告等の判 断及び伝達マニ ュアルの作成	市	1 (1) マニュアルの作成 1 (2) 判断基準の設定に係る助言 1 (3) 判断のための助言を求めるための事前準備																																																												
	県	判断基準の設定に係る助言																																																												
(削除)	(削除)	(削除) ※第5節として記載																																																												
第4節 避難誘導等に係 る計画の策定	市、防災上重 要施設の管 理者	1 避難計画の作成																																																												
第5節 避難に関する意 識啓発	市	1 (1) 避難場所等の広報 1 (2) 避難のための知識の普及																																																												
(削除)	(削除)	(削除) ※第7章第2節として記載																																																												
(削除)	(削除)	(削除) ※第7章第3節として記載																																																												
<p>(追加)</p> <p>(追加)</p> <p>(追加)</p>		<p>第1節 気象警報や避難指示等の情報伝達体制の整備</p> <table border="1"> <tr> <td>実施担当</td> <td>危機管理課、広報広聴課</td> </tr> </table> <p>1 市における措置</p> <p>市は、さまざまな環境下にある住民等に対して気象警報や避難勧告等が確実に伝わるよう、関係事業者の協力を得つつ、広報車による広報やツイッター・フェイスブックなどのSNS、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）等を用いた伝達手段の多重化、多様化の確保を図る。</p> <p>また、迅速・的確な避難行動に結びつけるよう、その伝達内容等についてあらかじめ検討しておく。</p> <p>2 県における措置</p> <p>県は、市町村に対して気象警報等が確実に伝わるよう、防災行政無線（高度情報通信ネットワーク）、全国瞬時警報システム（Jアラート）等を適切に維持管理する。</p> <p>また、災害情報を放送事業者、新聞社、通信事業者等に効率的に伝達する共通基盤である災害情報共有システム（Lアラート）を活用するための体制を整備する。</p>	実施担当	危機管理課、広報広聴課																																																										
実施担当	危機管理課、広報広聴課																																																													
<p>60</p> <p>第1節 避難場所の確保</p> <table border="1"> <tr> <td>実施担当</td> <td>みどり公園課、危機管理課、</td> </tr> </table> <p>1 市における措置</p> <p>(追加)</p> <p>(1) 避難場所とは</p> <p>避難場所には、広域避難場所、一時避難場所等いくつかの形態があり、その主旨を整理する。</p> <p>災害の種類に応じてその危険の及ばない場所・施設を指定緊急避難場所として災害対策基本法施行令に定める基準に従って指定し、災害の危険が切迫した場合における住民の安全な避難先を確保する。</p> <p>(略)</p> <p>(2) 広域避難場所の選定</p> <p>(略)</p>	実施担当	みどり公園課、危機管理課、		<p>第2節 避難場所及び避難路の指定等</p> <table border="1"> <tr> <td>実施担当</td> <td>危機管理課、関係各課</td> </tr> </table> <p>1 市における措置</p> <p>1 避難場所の指定</p> <p>(1) 避難場所とは</p> <p>避難場所には、広域避難場所、一時避難場所等いくつかの形態があり、その主旨を整理する。</p> <p>市は、災害の種類に応じてその危険の及ばない場所・施設を指定緊急避難場所として災害対策基本法施行令に定める基準に従って指定し、災害の危険が切迫した場合における住民の安全な避難先を確保する。</p> <p>(略)</p> <p>(2) 広域避難場所の選定</p> <p>(略)</p>	実施担当	危機管理課、関係各課																																																								
実施担当	みどり公園課、危機管理課、																																																													
実施担当	危機管理課、関係各課																																																													

頁	現行（平成26年11月修正）	修正案		
61	<p>ア (略)</p> <p>イ 広域避難場所における避難民1人当たりの必要面積は、おおむね2㎡以上とする。</p> <p>(略)</p> <p>(4) 一時避難場所の選定 一時避難場所の選定に当たっては以下の基準により選定し、確保しておくものとする。</p> <p>ア 学校のグラウンド、公園、緑地等で、集合する避難者の安全がある程度確保されるスペースを有すること。</p> <p>イ 地域単位に臨時応急的に集団を形成することとなるので、市民の生活圏を考慮した場所とすること。</p> <p>ウ 避難民1人当たりの必要面積や地区分けについては広域避難場所と同様の取扱いとする。</p> <p>第2節 避難所の整備</p> <p>第3節 避難道路の確保と交通規制計画</p> <p>1 市、警察及びその他避難措置の実施者における措置</p> <p>(1) 避難道路の通行確保 市職員、警察官、消防職員その他避難措置の実施者は、迅速かつ安全な避難ができるよう通行の支障となる行為を排除し、避難道路の通行確保に努めるものとする。また、災害の発生に備え、愛知県警が策定した交通規制計画に則り、災害の発生に備えるものとする。</p> <p>(2) 避難道路の選定 広域避難場所を指定した場合は、市街地の状況に応じて次の基準により避難道路を選定し確保しておくものとする。</p> <p>(略)</p> <p>(追加)</p> <p>(追加)</p> <p>(追加)</p> <p>第4節 避難に関する広報</p> <p>第5節 市等の避難計画</p> <p>1 市及び防災上重要な施設の管理者における措置 市及び防災上重要な施設の管理者は、災害時において安全かつ迅速な避難を行うことができるようあらかじめ避難計画を作成しておくものとする。</p> <p>(1) 市の避難計画 市の避難計画は、次の事項に留意して作成するとともに、自主防災組織等の育成を通じて避難体制の確立に努めるものとする。</p> <p>ア～エ (略)</p> <p>オ 避難場所、避難所の管理に関する事項</p> <p>(ア) 避難収容中の秩序保持</p> <p>(イ) 避難民に対する災害情報の伝達</p> <p>(ウ) 避難民に対する応急対策実施状況の周知徹底</p> <p>(エ) 避難民に対する各種相談業務</p> <p>カ 災害時における広報</p> <p>(略)</p>	<p>ア (略)</p> <p>イ 広域避難場所における避難者1人当たりの必要面積は、おおむね2㎡以上とする。</p> <p>(略)</p> <p>(4) 一時避難場所の選定 一時避難場所の選定に当たっては以下の基準により選定し、確保しておくものとする。</p> <p>ア 学校のグラウンド、公園、緑地等で、集合する避難者の安全がある程度確保されるスペースを有すること。</p> <p>イ 地域単位に臨時応急的に集団を形成することとなるので、市民の生活圏を考慮した場所とすること。</p> <p>ウ 避難者1人当たりの必要面積や地区分けについては広域避難場所と同様の取扱いとする。</p> <p>(削除) ※第7章に記載</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>2 避難路の選定 避難場所を指定した市は、市街地の状況に応じて次の基準により避難路を選定し、且頃から住民への周知徹底に努める。</p> <p>(略)</p> <p>第3節 避難勧告等の判断・伝達マニュアルの作成</p> <table border="1" data-bbox="1092 1142 1953 1187"> <tr> <td>実施担当</td> <td>危機管理課</td> </tr> </table> <p>1 市における措置</p> <p>(1) マニュアルの作成 市は、避難指示、避難勧告、避難準備情報等について、次の事項に留意の上、避難すべき区域や判断基準、伝達方法を明確にしたマニュアルを作成するものとする。</p> <p>ア 収集できる情報として次の情報を踏まえること</p> <p>(ア) 気象予報及び気象情報</p> <p>イ 「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン」(内閣府)を参考にすること。</p> <p>ウ 区域の設定に当たっては、次の区域を踏まえること</p> <p>(ア) 愛知県東海・東南海・南海地震等被害予測調査結果(平成26年5月30日愛知県防災局公表)の浸水想定区域</p> <p>オ 避難時の周囲の状況等により、屋内に留まっていた方が安全な場合等やむを得ないときは、屋内での待避等の安全確保措置を講ずべきことにも留意すること</p> <p>(2) 判断基準の設定に係る助言 判断基準の設定については、必要に応じて、専門的知識を有する中部地方整備局・県(水防、砂防所管)や名古屋地方気象台に助言を求めることとする。</p> <p>(3) 判断のための助言を求めるときの事前準備 市は、避難勧告又は指示を行う際に、国又は都道府県に必要な助言を求められることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておくものとする。</p> <p>2 県(建設部)、名古屋地方気象台及び中部地方整備局における措置 県、名古屋地方気象台及び中部地方整備局は、市が、避難勧告等の判断基準の設定及び見直しを行う場合について、必要な助言等を行うものとする。</p> <p>(削除) ※第5節「避難に関する意識啓発」として記載</p> <p>第4節 避難誘導等に係る計画の策定</p> <p>1 市及び防災上重要な施設の管理者における措置 市及び防災上重要な施設の管理者は、災害時において安全かつ迅速な避難を行うことができるようあらかじめ避難誘導等に係る計画を作成しておくものとする。</p> <p>(1) 市の避難計画 市の避難計画には、原則として次の事項を記載するものとする。</p> <p>ア～エ (略)</p> <p>オ 避難場所、避難所の管理に関する事項</p> <p>(ア) 避難場所や避難所の秩序保持</p> <p>(イ) 避難者に対する災害情報の伝達</p> <p>(ウ) 避難者に対する応急対策実施状況の周知徹底</p> <p>(エ) 避難者に対する各種相談業務</p> <p>カ 災害時における広報</p> <p>(略)</p>	実施担当	危機管理課
実施担当	危機管理課			

頁	現行（平成26年11月修正）	修正案																								
63	<p>(2) 防災上重要な施設の管理者の留意事項 (略) ア (略) イ 義務教育の児童生徒を集団的に避難させる場合に備えて、学校及び教育行政機関においては、<u>避難場所等の選定、収容施設の確保及び保健・衛生、給食等の実施方法について定める。</u> ウ 病院において、患者を他の医療機関又は安全な場所へ集団的に避難させる場合において、<u>収容施設の確保、移送の方法、保健・衛生、入院患者に対する実施方法等について定める。</u></p> <p>(追加)</p> <p>第4節 避難に関する広報</p> <table border="1" data-bbox="153 611 1020 655"> <tr> <td>実施担当</td> <td>秘書広聴課、河川課、危機管理課</td> </tr> </table> <p>1 市における措置</p> <p>市民が的確な避難行動をとることができるようにするため、<u>避難場所・避難所・災害危険地域等を明示した防災マップ、広報誌・PR紙等を活用して平素から広報活動を実施するものとする。</u></p> <p>(1) (略) (2) 避難のための知識の普及 必要に応じて、次の事項につき住民に対して、普及のための措置をとるものとする。 ア 平常時における避難のための知識 イ 避難時における知識 ウ <u>避難収容後の心得</u></p>	実施担当	秘書広聴課、河川課、危機管理課	<p>(2) 防災上重要な施設の管理者の留意事項 (略) ア (略) イ 義務教育の児童生徒を集団的に避難させる場合に備えて、学校及び教育行政機関においては、<u>避難場所及び避難所等の選定及び保健・衛生、給食等の実施方法について定める。</u> ウ 病院において、患者を他の医療機関又は安全な場所へ集団的に避難させる場合において、<u>他の医療機関又は避難所の確保、移送の方法、保健・衛生、入院患者に対する実施方法等について定める。</u></p> <p>3 避難行動要支援者の避難対策 第7章第2節 要配慮者支援対策 (3) 避難行動要支援者対策 参照</p> <p>第5節 避難に関する意識啓発</p> <table border="1" data-bbox="1087 611 1955 655"> <tr> <td>実施担当</td> <td>広報広聴課、河川課、危機管理課</td> </tr> </table> <p>1 市における措置</p> <p>市民が的確な避難行動をとることができるようにするため、<u>避難場所や避難所の周辺道路に、案内標識、誘導標識等を設置し、平素から地域住民に周知を図るものとする。</u>また、<u>避難場所・避難所・災害危険地域等を明示した防災マップ、ハザードマップ、広報誌、PR紙等を活用して広報活動を実施するものとする。</u></p> <p>(1) (略) (2) 避難のための知識の普及 必要に応じて、次の事項につき住民に対して、普及のための措置をとるものとする。 ア 平常時における避難のための知識 イ 避難時における知識 ウ <u>避難場所、避難所滞在中の心得</u></p> <p>(削除) ※第7章第2節として記載</p> <p>(削除) ※第7章第2節として記載</p> <p>第7章 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策 ■基本方針</p> <p>○ 市は、あらかじめ<u>指定緊急避難場所や指定避難所の指定及び整備、避難計画の作成、避難所の運営体制の整備を行うとともに、避難に関する知識の普及を図り、市民の安全の確保に努めるものとする。</u></p> <p>(略)</p> <p>○ 市は、避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、地域住民、自主防災組織、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障がい福祉サービス事業者、ボランティア団体等の多様な主体の協力を得ながら、平常時より、避難行動要支援者に関する情報を把握の上、関係者との共有に努めることとする。また、避難行動要支援者への対応を強化するため、情報伝達体制の整備、避難誘導体制の整備、避難訓練の実施を一層図るものとする。その際には、内閣府が作成した「<u>避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針</u>」や、市が作成している「<u>小牧市避難行動要支援者支援体制マニュアル</u>」を活用するものとする。</p> <p>(略)</p> <p>○ 県及び市は、<u>大規模災害発生時の一斉帰宅を抑制するため、公共交通機関の運行状況によっては「むやみに移動を開始しない」という基本原則を積極的に広報することが必要である。</u>また、<u>事業所等に対して従業員等を職場等に滞在させることができるよう、必要な物資の備蓄等を促すものとする。</u></p> <p>■主な機関の措置</p> <table border="1" data-bbox="1087 2119 2003 2683"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>機関名</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1節 避難所の指定・整備</td> <td>市</td> <td>1 (1) 避難所等の整備 1 (2) 指定避難所の事前指定 1 (3) 避難所が備えるべき設備の整備 1 (4) 避難所の運営体制の整備</td> </tr> <tr> <td>第2節 要配慮者支援対策</td> <td>市、社会福祉施設等管理者</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>第3節 帰宅困難者対策</td> <td>県、市</td> <td>1 帰宅困難者対策</td> </tr> </tbody> </table>	実施担当	広報広聴課、河川課、危機管理課	区分	機関名	主な措置	第1節 避難所の指定・整備	市	1 (1) 避難所等の整備 1 (2) 指定避難所の事前指定 1 (3) 避難所が備えるべき設備の整備 1 (4) 避難所の運営体制の整備	第2節 要配慮者支援対策	市、社会福祉施設等管理者	(略)	第3節 帰宅困難者対策	県、市	1 帰宅困難者対策								
実施担当	秘書広聴課、河川課、危機管理課																									
実施担当	広報広聴課、河川課、危機管理課																									
区分	機関名	主な措置																								
第1節 避難所の指定・整備	市	1 (1) 避難所等の整備 1 (2) 指定避難所の事前指定 1 (3) 避難所が備えるべき設備の整備 1 (4) 避難所の運営体制の整備																								
第2節 要配慮者支援対策	市、社会福祉施設等管理者	(略)																								
第3節 帰宅困難者対策	県、市	1 帰宅困難者対策																								
64																										
67	<p>第7節 帰宅困難者支援体制の整備</p>																									
(59)	<p>第6章 避難者・要配慮者対策 ■基本方針</p> <p>○ 市は、あらかじめ<u>指定緊急避難場所や指定避難所の指定及び整備、避難計画の作成、避難所の運営体制の整備を行うとともに、避難に関する知識の普及を図り、市民の安全の確保に努めるものとする。</u></p> <p>(略)</p> <p>○ 市は、避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、地域住民、自主防災組織、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障がい福祉サービス事業者、ボランティア団体等の多様な主体の協力を得ながら、平常時より、避難行動要支援者に関する情報を把握の上、関係者との共有に努めることとする。また、避難行動要支援者への対応を強化するため、情報伝達体制の整備、避難誘導体制の整備、避難訓練の実施を一層図るものとする。その際には、内閣府が作成した「<u>避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針</u>」や、市が作成している「<u>小牧市避難行動要支援者支援体制マニュアル</u>」を活用するものとする。</p> <p>(略)</p> <p>○ 県及び市は、<u>大規模災害発生時の一斉帰宅を抑制するため、公共交通機関の運行状況によっては「むやみに移動を開始しない」という基本原則を積極的に広報することが必要である。</u>また、<u>事業所等に対して従業員等を職場等に滞在させることができるよう、必要な物資の備蓄等を促すものとする。</u></p> <p>■主な機関の措置</p> <table border="1" data-bbox="153 2119 1068 2683"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>機関名</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第2節 避難所の整備</td> <td>市</td> <td>1 (1) 避難所等の整備 1 (2) 指定避難所の事前指定 1 (3) 避難所が備えるべき設備の整備 1 (4) 避難所の運営体制の整備</td> </tr> <tr> <td>第6節 要配慮者の安全対策</td> <td>市、社会福祉施設等管理者</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>第7節 帰宅困難者支援体制の整備</td> <td>県、市</td> <td>1 帰宅困難者支援体制の整備</td> </tr> </tbody> </table>	区分	機関名	主な措置	第2節 避難所の整備	市	1 (1) 避難所等の整備 1 (2) 指定避難所の事前指定 1 (3) 避難所が備えるべき設備の整備 1 (4) 避難所の運営体制の整備	第6節 要配慮者の安全対策	市、社会福祉施設等管理者	(略)	第7節 帰宅困難者支援体制の整備	県、市	1 帰宅困難者支援体制の整備	<p>第7章 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策 ■基本方針</p> <p>○ 市は、あらかじめ<u>指定避難所の指定、整備や避難所の運営体制の整備を行う。</u></p> <p>(略)</p> <p>○ 市は、避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、地域住民、自主防災組織、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障がい福祉サービス事業者、ボランティア団体等の多様な主体の協力を得ながら、平常時より、避難行動要支援者に関する情報を把握の上、関係者との共有に努めることとする。また、避難行動要支援者への対応を強化するため、情報伝達体制の整備、避難誘導体制の整備、避難訓練の実施を一層図るものとする。その際には、内閣府が作成した「<u>避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針</u>」や県が作成した「<u>市町村のための災害時要配慮者支援体制構築マニュアル</u>」、市が作成している「<u>小牧市避難行動要支援者支援体制マニュアル</u>」を活用するものとする。</p> <p>(略)</p> <p>○ 県及び市は、公共交通機関の運行状況によっては「<u>むやみに移動(帰宅)を開始しない</u>」という基本原則を積極的に広報することにより、<u>帰宅困難者の集中による混乱発生の防止に努める必要がある。</u>また、<u>一斉帰宅を抑制するため、事業者等に対して従業員等を職場等に滞在させることができるよう、必要な物資の備蓄等を促すものとする。</u></p> <p>■主な機関の措置</p> <table border="1" data-bbox="1087 2119 2003 2683"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>機関名</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1節 避難所の指定・整備</td> <td>市</td> <td>1 (1) 避難所等の整備 1 (2) 指定避難所の事前指定 1 (3) 避難所が備えるべき設備の整備 1 (4) 避難所の運営体制の整備</td> </tr> <tr> <td>第2節 要配慮者支援対策</td> <td>市、社会福祉施設等管理者</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>第3節 帰宅困難者対策</td> <td>県、市</td> <td>1 帰宅困難者対策</td> </tr> </tbody> </table>	区分	機関名	主な措置	第1節 避難所の指定・整備	市	1 (1) 避難所等の整備 1 (2) 指定避難所の事前指定 1 (3) 避難所が備えるべき設備の整備 1 (4) 避難所の運営体制の整備	第2節 要配慮者支援対策	市、社会福祉施設等管理者	(略)	第3節 帰宅困難者対策	県、市	1 帰宅困難者対策
区分	機関名	主な措置																								
第2節 避難所の整備	市	1 (1) 避難所等の整備 1 (2) 指定避難所の事前指定 1 (3) 避難所が備えるべき設備の整備 1 (4) 避難所の運営体制の整備																								
第6節 要配慮者の安全対策	市、社会福祉施設等管理者	(略)																								
第7節 帰宅困難者支援体制の整備	県、市	1 帰宅困難者支援体制の整備																								
区分	機関名	主な措置																								
第1節 避難所の指定・整備	市	1 (1) 避難所等の整備 1 (2) 指定避難所の事前指定 1 (3) 避難所が備えるべき設備の整備 1 (4) 避難所の運営体制の整備																								
第2節 要配慮者支援対策	市、社会福祉施設等管理者	(略)																								
第3節 帰宅困難者対策	県、市	1 帰宅困難者対策																								
(61)	<p>第2節 避難所の整備</p> <table border="1" data-bbox="153 2754 1020 2798"> <tr> <td>実施担当</td> <td>みどり公園課、危機管理課</td> </tr> </table> <p>1 市における措置</p>	実施担当	みどり公園課、危機管理課	<p>第1節 避難所の指定・整備</p> <table border="1" data-bbox="1087 2754 1955 2798"> <tr> <td>実施担当</td> <td>危機管理課、関係各課</td> </tr> </table> <p>1 市における措置</p>	実施担当	危機管理課、関係各課																				
実施担当	みどり公園課、危機管理課																									
実施担当	危機管理課、関係各課																									

頁	現行（平成26年11月修正）	修正案																		
	<p>(1) 避難所等の整備 市は、人口の10%を目安とした避難者数を想定し、さらに隣接市町相互の応援協力体制によるバックアップのもとに、<u>避難所等収容施設の整備</u>を図る。</p> <p>(2) 指定避難所の指定 ア 市は、避難所が被災した住民が一定期間滞在する場であることを鑑み、円滑な救援活動を実施し、また一定の生活環境を確保する観点から、学校や公民館等の住民に身近な公共施設等を災害対策基本法施行令に定める基準に従って指定するものとする。 イ (略) ウ 一人当たりの必要占有面積は以下のとおりとする。</p> <table border="1"> <tr> <td>1 m²/人</td> <td>発災直後の一時避難段階で座った状態程度の占有面積</td> </tr> <tr> <td>2 m²/人</td> <td>緊急対応初期の段階で就寝可能な占有面積</td> </tr> <tr> <td>3 m²/人</td> <td>避難所生活が長期化し、荷物置場を含めた占有面積</td> </tr> </table> <p>※ 介護が必要な要配慮者のスペース規模は、収容配置上の工夫を行う。 また、避難者の状況に応じた必要な規模の確保に努める必要がある。 エ、オ (略)</p> <p>(3) 避難所が備えるべき設備の整備 (略) (追加)</p> <p>(4) 避難所の運営体制の整備 市は、県が平成9年度（平成18年12月改訂）に作成した「愛知県避難所運営マニュアル」等を活用し、各地域の実情を踏まえた避難所運営体制の整備を図るものとする。</p>	1 m ² /人	発災直後の一時避難段階で座った状態程度の占有面積	2 m ² /人	緊急対応初期の段階で就寝可能な占有面積	3 m ² /人	避難所生活が長期化し、荷物置場を含めた占有面積	<p>(1) 避難所等の整備 市は、平成27年3月に実施した地震被害想定調査に基づく避難者数を想定し、さらに隣接市町相互の応援協力体制によるバックアップのもとに、<u>避難所等の整備</u>を図る。</p> <p>(2) 指定避難所の指定 ア 市は、避難所が被災した住民が一定期間滞在する場であることを鑑み、円滑な救援活動を実施し、また一定の生活環境を確保する観点から、学校や公民館等の住民に身近な公共施設等を災害対策基本法施行令に定める規模条件、構造条件、<u>立地条件、交通条件等の基準に従って指定するものとする。</u> イ (略) ウ 一人当たりの必要占有面積は以下のとおりとする。</p> <table border="1"> <tr> <td>1 m²/人</td> <td>発災直後の一時避難段階で座った状態程度の占有面積</td> </tr> <tr> <td>2 m²/人</td> <td>緊急対応初期の段階で就寝可能な占有面積</td> </tr> <tr> <td>3 m²/人</td> <td>避難所生活が長期化し、荷物置場を含めた占有面積</td> </tr> </table> <p>※ 介護が必要な要配慮者の状況に応じて必要な規模の確保に努める必要がある。 エ、オ (略)</p> <p>(3) 避難所が備えるべき設備の整備 (略)</p> <p>(4) 避難所の破損等への備え 市は、避難所として指定した施設等の破損に備えて、避難用テント等の備蓄等を図る。</p> <p>(5) 避難所の運営体制の整備 市は、県が作成した「愛知県避難所運営マニュアル」等を活用し、各地域の実情を踏まえ、<u>避難所ごとに運営体制の整備</u>を図るものとする。</p>	1 m ² /人	発災直後の一時避難段階で座った状態程度の占有面積	2 m ² /人	緊急対応初期の段階で就寝可能な占有面積	3 m ² /人	避難所生活が長期化し、荷物置場を含めた占有面積						
1 m ² /人	発災直後の一時避難段階で座った状態程度の占有面積																			
2 m ² /人	緊急対応初期の段階で就寝可能な占有面積																			
3 m ² /人	避難所生活が長期化し、荷物置場を含めた占有面積																			
1 m ² /人	発災直後の一時避難段階で座った状態程度の占有面積																			
2 m ² /人	緊急対応初期の段階で就寝可能な占有面積																			
3 m ² /人	避難所生活が長期化し、荷物置場を含めた占有面積																			
(64)	<p>第6節 要配慮者の安全対策 1 市及び社会福祉施設等管理者における措置 (1)～(4) (略) (5) 外国人等に対する防災対策 市及び防災関係機関は、言語、生活習慣、防災意識の異なる外国人市民や旅行者等が、災害発生時に迅速かつ的確な行動がとれるよう、次のような防災環境づくりに努めるものとする。 ア <u>広域避難所や避難路の標識等を簡明かつ効果的なものとする</u>とともに、多言語化を推進する。 イ～エ (略) (追加)</p>	<p>第2節 要配慮者支援対策 1 市及び社会福祉施設等管理者における措置 (1)～(4) (略) (5) 外国人等に対する防災対策 市及び防災関係機関は、言語、生活習慣、防災意識の異なる外国人市民や旅行者等が、災害発生時に迅速かつ的確な行動がとれるよう、次のような防災環境づくりに努めるものとする。 ア <u>避難場所や避難所、避難路の標識等については、ピクトグラム（案内用図記号）を簡明かつ効果的なものとする</u>とともに、多言語化を推進する。 イ～エ (略) オ 災害時に多言語情報の提供を行う愛知県災害多言語支援センターや県国際交流協会の「多言語情報翻訳システム」の活用等が図られるための体制整備を推進する。</p>																		
(67)	<p>第7節 帰宅困難者支援体制の整備 1 県及び市における措置 公共交通機関が運行を停止した場合、ターミナル駅周辺等において、自力で帰宅することが困難な帰宅困難者が大量に発生する可能性が高いことから、県及び市は、「むやみに移動を開始しない」という帰宅困難者対策に対する基本原則や安否確認手段について、<u>平常時から積極的に広報するものとする。</u>また、企業等に対して、従業員等を一定期間事業所等内に留めておくことができるよう、必要な物資の備蓄等を促すなど、<u>帰宅困難者対策を行うものとする。</u> (追加) (追加) (追加)</p>	<p>第3節 帰宅困難者対策 1 市及び県における措置 市及び県は、公共交通機関が運行を停止した場合、ターミナル駅周辺等において、自力で帰宅することが困難な帰宅困難者が大量に発生する可能性があることから、<u>次の対策を実施する。</u> (1) <u>帰宅困難者対策の基本原則や安否確認手段に係る広報</u> 市及び県は、「むやみに移動（帰宅）を開始しない」という帰宅困難者対策の基本原則や安否確認手段の家族間等での事前確認等の必要性について、平常時から積極的に広報するものとする。 (2) <u>事業者による物資の備蓄等の促進</u> 企業等に対して、従業員等を一定期間事業所等内に留めておくことができるよう、必要な物資の備蓄等を促すなど、帰宅困難者対策を行うものとする。 (3) <u>一時的に滞在する場所として利用する施設の確保</u> 市及び県は、旅行者や買い物客等、近くに身を寄せるあてのない帰宅困難者等が帰宅を開始するまでの間、一時的に滞在する場所として利用する施設を、公共施設や民間施設を活用し、必要に応じて確保しておく等の対策を行うものとする。</p> <p>2 支援体制の構築 帰宅困難者に対する対応は、安否確認の支援、被害情報の伝達、滞り場所の提供、帰宅のための支援等、多岐にわたるものである。 また、帰宅困難者対策は、行政のエリアを越えかつ多岐にわたる分野に課題が及ぶことから、これに関連する行政、事業所、学校、防災関係機関が相互に連携・協力する仕組みづくりを進め、発災時における交通情報の提供、水や食料の提供、従業員や児童生徒等の保護などについて、支援体制の構築を図っていくものとする。</p>																		
68	<p>第7章 火災予防・危険性物質の防災対策 ■ 主な機関の措置</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>機関名</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1節 火災予防対策に関する指導</td> <td>市</td> <td>1 (1) 一般家庭に対する指導 1 (2) 防火対象物の防火・防災体制の推進 1 (3) <u>立入検査強化の指導</u> 1 (4) 建築同意制度の活用</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	区分	機関名	主な措置	第1節 火災予防対策に関する指導	市	1 (1) 一般家庭に対する指導 1 (2) 防火対象物の防火・防災体制の推進 1 (3) <u>立入検査強化の指導</u> 1 (4) 建築同意制度の活用	(略)	(略)	(略)	<p>第8章 火災予防・危険性物質の防災対策 ■ 主な機関の措置</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>機関名</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1節 火災予防対策に関する指導</td> <td>市</td> <td>1 (1) 一般家庭に対する指導 1 (2) 防火対象物の防火・防災体制の推進 1 (3) <u>立入検査の強化</u> 1 (4) 建築同意制度の活用</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	区分	機関名	主な措置	第1節 火災予防対策に関する指導	市	1 (1) 一般家庭に対する指導 1 (2) 防火対象物の防火・防災体制の推進 1 (3) <u>立入検査の強化</u> 1 (4) 建築同意制度の活用	(略)	(略)	(略)
区分	機関名	主な措置																		
第1節 火災予防対策に関する指導	市	1 (1) 一般家庭に対する指導 1 (2) 防火対象物の防火・防災体制の推進 1 (3) <u>立入検査強化の指導</u> 1 (4) 建築同意制度の活用																		
(略)	(略)	(略)																		
区分	機関名	主な措置																		
第1節 火災予防対策に関する指導	市	1 (1) 一般家庭に対する指導 1 (2) 防火対象物の防火・防災体制の推進 1 (3) <u>立入検査の強化</u> 1 (4) 建築同意制度の活用																		
(略)	(略)	(略)																		
73	<p>第8章 広域応援体制の整備 第2節 広域応援体制の整備 1 市における措置 (1) (略) (2) 防災活動拠点の確保及び受援体制の整備</p>	<p>第9章 広域応援体制の整備 第2節 広域応援体制の整備 1 市における措置 (1) (略) (2) 防災活動拠点の確保及び受援体制の整備</p>																		

頁	現行（平成26年11月修正）	修正案																														
75	<p>市は、大規模な災害が発生し国等からの広域的な応援を受ける場合に、自衛隊・警察・消防を始めとする応援隊等の人員・資機材・物資の集結・集積に必要となる活動拠点及び受援体制について、関係機関と調整の上、確保、整備に努めるものとする。</p> <p>第9章 防災訓練及び防災意識の向上 第2節 防災のための意識啓発・広報</p> <table border="1"> <tr> <td>実施担当</td> <td>秘書広報課、教育総務課、学校教育課、危機管理課、消防総務課</td> </tr> </table> <p>1 市における措置 (1)～(3) (略) (4) 家庭内備蓄等の推進 市は、災害発生時にはライフラインの途絶等の事態が予想され、食料その他生活必需品の入手が困難になるおそれがあるため、飲料水、食料その他の生活必需品について、3日分程度の家庭内備蓄を推進する。 (追加)</p> <p>(5) 報道媒体の活用及び協力要請 (略) (6) 過去の災害教訓の伝承 (略)</p>	実施担当	秘書広報課、教育総務課、学校教育課、危機管理課、消防総務課	<p>市は、大規模な災害が発生し国等からの広域的な応援を受ける場合に、自衛隊・警察・消防を始めとする広域応援部隊等の人員・資機材・物資の集結・集積に必要となる活動拠点及び受援体制について、関係機関と調整の上、確保、整備に努めるものとする。</p> <p>第10章 防災訓練及び防災意識の向上 第2節 防災のための意識啓発・広報</p> <table border="1"> <tr> <td>実施担当</td> <td>広報広聴課、教育総務課、学校教育課、危機管理課、消防総務課</td> </tr> </table> <p>1 市における措置 (1)～(3) (略) (4) 家庭内備蓄等の推進 市は、災害発生時にはライフラインの途絶等の事態が予想され、食料その他生活必需品の入手が困難になるおそれがあるため、飲料水、食料その他の生活必需品について、3日以上（可能な限り1週間分程度）の家庭内備蓄を推進する。 (5) 地震保険の加入促進 地震保険は、地震等による被災者の生活安定に寄与することを目的とした公的保険制度であり、被災者が住宅再建する際の有効な手段の一つとなることから、市、県等は、その制度の普及促進に努めるものとする。 (6) 報道媒体の活用及び協力要請 (略) (7) 過去の災害教訓の伝承 (略)</p>	実施担当	広報広聴課、教育総務課、学校教育課、危機管理課、消防総務課																										
実施担当	秘書広報課、教育総務課、学校教育課、危機管理課、消防総務課																															
実施担当	広報広聴課、教育総務課、学校教育課、危機管理課、消防総務課																															
82	<p>第10章 震災に関する調査研究の推進 1 市における措置 (略) また、震災発生時の対処方法等も含めて、より具体的で生活に密着した調査活動が求められている。 本市が過去に実施した調査研究は次のものがある。</p> <table border="1"> <tr> <td>ア</td> <td>昭和53年</td> <td>広域避難場所に関する調査</td> <td>愛知県・小牧市</td> </tr> <tr> <td>イ</td> <td>昭和53年</td> <td>地質・地盤に関する調査</td> <td>小牧市</td> </tr> <tr> <td>ウ</td> <td>平成7年</td> <td>防災アセスメント調査</td> <td>小牧市</td> </tr> </table> <p>(追加)</p>	ア	昭和53年	広域避難場所に関する調査	愛知県・小牧市	イ	昭和53年	地質・地盤に関する調査	小牧市	ウ	平成7年	防災アセスメント調査	小牧市	<p>第11章 震災に関する調査研究の推進 1 市における措置 (略) また、震災発生時の対処方法等も含めて、より具体的で生活に密着した調査活動が求められている。 本市が過去に実施した調査研究は次のものがある。</p> <table border="1"> <tr> <td>ア</td> <td>昭和53年</td> <td>広域避難場所に関する調査</td> <td>愛知県・小牧市</td> </tr> <tr> <td>イ</td> <td>昭和53年</td> <td>地質・地盤に関する調査</td> <td>小牧市</td> </tr> <tr> <td>ウ</td> <td>平成7年</td> <td>防災アセスメント調査</td> <td>小牧市</td> </tr> <tr> <td>エ</td> <td>平成27年</td> <td>防災アセスメント調査</td> <td>小牧市</td> </tr> </table>	ア	昭和53年	広域避難場所に関する調査	愛知県・小牧市	イ	昭和53年	地質・地盤に関する調査	小牧市	ウ	平成7年	防災アセスメント調査	小牧市	エ	平成27年	防災アセスメント調査	小牧市		
ア	昭和53年	広域避難場所に関する調査	愛知県・小牧市																													
イ	昭和53年	地質・地盤に関する調査	小牧市																													
ウ	平成7年	防災アセスメント調査	小牧市																													
ア	昭和53年	広域避難場所に関する調査	愛知県・小牧市																													
イ	昭和53年	地質・地盤に関する調査	小牧市																													
ウ	平成7年	防災アセスメント調査	小牧市																													
エ	平成27年	防災アセスメント調査	小牧市																													
84	<p>第11章 市民のとりべき措置 1 市民のとりべき措置 (1)～(6) (略) (7) 飲料水、食料、日用品、医薬品等生活必需品の備蓄（食料の平均備蓄は、おおむね3日分）</p>	<p>第12章 市民のとりべき措置 1 市民のとりべき措置 (1)～(6) (略) (7) 飲料水、食料、日用品、医薬品等生活必需品の備蓄（食料の平均備蓄は、おおむね3日以上（可能な限り1週間分程度））</p>																														
89	<p>第3編 災害応急対策 第2章 通信の運用</p>	<p>第3編 災害応急対策 (削除) ※第3章・第14章に分割して記載</p>																														
96	<p>第3章 情報の収集・伝達・広報 ■基本方針 (追加)</p> <p>○ 県、市及び関係機関は、相互に密接な連携のもとに、被害状況等収集・伝達活動を行うものとする。</p> <p>○ 各防災関係機関は、災害時の混乱した事態に、人心の安定、秩序の回復を図るため、災害の状態、災害応急対策の実施状況等を住民に周知するとともに、必要に応じて被災状況等の公聴を実施する等、その広報及び報道の内容を中心に定めるものとする。</p> <p>○ 各防災関係機関は、広聴活動を通じて災害地域住民の動向と要望事項の把握に努めるものとする。 (略)</p> <p>■主な機関の応急活動</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>発災</th> <th>3日</th> <th>1週間後</th> <th>復旧対応期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市</td> <td>○伝達された情報等の住民等への周知徹底 (追加)</td> <td>○被害状況等の情報収集及び県等への通報 ○即報基準に該当する災害の報告 ○住民への災害広報 ○相談窓口等の開設</td> <td>→</td> <td>→</td> </tr> <tr> <td>報道機関</td> <td></td> <td>○災害広報の依頼に対する協力</td> <td>→</td> <td>→</td> </tr> </tbody> </table>	機関名	発災	3日	1週間後	復旧対応期	市	○伝達された情報等の住民等への周知徹底 (追加)	○被害状況等の情報収集及び県等への通報 ○即報基準に該当する災害の報告 ○住民への災害広報 ○相談窓口等の開設	→	→	報道機関		○災害広報の依頼に対する協力	→	→	<p>第2章 避難行動 ■基本方針 ○ 市長は、災害対策基本法等に基づき必要に応じて避難のための可能な限りの措置をとることにより、生命及び身体の安全の確保に努めるものとする。 (削除) ※第3章に記載 (削除) ※第3章に記載 (削除) ※第3章に記載 (略)</p> <p>■主な機関の応急活動</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>発災</th> <th>3日</th> <th>1週間後</th> <th>復旧対応期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市</td> <td>○伝達された情報等の住民等への周知徹底 ○立退きの勧告・指示 ○避難行動要支援者の安否確認・避難誘導</td> <td>(削除) ※第3章として記載</td> <td>→</td> <td>→</td> </tr> <tr> <td>(削除)</td> <td>(削除)</td> <td>(削除) ※第3章として記載</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	機関名	発災	3日	1週間後	復旧対応期	市	○伝達された情報等の住民等への周知徹底 ○立退きの勧告・指示 ○避難行動要支援者の安否確認・避難誘導	(削除) ※第3章として記載	→	→	(削除)	(削除)	(削除) ※第3章として記載		
機関名	発災	3日	1週間後	復旧対応期																												
市	○伝達された情報等の住民等への周知徹底 (追加)	○被害状況等の情報収集及び県等への通報 ○即報基準に該当する災害の報告 ○住民への災害広報 ○相談窓口等の開設	→	→																												
報道機関		○災害広報の依頼に対する協力	→	→																												
機関名	発災	3日	1週間後	復旧対応期																												
市	○伝達された情報等の住民等への周知徹底 ○立退きの勧告・指示 ○避難行動要支援者の安否確認・避難誘導	(削除) ※第3章として記載	→	→																												
(削除)	(削除)	(削除) ※第3章として記載																														

頁	現行（平成26年11月修正）	修正案																																										
	<p>■主な機関の措置</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>機関名</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1節 地震警報等の伝達</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>第2節 被害状況等の収集・伝達</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(追加)</td> <td>(追加)</td> <td>(追加) ※第10章に記載されている内容</td> </tr> <tr> <td>(追加)</td> <td>(追加)</td> <td>(追加) ※第10章に記載されている内容</td> </tr> </tbody> </table>	区分	機関名	主な措置	第1節 地震警報等の伝達	(略)	(略)	第2節 被害状況等の収集・伝達	(略)	(略)	(追加)	(追加)	(追加) ※第10章に記載されている内容	(追加)	(追加)	(追加) ※第10章に記載されている内容	<p>■主な機関の措置</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>機関名</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1節 地震警報等の伝達</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(削除)</td> <td>(削除)</td> <td>(削除) ※第3章として記載</td> </tr> <tr> <td>第2節 避難の指示</td> <td>市</td> <td>1 (1) 避難の指示 1 (2) 知事等への助言の要求 1 (3) 報告（災害対策基本法第60条第4項） 1 (4) 他市町村又は県に対する応援要求 1 (5) 広域一時滞在に係る協議</td> </tr> <tr> <td></td> <td>水防管理者</td> <td>2 (1) 立退きの指示 2 (2) 通知（水防法第29条）</td> </tr> <tr> <td></td> <td>県（知事又は知事の命を受けた職員）</td> <td>3 (1) 洪水のための立退きの指示 3 (2) 地すべり等のための立退きの指示 3 (3) 通知（地すべり等防止法第25条） 3 (4) 市長への助言 3 (5) 他市町村に対する応援指示 3 (6) 広域一時滞在に係る協議</td> </tr> <tr> <td></td> <td>警察（警察官）</td> <td>4 (1) 警察官職務執行法第4条による措置 4 (2) 災害対策基本法第61条による指示 4 (3) 報告・通知等（報告・警察官職務執行法第4条第2項） （通知及び報告・災害対策基本法第61条第2項及び第3項）</td> </tr> <tr> <td></td> <td>自衛隊（自衛官）</td> <td>5 (1) 避難等の措置 5 (2) 報告（自衛隊法第94条）</td> </tr> <tr> <td>第3節 住民等の避難誘導</td> <td>市</td> <td>1 住民等の避難誘導 2 (1) 避難行動要支援者の安否確認・避難誘導 2 (2) 避難行動要支援者の避難・支援</td> </tr> </tbody> </table>	区分	機関名	主な措置	第1節 地震警報等の伝達	(略)	(略)	(削除)	(削除)	(削除) ※第3章として記載	第2節 避難の指示	市	1 (1) 避難の指示 1 (2) 知事等への助言の要求 1 (3) 報告（災害対策基本法第60条第4項） 1 (4) 他市町村又は県に対する応援要求 1 (5) 広域一時滞在に係る協議		水防管理者	2 (1) 立退きの指示 2 (2) 通知（水防法第29条）		県（知事又は知事の命を受けた職員）	3 (1) 洪水のための立退きの指示 3 (2) 地すべり等のための立退きの指示 3 (3) 通知（地すべり等防止法第25条） 3 (4) 市長への助言 3 (5) 他市町村に対する応援指示 3 (6) 広域一時滞在に係る協議		警察（警察官）	4 (1) 警察官職務執行法第4条による措置 4 (2) 災害対策基本法第61条による指示 4 (3) 報告・通知等（報告・警察官職務執行法第4条第2項） （通知及び報告・災害対策基本法第61条第2項及び第3項）		自衛隊（自衛官）	5 (1) 避難等の措置 5 (2) 報告（自衛隊法第94条）	第3節 住民等の避難誘導	市	1 住民等の避難誘導 2 (1) 避難行動要支援者の安否確認・避難誘導 2 (2) 避難行動要支援者の避難・支援
区分	機関名	主な措置																																										
第1節 地震警報等の伝達	(略)	(略)																																										
第2節 被害状況等の収集・伝達	(略)	(略)																																										
(追加)	(追加)	(追加) ※第10章に記載されている内容																																										
(追加)	(追加)	(追加) ※第10章に記載されている内容																																										
区分	機関名	主な措置																																										
第1節 地震警報等の伝達	(略)	(略)																																										
(削除)	(削除)	(削除) ※第3章として記載																																										
第2節 避難の指示	市	1 (1) 避難の指示 1 (2) 知事等への助言の要求 1 (3) 報告（災害対策基本法第60条第4項） 1 (4) 他市町村又は県に対する応援要求 1 (5) 広域一時滞在に係る協議																																										
	水防管理者	2 (1) 立退きの指示 2 (2) 通知（水防法第29条）																																										
	県（知事又は知事の命を受けた職員）	3 (1) 洪水のための立退きの指示 3 (2) 地すべり等のための立退きの指示 3 (3) 通知（地すべり等防止法第25条） 3 (4) 市長への助言 3 (5) 他市町村に対する応援指示 3 (6) 広域一時滞在に係る協議																																										
	警察（警察官）	4 (1) 警察官職務執行法第4条による措置 4 (2) 災害対策基本法第61条による指示 4 (3) 報告・通知等（報告・警察官職務執行法第4条第2項） （通知及び報告・災害対策基本法第61条第2項及び第3項）																																										
	自衛隊（自衛官）	5 (1) 避難等の措置 5 (2) 報告（自衛隊法第94条）																																										
第3節 住民等の避難誘導	市	1 住民等の避難誘導 2 (1) 避難行動要支援者の安否確認・避難誘導 2 (2) 避難行動要支援者の避難・支援																																										
97	<p>第1節 地震情報等の伝達</p> <p>1 気象庁又は名古屋地方気象台における措置</p> <p>気象庁又は名古屋地方気象台は、地震に関する情報を発表する。</p> <p>(1) 緊急地震速報</p> <p>気象庁は、地震動により重大な災害が起こるおそれのある場合は、強い揺れが予想される地域に対し、緊急地震速報(警報)を発表する。</p> <p>図中 「NTTマーケティングアクト大阪104センタ」</p> <p>図中 (注) 2 気象庁本庁からNTTマーケティングアクト大阪104センタには、警報についてのみ伝達を行う。</p>	<p>第1節 地震情報等の伝達</p> <p>1 気象庁又は名古屋地方気象台における措置</p> <p>気象庁又は名古屋地方気象台は、地震に関する情報を発表する。</p> <p>(1) 緊急地震速報</p> <p>気象庁は、震度5弱以上の揺れが予想された場合に、震度4以上が予想される地域に対し、緊急地震速報を発表する。(震度6弱以上の揺れを予想した緊急地震速報は、気象業務法の地震動特別警報、その他の緊急地震速報は、地震動警報に位置づけられる。)</p> <p>図中 「西日本電信電話(株)」</p> <p>図中 (注) 2 気象庁本庁から西日本電信電話株式会社(NTTマーケティングアクト福岡104センタ)には、特別警報及び警報についてのみ伝達を行う。</p>																																										
99	<p>(第2節 被害状況等の収集)</p> <p>1 発見者の通報義務</p> <p>地震に伴う災害が発生し、又は拡大するおそれのある異常な現象を発見した者は、直ちに市役所、消防署、警察署及びこれらに勤務する職員に通報するものとする。</p> <p>なお、警察官が通報を受けた場合は、その旨を速やかに市長に通報するものとする。</p>	<p>5 発見者の通報義務</p> <p>地震に伴う災害が発生し、又は拡大するおそれのある異常な現象を発見した者は、直ちに市役所、消防署、警察署及びこれらに勤務する職員に通報するものとする。</p> <p>なお、警察官が通報を受けた場合は、その旨を速やかに市長に通報するものとする。</p>																																										
(140)	<p>(第10章 避難者・帰宅困難者対策)</p> <p>(第1節 避難の勧告・指示)</p> <p>1 市における措置</p> <p>(1) 避難の勧告又は指示</p> <p>(略)</p> <p>また、住民の迅速かつ円滑な避難を実現するため、一般住民に対して避難準備を呼びかけるとともに、要配慮者に早めの段階で避難行動を開始することを求める避難準備(要配慮者避難)情報を伝達する。</p> <p>(略)</p> <p>(2) 知事等への助言の要求</p> <p>市長は、避難のために立退きを勧告し、もしくは指示し、又は屋内での待避等の安全確保措置を指示しようとする場合において必要があると認めるときは、<u>指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は知事に対して助言を求めることができる。</u></p> <p>2 水防管理者における措置</p> <p>(1) 立退きの指示</p> <p>洪水のはん濫により著しい危険が切迫していると認められるときは、立退くことを指示する。</p>	<p>第2節 避難の指示</p> <p>1 市における措置</p> <p>(1) 避難の指示</p> <p>(略)</p> <p>(削除)</p> <p>(略)</p> <p>(2) 知事等への助言の要求</p> <p>市長は、避難のために立退きを勧告し、もしくは指示し、又は屋内での待避等の安全確保措置を指示しようとする場合において必要があると認めるときは、<u>中部地方整備局、名古屋地方気象台又は知事に対して助言を求めることができる。</u></p> <p>2 水防管理者における措置</p> <p>(1) 立退きの指示</p> <p>洪水の氾濫により著しい危険が切迫していると認められるときは、立退くことを指示する。</p>																																										

頁	現行（平成26年11月修正）	修正案																																																										
<p>96</p> <p>(143)</p> <p>(146)</p>	<p>8 避難の措置と周知 市は、速やかに関係各機関に対して連絡するとともに、当該地域の住民に対してその内容の周知を図るものとする。また、市長はインターネットを利用して不特定多数の者に情報を提供するポータルサイトを運営する事業者に対し、情報提供の協力を求めることができる。</p> <p>(追加)</p> <p>9 避難の誘導等 (1)～(4) (略) (5) 県警察は、被災時における混乱を防止し、避難を容易にするため、広域避難場所及びその周辺道路における交通規制を可能な限り実施しておくものとする。</p> <p>第3節 要配慮者視線対策 1 市における措置 (1) 避難行動要支援者の安否確認・避難誘導 (略) (2) 避難行動要支援者の避難支援 ア～ウ (略) エ <u>避難場所以降の避難行動要支援者への対応</u></p> <p>10 学校等の避難対策 (略)</p> <p>11 病院等の避難対策 (略)</p> <p>第3章 情報の収集・伝達・広報 ■基本方針 ○ 地震情報等の内容や伝達の方法等を定め、関係機関の防災対策に資するものとする。 ○ 県、市及び関係機関は、相互に密接な連携のもとに、被害状況等収集・伝達活動を行うものとする。 (追加) ※第2章に記載されている内容 (追加) ※第2章に記載されている内容</p> <p>■主な機関の応急活動</p> <table border="1" data-bbox="155 1703 1043 1970"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>発災後 3日</th> <th>1週間後</th> <th>復旧対応期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>气象台</td> <td colspan="3">○地震に関する情報の発表</td> </tr> <tr> <td>市</td> <td colspan="3">○伝達された情報等の住民等への周知徹底 ○被害状況等の情報収集及び県等への通報 (以下、略)</td> </tr> <tr> <td>報道機関</td> <td colspan="3">○災害広報の依頼に対する協力</td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p> <p>■主な機関の措置</p> <table border="1" data-bbox="155 2077 1060 2783"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>機関名</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第2節 被害状況等の収集・伝達</td> <td>異常現象の発見者 市</td> <td><u>1 地震に伴う災害等の通報</u> <u>2 (1) 被害状況、災害応急対策等の情報収集及び県等への通報</u> <u>2 (2) 行方不明者の情報収集</u> <u>2 (3) 即報基準に該当する火災、災害の報告</u> <u>2 (4) 県及び消防庁への連絡先</u> <u>2 (5) 災害応急対策完了後 15 日以内の確定報告</u> <u>2 (6) 伝達要領</u> <u>2 (7) 被害状況等の相互伝達</u> <u>2 (8) 被災者台帳の作成</u></td> </tr> <tr> <td>(追加)</td> <td>(追加)</td> <td>(追加) ※第2章として記載されている内容</td> </tr> <tr> <td>第3節 広報</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>第1節 地震警報等の伝達</p>	機関名	発災後 3日	1週間後	復旧対応期	气象台	○地震に関する情報の発表			市	○伝達された情報等の住民等への周知徹底 ○被害状況等の情報収集及び県等への通報 (以下、略)			報道機関	○災害広報の依頼に対する協力			区分	機関名	主な措置	第2節 被害状況等の収集・伝達	異常現象の発見者 市	<u>1 地震に伴う災害等の通報</u> <u>2 (1) 被害状況、災害応急対策等の情報収集及び県等への通報</u> <u>2 (2) 行方不明者の情報収集</u> <u>2 (3) 即報基準に該当する火災、災害の報告</u> <u>2 (4) 県及び消防庁への連絡先</u> <u>2 (5) 災害応急対策完了後 15 日以内の確定報告</u> <u>2 (6) 伝達要領</u> <u>2 (7) 被害状況等の相互伝達</u> <u>2 (8) 被災者台帳の作成</u>	(追加)	(追加)	(追加) ※第2章として記載されている内容	第3節 広報	(略)	(略)	<p>8 避難の措置と周知 市は、速やかに関係各機関に対して連絡するとともに、当該地域の住民に対してその内容の周知を図るものとする。また、災害情報共有システム（Lアラート）に情報を提供することにより、テレビ・ラジオや携帯電話、インターネット等の多様なメディアを通じて住民等が情報を入手できるよう努める。</p> <p>第3節 住民等の避難誘導</p> <table border="1" data-bbox="1108 397 1961 448"> <tr> <td>実施担当</td> <td>関係各課</td> </tr> </table> <p>1 住民等の避難誘導 (1)～(4) (略) (削除)</p> <p>2 避難行動要支援者の支援 (1) 避難行動要支援者の安否確認・避難誘導 (略) (2) 避難行動要支援者の避難支援 ア～ウ (略) エ <u>避難後における避難行動要支援者への対応</u></p> <p>3 学校等の避難対策 (略)</p> <p>4 病院等の避難対策 (略)</p> <p>第3章 災害情報の収集・伝達・広報 ■基本方針 ○ 地震情報等の内容や伝達の方法等を定め、関係機関の防災対策に資するものとする。 ○ 県、市及び関係機関は、相互に密接な連携のもとに、被害状況等収集・伝達活動を行うものとする。 ○ 県、市及び防災関係機関は、災害に関する予報・警報及び情報その他災害応急対策に必要な指示、命令、報告等の受伝達重要通信の疎通を確保する。 ○ <u>迅速かつ的確な情報の収集伝達を図るため、有線・無線の通常の通信手段を利用するほか、携帯電話や衛星通信施設、電話・電報施設の優先利用、放送事業者への放送の依頼等を行い、県、市及び防災関係機関相互の効果的な通信の運用を図る。</u> (略)</p> <p>■主な機関の応急活動</p> <table border="1" data-bbox="1092 1715 1980 1970"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>発災 3日</th> <th>1週間後</th> <th>復旧対応期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(削除)</td> <td colspan="3">(削除) ※第2章として記載</td> </tr> <tr> <td>市</td> <td colspan="3">(削除) ※第2章として記載 ○被害状況等の情報収集及び県等への通報 (以下、略)</td> </tr> <tr> <td>報道機関</td> <td colspan="3">○災害広報の依頼に対する協力</td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p> <p>■主な機関の措置</p> <table border="1" data-bbox="1092 2077 1997 2783"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>機関名</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1節 被害状況等の収集・伝達</td> <td>(削除) 市</td> <td>(削除) <u>1 (1) 被害状況、災害応急対策等の情報収集及び県等への通報</u> <u>1 (2) 行方不明者の情報収集</u> <u>1 (3) 即報基準に該当する火災、災害の報告</u> <u>1 (4) 県及び消防庁への連絡先</u> <u>1 (5) 災害応急対策完了後 15 日以内の確定報告</u> <u>1 (6) 伝達要領</u> <u>1 (7) 被害状況等の相互伝達</u> <u>1 (8) 被災者台帳の作成</u></td> </tr> <tr> <td>第2節 通信手段の確保</td> <td>市、防災関係機関</td> <td><u>通信手段の確保</u></td> </tr> <tr> <td>第3節 広報</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(削除) ※第2章に記載</p>	実施担当	関係各課	機関名	発災 3日	1週間後	復旧対応期	(削除)	(削除) ※第2章として記載			市	(削除) ※第2章として記載 ○被害状況等の情報収集及び県等への通報 (以下、略)			報道機関	○災害広報の依頼に対する協力			区分	機関名	主な措置	第1節 被害状況等の収集・伝達	(削除) 市	(削除) <u>1 (1) 被害状況、災害応急対策等の情報収集及び県等への通報</u> <u>1 (2) 行方不明者の情報収集</u> <u>1 (3) 即報基準に該当する火災、災害の報告</u> <u>1 (4) 県及び消防庁への連絡先</u> <u>1 (5) 災害応急対策完了後 15 日以内の確定報告</u> <u>1 (6) 伝達要領</u> <u>1 (7) 被害状況等の相互伝達</u> <u>1 (8) 被災者台帳の作成</u>	第2節 通信手段の確保	市、防災関係機関	<u>通信手段の確保</u>	第3節 広報	(略)	(略)
機関名	発災後 3日	1週間後	復旧対応期																																																									
气象台	○地震に関する情報の発表																																																											
市	○伝達された情報等の住民等への周知徹底 ○被害状況等の情報収集及び県等への通報 (以下、略)																																																											
報道機関	○災害広報の依頼に対する協力																																																											
区分	機関名	主な措置																																																										
第2節 被害状況等の収集・伝達	異常現象の発見者 市	<u>1 地震に伴う災害等の通報</u> <u>2 (1) 被害状況、災害応急対策等の情報収集及び県等への通報</u> <u>2 (2) 行方不明者の情報収集</u> <u>2 (3) 即報基準に該当する火災、災害の報告</u> <u>2 (4) 県及び消防庁への連絡先</u> <u>2 (5) 災害応急対策完了後 15 日以内の確定報告</u> <u>2 (6) 伝達要領</u> <u>2 (7) 被害状況等の相互伝達</u> <u>2 (8) 被災者台帳の作成</u>																																																										
(追加)	(追加)	(追加) ※第2章として記載されている内容																																																										
第3節 広報	(略)	(略)																																																										
実施担当	関係各課																																																											
機関名	発災 3日	1週間後	復旧対応期																																																									
(削除)	(削除) ※第2章として記載																																																											
市	(削除) ※第2章として記載 ○被害状況等の情報収集及び県等への通報 (以下、略)																																																											
報道機関	○災害広報の依頼に対する協力																																																											
区分	機関名	主な措置																																																										
第1節 被害状況等の収集・伝達	(削除) 市	(削除) <u>1 (1) 被害状況、災害応急対策等の情報収集及び県等への通報</u> <u>1 (2) 行方不明者の情報収集</u> <u>1 (3) 即報基準に該当する火災、災害の報告</u> <u>1 (4) 県及び消防庁への連絡先</u> <u>1 (5) 災害応急対策完了後 15 日以内の確定報告</u> <u>1 (6) 伝達要領</u> <u>1 (7) 被害状況等の相互伝達</u> <u>1 (8) 被災者台帳の作成</u>																																																										
第2節 通信手段の確保	市、防災関係機関	<u>通信手段の確保</u>																																																										
第3節 広報	(略)	(略)																																																										
97																																																												

頁	現行（平成26年11月修正）	修正案				
99	<p>第2節 被害状況等の収集・伝達</p> <p>1 発見者の通報義務 <u>地震に伴う災害が発生し、又は拡大するおそれのある異常な現象を発見した者は、直ちに市役所、消防署、警察署及びこれらに勤務する職員に通報するものとする。</u> <u>なお、警察官が通報を受けた場合は、その旨を速やかに市長に通報するものとする。</u></p> <p>2 市の措置</p> <p>3 被害状況等の一般的収集・伝達系統</p> <p>4 重要な災害情報の収集伝達</p> <p>5 その他の情報の収集伝達</p> <p>6 報告の方法</p> <p>7 被害状況の照会・共有</p> <p>（追加）※第2章第1節に記載されている内容</p> <p>第1節 通信手段の確保</p> <p>1 市及び防災関係機関における措置 (1)～(8) (略) (9) 電話、電報施設の優先利用 ア 一般電話及び電報 (ア) (略) <u>(イ) 非常扱いの通話（追加）</u> <u>天災その他非常事態が発生し、又は発生するおそれがあると認められた場合、次に定める事項を内容とする市外通話については、すべての通話に優先して接続される。</u> <u>①～⑧ (略)</u> <u>なお、申し込みに当たっては、あらかじめ西日本電信電話（株）名古屋支店の承認を得た災害時優先電話から市外局番なしの「102」番にダイヤルして、次の事項をオペレーターに告げる。</u> ・ 非常扱いの電話申し込みであること ・ 登録された電話番号と機関等の名称 ・ 相手の電話番号 ・ 通話内容 <u>(ウ) 緊急扱いの通話（追加）</u> <u>緊急扱いの通話は、次に掲げる事項を内容とする通話に限り、一般通話より優先して接続される。なお、申し込みに当たっては非常扱いの通話に準ずる。</u> (10) (略) (追加)</p> <p>(追加)</p>	<p>第1節 被害状況等の収集・伝達 (削除) ※第2章に記載</p> <p>1 市の措置</p> <p>2 被害状況等の一般的収集・伝達系統</p> <p>3 重要な災害情報の収集伝達</p> <p>4 その他の情報の収集伝達</p> <p>5 報告の方法</p> <p>6 被害状況の照会・共有</p> <p>第2節 通信手段の確保</p> <p>1 市及び防災関係機関における措置 (1)～(8) (略) (9) 電話、電報施設等の優先利用 ア 一般電話及び電報 (ア) (略) (削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(10) (略) (11) 放送の依頼 <u>市長は、緊急を要する場合で、かつ、特別の必要があるときは、あらかじめ協議して定めた手続により放送局に災害に関する通知、要請、伝達、警告及び予警報等の放送を依頼することができる。なお、この場合、知事を通じて行うものとする。</u> <u>なお、放送事業者との調整にあたっては、放送局ホットラインにより円滑な放送の依頼を確保する。</u> (12) 県防災情報システムの使用 <u>各防災関係機関は、被害状況等の報告及び把握、応援等の要請などを迅速かつ的確に行うため、県防災情報システムの効果的な使用を行う。</u></p>				
101	<p>第3節 広報</p> <table border="1" data-bbox="178 2003 1029 2062"> <tr> <td>実施担当</td> <td>秘書広報課、協働推進課、市政戦略課</td> </tr> </table> <p>4 広報内容 (1)、(2) (略)</p> <p>(3) 広報活動の実施方法 ア 報道機関への発表 <u>(ア) 各防災関係機関は、テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関に対し、情報及び必要な資料を速やかに提供し、広報活動を要望する。</u> (追加) <u>(イ) 外国人等情報伝達について特に配慮を要する者に対する対応として、可能な限り多言語による情報提供等も合わせて行う。</u> イ 広報車、航空機等 各防災関係機関は、他の防災関係機関、報道機関等の車両・航空機等による広報について協力を要請する。 ウ その他 各防災関係機関は、臨時広報紙等の配布、掲示板やホームページの利用等あらゆる媒体を有効に活用して広報活動を行う。 エ 災害報道 (略)</p>	実施担当	秘書広報課、協働推進課、市政戦略課	<p>第3節 広報</p> <table border="1" data-bbox="1113 2003 1963 2062"> <tr> <td>実施担当</td> <td>広報広聴課、協働推進課、秘書政策課</td> </tr> </table> <p>4 広報内容 (1)、(2) (略)</p> <p>5 広報活動の実施方法 (1) 報道機関への発表 ア 各防災関係機関は、テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関に対し、情報及び必要な資料を速やかに提供し、広報活動を要望する。 <u>特に避難情報等については、災害情報共有システム（Lアラート）を活用して迅速かつ的確に情報発信を行う。</u> イ 外国人等情報伝達について特に配慮を要する者に対する対応として、可能な限り多言語による情報提供等も合わせて行う。 (2) 広報車、航空機等 各防災関係機関は、他の防災関係機関、報道機関等の車両・航空機等による広報について協力を要請する。 (3) 多様な情報発信の活用 各防災関係機関は、臨時広報紙等の配布、掲示板や緊急速報メール機能、ホームページ、ソーシャルメディアの利用等あらゆる媒体を有効に活用して広報活動を行う。 (4) 災害報道 (略)</p>	実施担当	広報広聴課、協働推進課、秘書政策課
実施担当	秘書広報課、協働推進課、市政戦略課					
実施担当	広報広聴課、協働推進課、秘書政策課					

頁	現行（平成26年11月修正）	修正案																												
104	<p>第4章 応援協力・派遣要請 第2節 救援隊等による協力 1 県における措置（緊急消防援助隊等） (略) なお、南海トラフ地震においては、消防庁がそれぞれの地震に対して策定する緊急消防援助隊運用方針及びアクションプランに基づき、本県の要請がなくとも緊急消防援助隊の出動が行われることから、同様な受入れ体制を確立するものとする。</p>	<p>第4章 応援協力・派遣要請 第2節 救援隊等による協力 1 県における措置（緊急消防援助隊等） (略) その際、南海トラフ地震など個別の緊急消防援助隊運用方針及びアクションプランに基づく活動が進められる場合や、最大震度に応じた迅速出動が行われる場合には、地震発生直後のより早い段階から受け入れ体制の確立を図るものとする。</p>																												
111	<p>第5節 防災活動拠点の確保 1 市における措置 (1) 市は、大規模な災害が発生し県内外からの広域的な応援を受ける場合に、自衛隊、警察、消防を始めとする<u>応援隊等</u>の人員・資機材・物資の集結・集積に必要となる活動拠点について、関係機関との調整の上、確保を図るものとする。</p>	<p>第5節 防災活動拠点の確保 1 市における措置 (1) 市は、大規模な災害が発生し県内外からの広域的な応援を受ける場合に、自衛隊、警察、消防を始めとする<u>広域応援部隊等</u>の人員・資機材・物資の集結・集積に必要となる活動拠点について、関係機関との調整の上、確保を図るものとする。</p>																												
113	<p>第5章 救出・救助対策 ■基本方針 ○ 市長（災害救助法が適用された場合は知事及び知事の事務の一部を行うこととされた市長）、警察は、災害により生命及び身体が危険となった者を早急に救出し、負傷者については医療機関に<u>収容</u>する。社会通念上明らかな死者の収容先として、市民班へ遺体の仮安置所の設置を要請する。 (略)</p> <p>■主な機関の応急活動</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>発災後 3日</th> <th>1週間後</th> <th>復旧対応期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>機 関 係</td> <td>○応援要求への協力 ○避難救出活動への協力 (追加)</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>■主な機関の措置</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>機関名</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第2節 防災ヘリコプター の活用</td> <td>市 (追加)</td> <td>1 防災ヘリコプターの応援要請 (追加)</td> </tr> </tbody> </table>	機関名	発災後 3日	1週間後	復旧対応期	機 関 係	○応援要求への協力 ○避難救出活動への協力 (追加)			区 分	機関名	主な措置	第2節 防災ヘリコプター の活用	市 (追加)	1 防災ヘリコプターの応援要請 (追加)	<p>第5章 救出・救助対策 ■基本方針 ○ 市長（災害救助法が適用された場合は知事及び知事の事務の一部を行うこととされた市長）、警察は、災害により生命及び身体が危険となった者を早急に救出し、負傷者については医療機関に<u>搬送</u>する。社会通念上明らかな死者の収容先として、市民班へ遺体の仮安置所の設置を要請する。 (略)</p> <p>■主な機関の応急活動</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>発災後 3日</th> <th>1週間後</th> <th>復旧対応期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>機 関 係</td> <td>○応援要求への協力 ○避難救出活動への協力 ○航空機の運用調整への協力</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>■主な機関の措置</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>機関名</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第2節 航空機の活用</td> <td>市 県</td> <td>1 防災ヘリコプターの応援要請 2 航空機の運用調整</td> </tr> </tbody> </table>	機関名	発災後 3日	1週間後	復旧対応期	機 関 係	○応援要求への協力 ○避難救出活動への協力 ○航空機の運用調整への協力			区 分	機関名	主な措置	第2節 航空機の活用	市 県	1 防災ヘリコプターの応援要請 2 航空機の運用調整
機関名	発災後 3日	1週間後	復旧対応期																											
機 関 係	○応援要求への協力 ○避難救出活動への協力 (追加)																													
区 分	機関名	主な措置																												
第2節 防災ヘリコプター の活用	市 (追加)	1 防災ヘリコプターの応援要請 (追加)																												
機関名	発災後 3日	1週間後	復旧対応期																											
機 関 係	○応援要求への協力 ○避難救出活動への協力 ○航空機の運用調整への協力																													
区 分	機関名	主な措置																												
第2節 航空機の活用	市 県	1 防災ヘリコプターの応援要請 2 航空機の運用調整																												
123	<p>第1節 救出・救助活動 2 市における措置 (1) 市は、警察と緊密な連携のもとに救出を行い、負傷者については、医療機関（救護所を含む。）に<u>収容</u>する。</p> <p>第2節 防災ヘリコプターの活用 1 市における措置 (2) 防災ヘリコプターの応援要請を行う際には、以下の点について愛知県防災局消防保安課防災航空グループあてに電話等により速報を行ったうえで、緊急出動要請書を知事に提出する。 ア 災害の種別 (追加) イ 災害の発生場所 ウ 災害発生現場の気象状況 エ 飛行場外離着陸場の所在地及び地上支援体制 オ <u>災害現場の最高指揮者の職・氏名及び連絡手段</u> カ 応援に要する資機材の品目及び数 キ その他必要な事項 (追加)</p>	<p>第1節 救出・救助活動 2 市における措置 (1) 市は、警察と緊密な連携のもとに救出を行い、負傷者については、医療機関（救護所を含む。）に<u>搬送</u>する。</p> <p>第2節 航空機の活用 1 市における措置 (2) 防災ヘリコプターの応援要請を行う際には、以下の点について愛知県防災局消防保安課防災航空グループあてに電話等により速報を行ったうえで、緊急出動要請書を知事に提出する。 ア 災害の種別 イ <u>防災ヘリコプターが行う活動支援の内容</u> ウ 災害の発生場所 エ 災害発生現場の気象状況 オ 飛行場外離着陸場の所在地及び地上支援体制 カ <u>指揮本部及び地上支援隊の無線呼出し名称</u> キ その他必要な事項</p> <p>2 航空機の運用調整 県は、県災害対策本部において、必要に応じて、消防、警察、海上保安庁、自衛隊等とともに、これらの機関が保有する航空機の運用に係る調整を行う。 消防、警察、海上保安庁、自衛隊等航空機を保有する機関は、県災害対策本部で行われる運用調整に参加し、協力するよう努める。</p>																												
124	<p>第7章 医療救護・防疫・保健衛生対策 ■主な機関の応急活動</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>発災後 3日</th> <th>1週間後</th> <th>復旧対応期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市</td> <td>(略) ○保健活動及び心のケア (追加) ○防疫組織の編成 ○防疫活動</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>第1節 医療救護 4 医療救護班の派遣・編成等 (1)～(7) (略) (8) 医療救護班において応急手当後、医療機関への<u>収容</u>を必要とする者については、的確な情報に基づき最適な医療機関へ搬送する。 (9) (略)</p>	機関名	発災後 3日	1週間後	復旧対応期	市	(略) ○保健活動及び心のケア (追加) ○防疫組織の編成 ○防疫活動			<p>第7章 医療救護・防疫・保健衛生対策 ■主な機関の応急活動</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>発災後 3日</th> <th>1週間後</th> <th>復旧対応期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市</td> <td>(略) ○保健活動及び心のケア ○DPATの派遣要請 ○防疫組織の編成 ○防疫活動</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>第1節 医療救護 4 医療救護班の派遣・編成等 (1)～(7) (略) (8) 医療救護班において応急手当後、医療機関での<u>診療</u>を必要とする者については、的確な情報に基づき最適な医療機関へ搬送する。 (9) (略)</p>	機関名	発災後 3日	1週間後	復旧対応期	市	(略) ○保健活動及び心のケア ○DPATの派遣要請 ○防疫組織の編成 ○防疫活動														
機関名	発災後 3日	1週間後	復旧対応期																											
市	(略) ○保健活動及び心のケア (追加) ○防疫組織の編成 ○防疫活動																													
機関名	発災後 3日	1週間後	復旧対応期																											
市	(略) ○保健活動及び心のケア ○DPATの派遣要請 ○防疫組織の編成 ○防疫活動																													

頁	現行（平成26年11月修正）	修正案																																				
126	<p>第2節 防疫・保健衛生</p> <p>9 応援協力関係</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(追加)</p> <p>(追加)</p> <p>(追加)</p>	<p>第2節 防疫・保健衛生</p> <p>9 応援協力関係</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 市は、保健活動により、心のケア対応が必要と認める場合は、県に対してDPATの派遣要請を行う。</p> <p>(5) 県は、市からの求めに応じ、または、必要と認めるときは、DPATを派遣する。</p> <p>(6) 県は、DPATの派遣について、必要と認めるときは、国及び他都道府県に対し、DPATの派遣を要請するものとする。</p>																																				
129	<p>第8章 地域安全・交通・緊急輸送対策</p> <p>■基本方針</p> <p>○ (略)</p> <p>○ <u>災害発生時には、別に指定する緊急輸送道路を他の道路に優先して復旧作業等を実施して確保する。</u></p> <p>○ (略)</p> <p>主な機関の措置</p> <table border="1" data-bbox="153 786 1066 1113"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>機関名</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">第2節 交通対策</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">第3節 緊急輸送 道路の確保</td> <td rowspan="3">市</td> <td>2(1) (略)</td> </tr> <tr> <td>2(2) <u>緊急輸送道路の機能確保</u></td> </tr> <tr> <td>2(3) (略)</td> </tr> </tbody> </table>	区分	機関名	主な措置	第2節 交通対策	(略)	(略)	(略)	(略)	第3節 緊急輸送 道路の確保	市	2(1) (略)	2(2) <u>緊急輸送道路の機能確保</u>	2(3) (略)	<p>第8章 地域安全・道路交通規制・緊急輸送対策</p> <p>■基本方針</p> <p>○ (略)</p> <p>○ <u>緊急輸送道路の復旧作業等を他の道路に優先して実施する。</u></p> <p>○ (略)</p> <p>■主な機関の措置</p> <table border="1" data-bbox="1087 786 2005 1113"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>機関名</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">第2節 道路交通 規制対策</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">第3節 緊急輸送 道路等の 確保</td> <td rowspan="3">市</td> <td>2(1) (略)</td> </tr> <tr> <td>2(2) <u>緊急輸送道路等の機能確保</u></td> </tr> <tr> <td>2(3) (略)</td> </tr> </tbody> </table>	区分	機関名	主な措置	第2節 道路交通 規制対策	(略)	(略)	(略)	(略)	第3節 緊急輸送 道路等の 確保	市	2(1) (略)	2(2) <u>緊急輸送道路等の機能確保</u>	2(3) (略)										
区分	機関名	主な措置																																				
第2節 交通対策	(略)	(略)																																				
	(略)	(略)																																				
第3節 緊急輸送 道路の確保	市	2(1) (略)																																				
		2(2) <u>緊急輸送道路の機能確保</u>																																				
		2(3) (略)																																				
区分	機関名	主な措置																																				
第2節 道路交通 規制対策	(略)	(略)																																				
	(略)	(略)																																				
第3節 緊急輸送 道路等の 確保	市	2(1) (略)																																				
		2(2) <u>緊急輸送道路等の機能確保</u>																																				
		2(3) (略)																																				
131	<p>第2節 交通対策</p> <p>1 県警察における措置</p> <p>(4) 強制排除措置</p> <p>ア～ウ (略)</p> <p>(追加)</p> <p>(5) 緊急通行車両の確認等</p> <p>ア、イ (略)</p> <p>ウ 緊急通行車両であると認定したときは、県又は県公安委員会は、「緊急通行車両確認証明書」を、標章とともに申請者に交付する。</p> <p>エ (略)</p>	<p>第2節 道路交通規制対策</p> <p>1 県警察における措置</p> <p>(4) 強制排除措置</p> <p>ア～ウ (略)</p> <p>エ <u>県公安委員会は、緊急通行車両以外の車両の通行禁止等を行うため必要があるときは、道路管理者に対し、緊急通行車両の通行を確保するための区間の指定、放置車両や立ち往生車両等の移動について要請することができる。</u></p> <p>(5) 緊急通行車両の確認等</p> <p>ア、イ (略)</p> <p>ウ 緊急通行車両であると確認したときは、県又は県公安委員会は、「緊急通行車両確認証明書」を、標章とともに申請者に交付する。</p> <p>エ (略)</p>																																				
133	<p>3 自動車運転手の措置</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>ア、イ (略)</p> <p>ウ 警察官の指示を受けたときは、その指示に従って、車を移動又は駐車すること。</p> <p>第3節 緊急輸送道路の確保</p> <p>2 市における措置</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 緊急輸送道路の機能確保</p> <p>管理道路における緊急輸送道路指定路線について、障害物の除去、応急復旧等を行い、道路機能を確保する。</p> <p>(追加)</p> <p>(3) (略)</p>	<p>3 自動車運転手の措置</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>ア、イ (略)</p> <p>ウ 警察官又は道路管理者の命令や指示を受けたときは、その命令や指示に従って、車を移動等すること。</p> <p>第3節 緊急輸送道路の確保</p> <p>2 市における措置</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 緊急輸送道路の機能確保</p> <p>管理道路における緊急輸送道路指定路線について、障害物の除去、応急復旧等を行い、道路機能を確保する。なお、<u>放置車両や立ち往生車両等が発生した場合で、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、道路管理者として区間を指定し、運転者等に対し車両の移動等の命令を行うものとする。運転手がいな場合等においては、自ら車両の移動等を行うものとする。</u></p> <p>(3) (略)</p>																																				
137	<p>第9章 浸水対策</p> <p>■基本方針</p> <p>○ 市及び関係機関は、堤防の崩壊・き裂、水門、樋門、ため池、高圧又は高位部の水路等の決壊による浸水のおそれがある場合又は浸水による水災に対し、水防上必要な警戒活動、広報活動、応急復旧活動を適切に実施し、<u>はん濫水</u>による被害の拡大防止に努める。</p> <p>■ 主な機関の応急活動</p> <table border="1" data-bbox="153 2122 1066 2418"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>発災期</th> <th>3日</th> <th>1週間</th> <th>復旧対応</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">市</td> <td>○河川の点検及び応急復旧</td> <td>→</td> <td>→</td> <td>→</td> </tr> <tr> <td>○情報の伝達</td> <td>→</td> <td>→</td> <td>→</td> </tr> <tr> <td>○避難勧告の指示・河川の監視、巡回</td> <td>→</td> <td>→</td> <td>→</td> </tr> </tbody> </table>	機関名	発災期	3日	1週間	復旧対応	市	○河川の点検及び応急復旧	→	→	→	○情報の伝達	→	→	→	○避難勧告の指示・河川の監視、巡回	→	→	→	<p>第9章 浸水対策</p> <p>■基本方針</p> <p>○ 市及び関係機関は、堤防の崩壊・き裂、水門、樋門、ため池、高圧又は高位部の水路等の決壊による浸水のおそれがある場合又は浸水による水災に対し、水防上必要な警戒活動、広報活動、応急復旧活動を適切に実施し、<u>氾濫水</u>による被害の拡大防止に努める。</p> <p>■ 主な機関の応急活動</p> <table border="1" data-bbox="1087 2122 2005 2418"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>発災期</th> <th>3日</th> <th>1週間</th> <th>復旧対応</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">市</td> <td>○河川の点検及び応急復旧</td> <td>→</td> <td>→</td> <td>→</td> </tr> <tr> <td>○情報の伝達</td> <td>→</td> <td>→</td> <td>→</td> </tr> <tr> <td>○避難指示等の発令・河川の監視、巡回</td> <td>→</td> <td>→</td> <td>→</td> </tr> </tbody> </table>	機関名	発災期	3日	1週間	復旧対応	市	○河川の点検及び応急復旧	→	→	→	○情報の伝達	→	→	→	○避難指示等の発令・河川の監視、巡回	→	→	→
機関名	発災期	3日	1週間	復旧対応																																		
市	○河川の点検及び応急復旧	→	→	→																																		
	○情報の伝達	→	→	→																																		
	○避難勧告の指示・河川の監視、巡回	→	→	→																																		
機関名	発災期	3日	1週間	復旧対応																																		
市	○河川の点検及び応急復旧	→	→	→																																		
	○情報の伝達	→	→	→																																		
	○避難指示等の発令・河川の監視、巡回	→	→	→																																		
139	<p>第10章 避難者・帰宅困難者対策</p> <p>■基本方針</p> <p>○ 市長等は、災害対策基本法等に基づき必要に応じて避難のための可能な限りの措</p>	<p>第10章 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策</p> <p>■基本方針</p> <p>○ (削除)</p>																																				

頁	現行（平成26年11月修正）	修正案																																																								
143	<p>置をとることにより、生命及び身体の安全の確保に努めるものとする。</p> <p>(略)</p> <p>○ 帰宅困難者対策は、帰宅困難者等の発生による混乱を防止することが重要であり、「むやみに移動を開始しない」という基本原則の徹底を図るものとする。</p> <p>■主な機関の応急活動</p> <table border="1" data-bbox="153 329 1045 587"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>発災期</th> <th>3日</th> <th>1週間</th> <th>復旧対応</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市</td> <td>○立退きの勧告・指示 ○避難所の開設 (略) ○徒歩帰宅者に対する情報提供 ○徒歩帰宅者の救助・避難所対策の実施 ○企業等に対する一斉帰宅の抑制</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>■主な機関の措置</p> <table border="1" data-bbox="153 655 1066 1299"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>機関名</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1節 避難の勧告・指示</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>第2節 避難所の開設</td> <td>市</td> <td>1 (1) 避難所の開設 1 (2)、(3) (略)</td> </tr> <tr> <td>第3節 要配慮者支援対策</td> <td>市</td> <td>1 (1) 要配慮者の安否確認・避難誘導 1 (2)、(3) (略) 1 (4) 福祉避難所の設置 1 (5) ～(7) (略)</td> </tr> <tr> <td>第4節 帰宅困難者対策</td> <td>県、市</td> <td>1 (1) 帰宅困難者発生抑止のための広報等 1 (2) (3) 徒歩帰宅者に対する情報提供 1 (4) 救助対策、避難所対策の実施</td> </tr> <tr> <td></td> <td>事業所等</td> <td>2 安否確認や交通情報等の収集及び従業員等の一斉帰宅の抑制</td> </tr> </tbody> </table> <p>第1節 避難の勧告・指示</p> <p>第2節 避難所の開設</p> <p>1 予想される被害・状況等</p> <p>直下型大地震が発生した場合の被害予測調査結果（平成7年度）によると、建物被害は全壊27,321棟、半壊15,029棟と予測され、<u>その他地震火災による家屋の焼失等も予測され、被災世帯は27,951世帯に上ると予想される。</u></p> <p>2 市における措置</p> <p>(1) 避難所の開設</p> <p>市は、災害のため現に被害を受け、又は受けるおそれのある者を、一時的に収容し保護するための避難所を必要に応じて開設するものとする。</p> <p>3 避難所の指定</p> <p>市は、あらかじめ災害対策基本法施行令に基づいて避難所を指定し、当該避難所の所有者又は管理者の承諾を得る。その際、次の事項を十分に勘案することとする。</p> <p>(1) 被害者に対する救援・救護活動を実施することが可能な地域で、耐震・耐火の建築物があるか、又は仮設住宅、幕舎等を設置することが可能な規模を有するものとする。</p> <p>(2) 周囲にがけ崩れのおそれのあるがけ、石垣等がないものとする。</p> <p>(3) 地割れ、崩落等が予想されない地盤地質地域にあるものとする。</p> <p>(4) 周囲に多量の可燃物資の貯蔵施設がないところとする。</p> <p>(5) 洪水、高潮等による被害がないと見込まれる地域にあるものとする。</p> <p>(6) 避難場所との距離が比較的短く、その経路が安全と認められるところとする。</p> <p>(7) その他、被災者が生活する上で、市が適すと認める場所であるものとする。</p> <p>4 避難所の運営</p> <p>市は、避難所内の混乱を防止し、安全かつ適切な管理を図るため、避難所には職員を常駐させ、避難所の運営に当たっては、次の点に留意する。</p> <p>また詳細は、「職員初動体制マニュアル」に定めるものとする。</p> <p>(追加) ※ (13) で記載されている内容</p> <p>(1) 必要な物資等の数量を確実に把握するため、避難者に世帯単位での登録を求め、<u>収容能力からみて支障があると判断したときは、速やかに適切な措置を講ずること。</u></p> <p>(2) 各避難所に収容された人員の把握に努め、<u>収容能力からみて支障があると判断したときは、速やかに適切な措置を講ずること。</u></p> <p>(3) 避難所が万一危険になった場合再避難等についての対策を把握し、<u>混乱のないよう適切な措置を講ずること。</u></p> <p>(4) 避難者のニーズを早急に把握し、避難所における生活環境に注意を払い、<u>良好な生活の確保に努めるとともに、避難者のプライバシーの確保に配慮すること。</u></p>	機関名	発災期	3日	1週間	復旧対応	市	○立退きの勧告・指示 ○避難所の開設 (略) ○徒歩帰宅者に対する情報提供 ○徒歩帰宅者の救助・避難所対策の実施 ○企業等に対する一斉帰宅の抑制				区分	機関名	主な措置	第1節 避難の勧告・指示	(略)	(略)	第2節 避難所の開設	市	1 (1) 避難所の開設 1 (2)、(3) (略)	第3節 要配慮者支援対策	市	1 (1) 要配慮者の安否確認・避難誘導 1 (2)、(3) (略) 1 (4) 福祉避難所の設置 1 (5) ～(7) (略)	第4節 帰宅困難者対策	県、市	1 (1) 帰宅困難者発生抑止のための広報等 1 (2) (3) 徒歩帰宅者に対する情報提供 1 (4) 救助対策、避難所対策の実施		事業所等	2 安否確認や交通情報等の収集及び従業員等の一斉帰宅の抑制	<p>(略)</p> <p>○ 帰宅困難者対策は、帰宅困難者等の発生による混乱を防止することが重要であり、「むやみに移動（帰宅）を開始しない」という基本原則の徹底を図るものとする。</p> <p>■主な機関の応急活動</p> <table border="1" data-bbox="1083 329 1976 587"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>発災期</th> <th>3日</th> <th>1週間</th> <th>復旧対応</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市</td> <td>(削除) ○避難所の開設・運営 (略) ○帰宅困難者に対する情報提供 ○帰宅困難者の救助・避難所対策の実施 ○事業者等に対する一斉帰宅の抑制呼びかけ</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>■主な機関の措置</p> <table border="1" data-bbox="1083 655 2007 1299"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>機関名</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(削除)</td> <td>(削除)</td> <td>(削除) ※第2章第2節として記載</td> </tr> <tr> <td>第1節 避難所の開設・運営</td> <td>市</td> <td>1 (1) 避難所の開設・運営 1 (2)、(3) (略)</td> </tr> <tr> <td>第2節 要配慮者支援対策</td> <td>市</td> <td>1 (1) 避難行動要支援者の安否確認・避難誘導 1 (2)、(3) (略) 1 (4) 福祉避難所の設置等 1 (5) ～(7) (略)</td> </tr> <tr> <td>第3節 帰宅困難者対策</td> <td>県、市</td> <td>1 (1) 帰宅困難者の集中による混乱発生抑止のための広報等 1 (2) (3) 帰宅困難者に対する情報提供 1 (4) 救助対策、避難所等対策の実施</td> </tr> <tr> <td></td> <td>事業者、学校等</td> <td>2 安否確認や交通情報等の収集及び従業員、学生、顧客等の一斉帰宅の抑制</td> </tr> </tbody> </table> <p>(削除) ※第2章第2節として記載</p> <p>第1節 避難所の開設・運営</p> <p>1 予想される被害・状況等</p> <p>想定濃尾地震（内陸直下型地震）が発生した場合の被害予測調査結果（平成27年度）によると、建物被害は全壊2,676棟、半壊8,615棟と予測され、<u>多数の避難者と帰宅困難者の発生が予想される。</u></p> <p>2 市における措置</p> <p>(1) 避難所の開設</p> <p>市は、災害のため避難した居住者や滞在者等を被災した住民等を、一時的に滞在させるための施設として、<u>避難所を必要に応じて開設するものとする。</u></p> <p>(削除)</p> <p>3 避難所の運営</p> <p>市は、避難所内の混乱を防止し、安全かつ適切な管理を図るため、避難所には職員を常駐させ、避難所の運営に当たっては、次の点に留意する。</p> <p>また詳細は、「職員初動体制マニュアル」に定めるものとする。</p> <p>(1) <u>避難所運営マニュアルに基づく避難所運営</u></p> <p>県が作成した避難所運営マニュアルに基づき、<u>避難所の円滑な運営を図ること。</u></p> <p>(2) <u>避難者の把握</u></p> <p>必要な物資等の数量を確実に把握するため、避難者に世帯単位での登録を求め、<u>避難所ごとに避難している人員の把握に努めること。なお、収容能力からみて支障があると判断したときは、速やかに適切な措置を講ずること。</u></p> <p>(3) <u>避難所が危険になった場合の対応</u></p> <p>避難所が万一危険になった場合再避難等についての対策を把握し、<u>混乱のないよう適切な措置を講ずること。</u></p> <p>(4) <u>避難者ニーズ把握と生活環境、プライバシーへの配慮</u></p> <p>避難者のニーズを早急に把握し、避難所における生活環境に注意を払い、<u>良好な生活の確保に努めるとともに、避難者のプライバシーの確保に配慮すること。</u></p>	機関名	発災期	3日	1週間	復旧対応	市	(削除) ○避難所の開設・運営 (略) ○帰宅困難者に対する情報提供 ○帰宅困難者の救助・避難所対策の実施 ○事業者等に対する一斉帰宅の抑制呼びかけ				区分	機関名	主な措置	(削除)	(削除)	(削除) ※第2章第2節として記載	第1節 避難所の開設・運営	市	1 (1) 避難所の開設・運営 1 (2)、(3) (略)	第2節 要配慮者支援対策	市	1 (1) 避難行動要支援者の安否確認・避難誘導 1 (2)、(3) (略) 1 (4) 福祉避難所の設置等 1 (5) ～(7) (略)	第3節 帰宅困難者対策	県、市	1 (1) 帰宅困難者の集中による混乱発生抑止のための広報等 1 (2) (3) 帰宅困難者に対する情報提供 1 (4) 救助対策、避難所等対策の実施		事業者、学校等	2 安否確認や交通情報等の収集及び従業員、学生、顧客等の一斉帰宅の抑制
機関名	発災期	3日	1週間	復旧対応																																																						
市	○立退きの勧告・指示 ○避難所の開設 (略) ○徒歩帰宅者に対する情報提供 ○徒歩帰宅者の救助・避難所対策の実施 ○企業等に対する一斉帰宅の抑制																																																									
区分	機関名	主な措置																																																								
第1節 避難の勧告・指示	(略)	(略)																																																								
第2節 避難所の開設	市	1 (1) 避難所の開設 1 (2)、(3) (略)																																																								
第3節 要配慮者支援対策	市	1 (1) 要配慮者の安否確認・避難誘導 1 (2)、(3) (略) 1 (4) 福祉避難所の設置 1 (5) ～(7) (略)																																																								
第4節 帰宅困難者対策	県、市	1 (1) 帰宅困難者発生抑止のための広報等 1 (2) (3) 徒歩帰宅者に対する情報提供 1 (4) 救助対策、避難所対策の実施																																																								
	事業所等	2 安否確認や交通情報等の収集及び従業員等の一斉帰宅の抑制																																																								
機関名	発災期	3日	1週間	復旧対応																																																						
市	(削除) ○避難所の開設・運営 (略) ○帰宅困難者に対する情報提供 ○帰宅困難者の救助・避難所対策の実施 ○事業者等に対する一斉帰宅の抑制呼びかけ																																																									
区分	機関名	主な措置																																																								
(削除)	(削除)	(削除) ※第2章第2節として記載																																																								
第1節 避難所の開設・運営	市	1 (1) 避難所の開設・運営 1 (2)、(3) (略)																																																								
第2節 要配慮者支援対策	市	1 (1) 避難行動要支援者の安否確認・避難誘導 1 (2)、(3) (略) 1 (4) 福祉避難所の設置等 1 (5) ～(7) (略)																																																								
第3節 帰宅困難者対策	県、市	1 (1) 帰宅困難者の集中による混乱発生抑止のための広報等 1 (2) (3) 帰宅困難者に対する情報提供 1 (4) 救助対策、避難所等対策の実施																																																								
	事業者、学校等	2 安否確認や交通情報等の収集及び従業員、学生、顧客等の一斉帰宅の抑制																																																								
145																																																										

頁	現行（平成26年11月修正）	修正案
145	<p>(5) 避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮するものとする。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努めるものとする。</p> <p>(6) 常に災害対策本部と情報連絡を行い、避難者に対する災害情報の伝達、応急対策実施状況の周知徹底を行い、流言飛語の流布防止と不安の解消に努めること。 (追加) ※ (12) に記載されている内容</p> <p>(7) 避難所内に要配慮者がいることを認めた場合は、民生委員、自主防災組織、地域奉仕団、ボランティア等の協力を得て、収容された被災者に対し、必要に応じて次の救援を行う。なお、必要に応じて福祉施設への入所、避難者に対する各種相談業務、負傷者に対する応急医療、保健師、ホームヘルパー等による支援を行うこと。</p> <p>(8) 給水・給食・毛布・衣料・日用必需品、その他当面必要とされる物質の支給等、避難者への生活支援にあつては、公平に行うことを原則として、適切迅速な措置をとること。 (追加)</p> <p>(9) 避難所のハード面の問題や他の避難者との関係等から、自宅での生活を余儀なくされる要配慮者や、<u>健常者であっても災害が収まった後に家屋の被害や電気、水道、ガス等のライフラインの機能低下により生活が困難となった在宅避難者</u>に対して、その避難生活の環境整備に必要な措置を講じること。</p> <p>(10) 避難所における情報の伝達、生活物資の配給、清掃等について、避難者、自主防災組織、ボランティア等の協力が得られるよう努めること。</p> <p>(11) 避難者が避難所へペットをつれてきた場合は、「避難所ペット登録台帳」に登録するとともに、飼育場所や飼育ルールを飼育者及び避難者へ周知・徹底を図る。</p> <p><u>(12) 自宅での生活への復帰を避難者へ促す目安となるよう、ライフラインの復旧状況等、日常生活にかかわる情報を避難所にも提供するように努めること。</u></p> <p><u>(13) 事前に避難所として指定した施設等の破損に備えて、避難用テントの備蓄等を計画的に進めるとともに、災害時には、「市避難所運営マニュアル」等に基づき、避難所の円滑な運営を図るものとする。</u></p> <p>(14) 市は、災害発生後、一定期間が経過し、避難所の被災者に対する理容及び美容の提供、被災者に対する入浴の提供、及び避難所等で被災者が使用する自治体所有の毛布、シーツ等のクリーニングの提供を必要とする場合は、「生活衛生同業組合との災害時における被災者支援に関する協定」に基づき、県を通じ生活衛生同業組合へ、これらの業務の提供を要請するなど避難所の公衆衛生の向上に努めるものとする。</p> <p>5 災害救助法の適用の場合の経費負担</p> <p>第3節 要配慮者支援対策</p> <p>1 市における措置</p> <p>(1) <u>避難行動要支援者の安否確認・避難誘導</u> (略)</p> <p>(2) <u>避難行動要支援者の避難支援</u> (略)</p> <p>(3)～(6) (略)</p> <p>(7) <u>外国人への情報の提供と収集</u> 市国際交流協会、各種ボランティア団体や外国人集住都市会議と連携し、通訳ボランティア等を避難所等に派遣し、災害情報や支援情報等の提供を行うとともに必要な支援情報を収集する。</p> <p>第4節 帰宅困難者対策</p> <p>2 県及び市における措置</p> <p>(1) 県及び市は、公共交通機関が運行を停止し、自力で帰宅することが困難な帰宅困難者が大量に発生する場合には、「むやみに移動を開始しない」旨の広報等により、<u>一斉帰宅の抑制を図るとともに、必要に応じて、滞在場所の確保等の支援を行うものとする。</u></p> <p>(2) 県及び市は、企業、放送事業者、防災関係機関等との連携により、徒歩帰宅者に対して支援ルートやコンビニエンスストアなどの支援ステーションの情報提供に努める。</p> <p>(3) 県及び市は、各種の手段により、徒歩帰宅に必要な装備等、家族との連絡手段の</p>	<p>(5) <u>避難所運営における女性の参画等</u> 避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮するものとする。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努めるものとする。</p> <p>(6) <u>避難者への情報提供</u> 常に災害対策本部と情報連絡を行い、避難者に対する災害情報の伝達、応急対策実施状況の周知徹底を行い、流言飛語の流布防止と不安の解消に努めること。 <u>特に、自宅での生活への復帰を避難者へ促す目安となるよう、ライフラインの復旧状況等、日常生活にかかわる情報を避難所にも提供するように努めること。</u> <u>また、目の見えない人や耳の聞こえない人、外国人等への情報提供方法について、「愛知県避難所運営マニュアル」の「避難所利用者の事情に配慮した広報の例」を参考に配慮すること。</u></p> <p>(7) <u>要配慮者への支援</u> 避難所内に要配慮者がいることを認めた場合は、民生委員、自主防災組織、地域奉仕団、ボランティア等の協力を得て、(削除) 必要に応じて次の救援を行う。なお、必要に応じて福祉施設への入所、避難者に対する各種相談業務、負傷者に対する応急医療、保健師、ホームヘルパー等による支援を行うこと。</p> <p>(8) <u>物資の配給等避難者への生活支援</u> 給水・給食・毛布・衣料・日用必需品、その他当面必要とされる物質の支給等、避難者への生活支援にあつては、公平に行うことを原則として、適切迅速な措置をとること。 <u>なお、食物アレルギーや宗教上の理由等により食べられないものがある者について、「愛知県避難所運営マニュアル」を参考に配慮すること。</u></p> <p>(9) <u>避難所以外の場所に滞在する被災者への対応</u> 避難所のハード面の問題や他の避難者との関係等から、自宅での生活を余儀なくされる要配慮者や、災害が収まった後に家屋の被害や電気、水道、ガス等のライフラインの機能低下により生活が困難となった<u>被災者</u>に対して、その避難生活の環境整備に必要な措置を講じること。</p> <p>(10) <u>避難者、自主防災組織、ボランティア等の協力による運営</u> 避難所における情報の伝達、生活物資の配給、清掃等について、避難者、自主防災組織、ボランティア等の協力が得られるよう努めること。</p> <p>(11) <u>ペットの取扱</u> 避難者が避難所へペットをつれてきた場合は、「避難所ペット登録台帳」に登録するとともに、飼育場所や飼育ルールを飼育者及び避難者へ周知・徹底を図る。 (削除) ※ (6) で記載</p> <p>(削除) ※前段は第2編第7章で記載。後段は、(1)に記載</p> <p>(12) <u>公衆衛生の向上のための事業者団体への要請</u> 市は、災害発生後、一定期間が経過し、避難所の被災者に対する理容及び美容の提供、被災者に対する入浴の提供、及び避難所等で被災者が使用する自治体所有の毛布、シーツ等のクリーニングの提供を必要とする場合は、「生活衛生同業組合との災害時における被災者支援に関する協定」に基づき、県を通じ生活衛生同業組合へ、これらの業務の提供を要請するなど避難所の公衆衛生の向上に努めるものとする。</p> <p>4 災害救助法の適用の場合の経費負担</p> <p>第2節 要配慮者支援対策</p> <p>1 市における措置</p> <p>(削除) ※第2章第3節に記載</p> <p>(削除) ※第2章第3節に記載</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) <u>外国人に対する情報提供と支援ニーズの把握</u> 次の方法により災害情報や支援情報等の提供を行うとともに、必要な支援ニーズを収集する。 ア 市国際交流協会や各種ボランティア団体との連携 イ 県国際交流協会の「多言語情報翻訳システム」等の活用 ウ 愛知県災害多言語支援センター（大規模災害時に設置）が発信する多言語情報の活用 エ 通訳ボランティア等の避難所等への派遣（ボランティアセンターを通じて依頼）</p> <p>第3節 帰宅困難者対策</p> <p>2 県及び市における措置</p> <p>(1) 「<u>むやみに移動（帰宅）を開始しない</u>」旨の広報及び滞在場所の確保等 県及び市は、公共交通機関が運行を停止し、自力で帰宅することが困難な帰宅困難者が大量に発生する場合には、「むやみに移動（帰宅）を開始しない」旨の広報等により、<u>一斉帰宅を抑制し、帰宅困難者の集中による混乱の抑制を図る。また、必要に応じて、滞在場所の確保等の支援を行うものとする。</u></p> <p>(2) <u>災害情報、徒歩帰宅支援ステーションの情報提供</u> 県及び市は、<u>安全な帰宅のための災害情報を提供するほか、企業、放送事業者、防災関係機関等との連携により、徒歩帰宅者に対して支援ルートやコンビニエンスストアなどの徒歩帰宅支援ステーションの情報提供に努める。</u></p> <p>(3) <u>その他帰宅困難者への広報</u></p>
147		

頁	現行（平成26年11月修正）	修正案																																																
148	<p>確保、徒歩帰宅経路の確認、<u>事業所の責務等</u>、必要な広報に努める。</p> <p>(4) 市は、帰宅途中で救援が必要になった人、<u>避難所への収容が必要になった人への救助対策、避難所対策</u>を図る。</p> <p>3 事業所等における措置 事業所や学校などの組織があるところは、災害時には組織の責任において、安否確認や交通情報等の収集を行い、災害の状況を十分に見極めた上で、従業員、学生、顧客等への対応を検討し、帰宅する者の安全確保の観点に留意して、対策をとるものとする。</p> <p>4 支援体制の構築 帰宅困難者に対する対応は、安否確認の支援、被害情報の伝達、滞在場所の提供、帰宅のための支援等、多岐にわたるものである。 また、帰宅困難者対策は、行政のエリアを越えかつ多岐にわたる分野に課題が及ぶことから、これに関連する行政、事業所、学校、防災関係機関が相互に連携・協力する仕組みづくりを進め、発災時における交通情報の提供、水や食料の提供、従業員や児童生徒等の保護などについて、支援体制の構築を図っていくものとする。</p> <p>第11章 水・食品・生活必需品等の供給 第2節 食品の供給 2 主食等の備蓄 (1) (略) (2) 広域応援による食料の供給が開始されるまでの期間に対処するため、家庭において3日分程度の食料を備蓄しておくとともに、市においても食料を備蓄しておくことが必要である。</p>	<p>県及び市は、各種の手段により、徒歩帰宅に必要な装備等、家族との連絡手段の確保、徒歩帰宅経路の確認、<u>事業者の責務等</u>、必要な広報に努める。</p> <p>(4) 帰宅途中で救援が必要になった人等の対策 市は、帰宅途中で救援が必要になった人、<u>避難所での受入れが必要になった人への救助対策、避難所等対策</u>を図る。</p> <p>3 事業者や学校等における措置 事業者や学校などは、災害時には組織の責任において、安否確認や交通情報等の収集を行い、災害の状況を十分に見極めた上で、従業員、学生、顧客等への対応を検討し、帰宅する者の安全確保の観点に留意して、対策をとるものとする。</p> <p>(削除) ※第2編第7章で記載</p> <p>第11章 水・食品・生活必需品等の供給 第2節 食品の供給 2 主食等の備蓄 (1) (略) (2) 広域応援による食料の供給が開始されるまでの期間に対処するため、家庭において3日以上（可能な限り1週間分程度）の食料を備蓄しておくとともに、市においても食料を備蓄しておくことが必要である。</p>																																																
151	<p>4 米穀の原料調達 (1) 市は、炊き出しを実施する場合の米穀の原料（玄米）調達に当たっては、「愛知県応急米穀取扱要領」に基づき実施する。 (2) 市は、米穀届出事業者等から米穀の原料（玄米）調達が困難な場合は、県と緊密な連絡を図り、「愛知県応急米穀取扱要領」及び「米穀の買い入れ・販売等に関する基本要領（第4章第10の2に基づく災害救助用米穀の供給に係る手続き）」により調達を図る。 (3) 市長は、緊急に必要とする場合は電話等により知事に依頼することができるほか、通信途絶等の場合には、農林水産省（生産局）に要請を行うことができる。ただし、いずれの場合も、事後、速やかに知事に報告するものとする。 (追加)</p>	<p>4 米穀の原料調達 (1) 市は、炊き出しを実施する場合の米穀の原料（玄米）調達に当たっては、「愛知県応急米穀取扱要領」に基づき実施する。 (2) 市は、米穀届出事業者等から米穀の原料（玄米）調達が困難な場合は、県と緊密な連絡を図り、「愛知県応急米穀取扱要領」及び「米穀の買い入れ・販売等に関する基本要領（第4章第10の2に基づく災害救助用米穀の供給に係る手続き）」により調達を図る。 (3) 市長は、緊急に必要とする場合は電話等により知事に依頼することができるほか、通信途絶等の場合には、農林水産省（生産局）に要請を行うことができる。ただし、いずれの場合も、事後、速やかに知事に報告するものとする。 (4) 市は、活用可能な精米施設を確保する。なお、長期停電により県内に稼働施設がない場合は、他県施設の活用を申し入れる。</p>																																																
153	<p>第12章 環境汚染防止及び廃棄物処理対策 第2節 廃棄物処理計画 2 市における措置 (1) 災害廃棄物処理実行計画の策定 市は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）に基づく「環境省防災業務計画」により、災害廃棄物等の広域的な処理計画を作成する等、廃棄物処理に係る災害時における応急体制を確保する必要があるため、災害廃棄物対策指針（平成26年3月：環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部）を参考に、被害状況を調査し、災害廃棄物の発生量を推定するとともに、災害廃棄物処理実行計画を策定して、迅速に処理を進める。 (2)～(7) (略)</p>	<p>第12章 環境汚染防止及び廃棄物処理対策 第2節 廃棄物処理計画 2 市における措置 (1) 災害廃棄物処理実行計画の策定 市は、災害時の廃棄物に係る処理体制を確保する必要があるため、災害廃棄物対策指針（平成26年3月：環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部）を参考に、平常時に災害廃棄物処理計画を策定する。また、災害時においては、被害状況を調査し、災害廃棄物の発生量を推定するとともに、災害廃棄物処理実行計画を策定して、迅速に処理を進める。 (2)～(7) (略)</p>																																																
156	<p>第13章 遺体の取扱 ■基本方針 ○ 周囲の状況から判断して、災害により死亡したと思われる者は、速やかに捜索・収容し、所要の処理をした後、埋葬又は火葬(以下「埋火葬」という。)するものとする。 (追加)</p> <p>■主な機関の応急活動</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>発災期</th> <th>3日</th> <th>1週間</th> <th>復旧対応</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市</td> <td></td> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>警察</td> <td></td> <td>○検視（見分）の実施 ○県歯科医師会への応援要請</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>■主な機関の措置</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>機関名</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1節 遺体の捜索</td> <td>市</td> <td>1(1) 遺体の捜索 1(2) 検視（見分） 1(3) 応援要求</td> </tr> <tr> <td>第2節 遺体の処置</td> <td>市</td> <td>1(1) 遺体の収容及び一時保存 1(2) 遺体の検視（見分）及び検案 1(3) ～(5) (略)</td> </tr> </tbody> </table>	機関名	発災期	3日	1週間	復旧対応	市		(略)			警察		○検視（見分）の実施 ○県歯科医師会への応援要請			区分	機関名	主な措置	第1節 遺体の捜索	市	1(1) 遺体の捜索 1(2) 検視（見分） 1(3) 応援要求	第2節 遺体の処置	市	1(1) 遺体の収容及び一時保存 1(2) 遺体の検視（見分）及び検案 1(3) ～(5) (略)	<p>第13章 遺体の取扱 ■基本方針 ○ 周囲の状況から判断して、災害により死亡したと思われる者は、速やかに捜索・収容し、所要の処理をした後、埋葬又は火葬(以下「埋火葬」という。)する。 ○ 遺体の取扱いに当たっては、礼意を失わないように注意するとともに、遺族等の心身の状況、その置かれている環境等について適切な配慮を行う。</p> <p>■主な機関の応急活動</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>発災期</th> <th>3日</th> <th>1週間</th> <th>復旧対応</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市</td> <td></td> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>警察</td> <td></td> <td>○検視（調査）の実施 ○県歯科医師会への応援要請</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>■主な機関の措置</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>機関名</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1節 遺体の捜索</td> <td>市</td> <td>1(1) 遺体の捜索 1(2) 検視（調査） 1(3) 応援要求</td> </tr> <tr> <td>第2節 遺体の処置</td> <td>市</td> <td>1(1) 遺体の収容及び一時保存 1(2) 遺体の検視（調査）及び検案 1(3) ～(5) (略)</td> </tr> </tbody> </table>	機関名	発災期	3日	1週間	復旧対応	市		(略)			警察		○検視（調査）の実施 ○県歯科医師会への応援要請			区分	機関名	主な措置	第1節 遺体の捜索	市	1(1) 遺体の捜索 1(2) 検視（調査） 1(3) 応援要求	第2節 遺体の処置	市	1(1) 遺体の収容及び一時保存 1(2) 遺体の検視（調査）及び検案 1(3) ～(5) (略)
機関名	発災期	3日	1週間	復旧対応																																														
市		(略)																																																
警察		○検視（見分）の実施 ○県歯科医師会への応援要請																																																
区分	機関名	主な措置																																																
第1節 遺体の捜索	市	1(1) 遺体の捜索 1(2) 検視（見分） 1(3) 応援要求																																																
第2節 遺体の処置	市	1(1) 遺体の収容及び一時保存 1(2) 遺体の検視（見分）及び検案 1(3) ～(5) (略)																																																
機関名	発災期	3日	1週間	復旧対応																																														
市		(略)																																																
警察		○検視（調査）の実施 ○県歯科医師会への応援要請																																																
区分	機関名	主な措置																																																
第1節 遺体の捜索	市	1(1) 遺体の捜索 1(2) 検視（調査） 1(3) 応援要求																																																
第2節 遺体の処置	市	1(1) 遺体の収容及び一時保存 1(2) 遺体の検視（調査）及び検案 1(3) ～(5) (略)																																																

頁	現行（平成26年11月修正）			修正案																																																																													
		(追加)	(追加)		警察	2(1) 検視（調査）の実施 2(2) 歯科医師会への応援要請																																																																											
	第3節 遺体の埋火葬	市	(略)	第3節 遺体の埋火葬	市	(略)																																																																											
157	<p>第1節 遺体の捜索</p> <p>1 市における措置</p> <p>(2) 検視（見分） 遺体を発見したときは、その現場で警察官の検視（見分）を得る。現場での検視（見分）を得ることができない場合は、発見の日時、場所、発見者、発見時の遺体の状況、所持品等を明確にする。 (追加)</p> <p>第2節 遺体の処理</p> <p>1 市における措置</p> <p>(2) 遺体の検視（見分）及び検案 警察官の遺体の検視（見分）を得るとともに、医師による遺体（医師の診療中に死亡した者を除く）の検案（死亡の確認及び死因その他の医学的検査）を受ける。 (3) 遺体の洗浄等 検視（見分）及び検案を終了した遺体について、遺体の識別のため又は遺族への引き渡しまで相当の期間を要する場合の措置として、遺体の洗浄、縫合、消毒等の処置を行う。</p> <p>2 警察における措置</p> <p>(1) 収容した遺体について検視（見分）を実施する。検視（見分）を行わずに収容された遺体については、市及び医師と連携を密にし、遺体安置所において検視（調査）を行う。 (2) 身元識別のため必要があるときは、歯科医師会に応援を要請する。</p>			<p>第1節 遺体の捜索</p> <p>1 市における措置</p> <p>(2) 検視（調査） 遺体を発見したときは、警察官の検視（調査※）を得る。現場での検視（調査）を得ることができない場合は、発見の日時、場所、発見者、発見時の遺体の状況、所持品等を明確にする。 ※「警察等が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律」に基づき、警察管が死因及び身元を明らかにするために行う調査（外表の調査、死体の発見された場所の調査、関係者に対する質問等）</p> <p>第2節 遺体の処理</p> <p>1 市における措置</p> <p>(2) 遺体の検視（調査）及び検案 警察官の遺体の検視（調査）を得るとともに、医師による遺体（医師の診療中に死亡した者を除く）の検案（死亡の確認及び死因その他の医学的検査）を受ける。 (3) 遺体の洗浄等 検視（調査）及び検案を終了した遺体について、遺体の識別のため又は遺族への引き渡しまで相当の期間を要する場合の措置として、遺体の洗浄、縫合、消毒等の処置を行う。</p> <p>2 警察における措置</p> <p>(1) 遺体発見現場で遺体の検視（調査）を実施する。なお、現場での検視（調査）が困難な場合は、市及び医師と連携を密にし、遺体安置所において検視（調査）を行う。 (2) 身元識別のため必要があるときは、血液の採取、爪の切除等を実施する。また必要に応じて歯科医師会に応援を要請する。</p>																																																																													
163	<p>第15章 ライフライン施設の応急対策</p> <p>■主な機関の応急活動</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>発災期</th> <th>3日</th> <th>1週間</th> <th>復旧対応</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td></td> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>東邦瓦斯 LPガス協会</td> <td></td> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(追加) ※第2章に記載されている内容</p> <p>■主な機関の措置</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>機関名</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>第4節 下水道施設対策</td> <td>下水道管理者</td> <td>1(1) 応急復旧活動の実施</td> </tr> </tbody> </table> <p>(追加) ※第2章に記載されている内容</p>	機関名	発災期	3日	1週間	復旧対応	(略)		(略)			東邦瓦斯 LPガス協会		(略)			区分	機関名	主な措置	(略)	(略)	(略)	第4節 下水道施設対策	下水道管理者	1(1) 応急復旧活動の実施			<p>第15章 ライフライン施設等の応急対策</p> <p>■主な機関の応急活動</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>発災期</th> <th>3日</th> <th>1週間</th> <th>復旧対応</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td></td> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>東邦ガス LPガス協会</td> <td></td> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>NTT西日本</td> <td></td> <td colspan="3">○重要通信の確保及び通信の途絶の解消</td> </tr> <tr> <td>放送事業者</td> <td></td> <td colspan="3">○放送事業の継続</td> </tr> <tr> <td>郵便事業者</td> <td></td> <td colspan="3">○郵便事業の継続</td> </tr> </tbody> </table> <p>■主な機関の措置</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>機関名</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>第4節 下水道施設対策</td> <td>下水道管理者</td> <td>1(1) 応急復旧活動の実施</td> </tr> <tr> <td>第5節 通信施設の応急措置</td> <td>電気通信事業者、移動通信事業者</td> <td>1・2 重要通信の確保及び通信の途絶の解消</td> </tr> <tr> <td></td> <td>市、防災関係機関</td> <td>3 専用通信施設の応急措置</td> </tr> <tr> <td></td> <td>放送事業者</td> <td>4 放送事業の継続</td> </tr> <tr> <td>第6節 郵便業務の応急措置</td> <td>日本郵便株式会社</td> <td>郵便物の送達の確保及び窓口業務の維持</td> </tr> </tbody> </table>	機関名	発災期	3日	1週間	復旧対応	(略)		(略)			東邦ガス LPガス協会		(略)			NTT西日本		○重要通信の確保及び通信の途絶の解消			放送事業者		○放送事業の継続			郵便事業者		○郵便事業の継続			区分	機関名	主な措置	(略)	(略)	(略)	第4節 下水道施設対策	下水道管理者	1(1) 応急復旧活動の実施	第5節 通信施設の応急措置	電気通信事業者、移動通信事業者	1・2 重要通信の確保及び通信の途絶の解消		市、防災関係機関	3 専用通信施設の応急措置		放送事業者	4 放送事業の継続	第6節 郵便業務の応急措置	日本郵便株式会社	郵便物の送達の確保及び窓口業務の維持		
機関名	発災期	3日	1週間	復旧対応																																																																													
(略)		(略)																																																																															
東邦瓦斯 LPガス協会		(略)																																																																															
区分	機関名	主な措置																																																																															
(略)	(略)	(略)																																																																															
第4節 下水道施設対策	下水道管理者	1(1) 応急復旧活動の実施																																																																															
機関名	発災期	3日	1週間	復旧対応																																																																													
(略)		(略)																																																																															
東邦ガス LPガス協会		(略)																																																																															
NTT西日本		○重要通信の確保及び通信の途絶の解消																																																																															
放送事業者		○放送事業の継続																																																																															
郵便事業者		○郵便事業の継続																																																																															
区分	機関名	主な措置																																																																															
(略)	(略)	(略)																																																																															
第4節 下水道施設対策	下水道管理者	1(1) 応急復旧活動の実施																																																																															
第5節 通信施設の応急措置	電気通信事業者、移動通信事業者	1・2 重要通信の確保及び通信の途絶の解消																																																																															
	市、防災関係機関	3 専用通信施設の応急措置																																																																															
	放送事業者	4 放送事業の継続																																																																															
第6節 郵便業務の応急措置	日本郵便株式会社	郵便物の送達の確保及び窓口業務の維持																																																																															
164	<p>第1節 電力施設対策</p> <p>1 中部電力株式会社における措置</p> <p>(4) 応急復旧活動の実施 ア 優先的に復旧する施設及び設備 (ア) (略) (イ) 利用者側 ① 人命にかかわる病院 ② 災害復旧の中核となる災害対策本部、官庁、警察、ガス、水道、交通、通信等の機関・民心の安定に寄与する報道機関、避難施設 イ 復旧方法 (略) (追加)</p>			<p>第1節 電力施設対策</p> <p>1 中部電力株式会社における措置</p> <p>(4) 応急復旧活動の実施 ア 優先的に復旧する施設及び設備 (ア) (略) (イ) 利用者側 ① 人命にかかわる病院 ② 災害復旧の中核となる災害対策本部、官庁、警察、自衛隊、ガス、水道、交通、通信等の機関・民心の安定に寄与する報道機関、避難施設 イ 復旧方法 (略) ウ 関係機関との連携 路上障害物により被害箇所への到着や復旧作業が困難な場合には、道路啓開について関係機関と連携、協力し、迅速な復旧に努める。</p>																																																																													

頁	現行（平成26年11月修正）	修正案																																																						
(93)	<p>(追加) ※第2章第3節に記載されている内容</p> <p>1 西日本電信電話株式会社における措置</p> <p>西日本電信電話株式会社は、緊急に必要な防災関係機関等、災害救助活動に直接関係する重要通信の確保及び通信の途絶の解消に留意し、速やかに応急復旧を行う。</p> <p>(略)</p> <p>(追加)</p> <p>(4) 応援体制の確立 (略)</p> <p>2 株式会社NTTドコモ、KDDI株式会社における措置</p> <p>(略)</p> <p>(追加)</p> <p>(3) 応援体制の確立 (略)</p> <p>3 市及び防災関係機関における措置</p> <p>(略)</p> <p>4 放送事業者における措置</p> <p>(略)</p>	<p>第5節 通信施設の応急対策</p> <p>1 電気通信事業者（西日本電信電話株式会社、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社）における措置</p> <p>西日本電信電話株式会社及びエヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社は、緊急に必要な防災関係機関等、災害救助活動に直接関係する重要通信の確保及び通信の途絶の解消に留意し、速やかに応急復旧を行う。</p> <p>(略)</p> <p>(4) 災害用伝言ダイヤル及び災害用伝言板の運用震度6弱以上の地震が発生した場合は、電話の輻輳を緩和するため、直ちに災害用伝言ダイヤルを提供するとともに、報道機関への連絡等を行う。また、インターネットを利用して安否確認を行う災害用伝言板を、災害用伝言ダイヤルの提供に準じて運用する。</p> <p>(5) 応援体制の確立 (略)</p> <p>2 移動通信事業者（株式会社NTTドコモ、KDDI株式会社及びソフトバンクモバイル株式会社）における措置</p> <p>(略)</p> <p>(3) 災害用伝言板の運用 震度6弱程度以上の地震が発生した場合には、被災地域への通信の疎通確保対策として、災害用伝言板を運用する。</p> <p>(4) 応援体制の確立 (略)</p> <p>3 市及び防災関係機関における措置</p> <p>(略)</p> <p>4 放送事業者における措置</p> <p>(略)</p>																																																						
<p>(95)</p> <p>169</p>	<p>(追加) ※第2章第4節に記載されている内容</p> <p>1 日本郵便株式会社の措置</p> <p>第16章 住宅対策</p> <p>■基本方針</p> <p>○ (略)</p> <p>○ 災害により、自らの資力では住宅を確保することが困難な被災者のために、短期間の一時的な住まいとして公共賃貸住宅等の空家を提供する。(追加)</p> <p>○ (略)</p> <p>(追加)</p> <p>■主な機関の応急措置</p> <table border="1" data-bbox="151 1668 1037 2315"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>発災</th> <th>3日</th> <th>1週間</th> <th>復旧対応期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市</td> <td>(略) 《公営・民間住宅等への一時入居》 ○提供する住宅の選定・確保 ○相談窓口の開設 ○応援協力の要請 《住宅の応急修理》</td> <td></td> <td>○一時入居の開始</td> <td>○応急修理の実施補助</td> </tr> <tr> <td>住宅供給公社 都市再生機構</td> <td>《公営・民間住宅等への一時入居》 ○応援協力の要請 ○提供する住宅の選定・確保 ○相談窓口の開設</td> <td></td> <td>○入居意向調査の実施</td> <td>○一時入居の開始</td> </tr> </tbody> </table> <p>■主な機関の措置</p> <table border="1" data-bbox="151 2386 1066 2861"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>機関名</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>第4節 応急仮設住宅の建設</td> <td>市</td> <td>2(1) 建設用地の選定 2(2) 応急仮設住宅の建設 2(3) 入居者の対象選定及び供与 2(4) 被災者の収容及び管理運営</td> </tr> <tr> <td>第5節 住宅の応急修理</td> <td>市 (追加)</td> <td>2(1) 応急修理の実施 2(2) 応急修理に関する補助事務 (追加)</td> </tr> </tbody> </table>	機関名	発災	3日	1週間	復旧対応期	市	(略) 《公営・民間住宅等への一時入居》 ○提供する住宅の選定・確保 ○相談窓口の開設 ○応援協力の要請 《住宅の応急修理》		○一時入居の開始	○応急修理の実施補助	住宅供給公社 都市再生機構	《公営・民間住宅等への一時入居》 ○応援協力の要請 ○提供する住宅の選定・確保 ○相談窓口の開設		○入居意向調査の実施	○一時入居の開始	区分	機関名	主な措置	(略)	(略)	(略)	第4節 応急仮設住宅の建設	市	2(1) 建設用地の選定 2(2) 応急仮設住宅の建設 2(3) 入居者の対象選定及び供与 2(4) 被災者の収容及び管理運営	第5節 住宅の応急修理	市 (追加)	2(1) 応急修理の実施 2(2) 応急修理に関する補助事務 (追加)	<p>第6節 郵便業務の応急措置</p> <p>1 日本郵便株式会社の措置</p> <p>第16章 住宅対策</p> <p>■基本方針</p> <p>○ (略)</p> <p>○ 災害により、自らの資力では住宅を確保することが困難な被災者のために、短期間の一時的な住まいとして公共賃貸住宅等の空家を提供する。応急仮設住宅の設置や被災住宅の応急修理、障害物の除去を実施し、住生活の安定に努める。</p> <p>○ (略)</p> <p>○ 応急仮設住宅の設置については、民間賃貸住宅等の空き家・空室が存在する地域においては、民間賃貸住宅等の借上げによる方法を積極的に活用する。</p> <p>■主な機関の応急措置</p> <table border="1" data-bbox="1089 1668 1976 2315"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>発災</th> <th>3日</th> <th>1週間</th> <th>復旧対応期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市</td> <td>(略) 《公共賃貸住宅等への一時入居》 ○提供する住宅の選定・確保 ○相談窓口の開設 ○応援協力の要請 《住宅の応急修理》</td> <td></td> <td>○一時入居の開始</td> <td>○応急修理の実施補助</td> </tr> <tr> <td>住宅供給公社 都市再生機構</td> <td>《公共賃貸住宅等への一時入居》 ○県からの応援協力の要請 ○提供する住宅の選定・確保 ○相談窓口の開設</td> <td></td> <td>○入居意向調査の実施</td> <td>○一時入居の開始</td> </tr> </tbody> </table> <p>■主な機関の措置</p> <table border="1" data-bbox="1089 2386 2001 2861"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>機関名</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>第4節 応急仮設住宅の設置及び管理運営</td> <td>市 県</td> <td>(2) 建設用地の確保 (5) 被災者の入居及び管理運営 (1) 応援協力の要請 (3) 応急仮設住宅の建設 (4) 民間賃貸住宅の借上げ</td> </tr> <tr> <td>第5節 住宅の応急修理</td> <td>市 県</td> <td>(削除) 1 応急修理に関する補助事務 2(1) 応急修理の実施 2(2) 応援協力の要請</td> </tr> </tbody> </table>	機関名	発災	3日	1週間	復旧対応期	市	(略) 《公共賃貸住宅等への一時入居》 ○提供する住宅の選定・確保 ○相談窓口の開設 ○応援協力の要請 《住宅の応急修理》		○一時入居の開始	○応急修理の実施補助	住宅供給公社 都市再生機構	《公共賃貸住宅等への一時入居》 ○県からの応援協力の要請 ○提供する住宅の選定・確保 ○相談窓口の開設		○入居意向調査の実施	○一時入居の開始	区分	機関名	主な措置	(略)	(略)	(略)	第4節 応急仮設住宅の設置及び管理運営	市 県	(2) 建設用地の確保 (5) 被災者の入居及び管理運営 (1) 応援協力の要請 (3) 応急仮設住宅の建設 (4) 民間賃貸住宅の借上げ	第5節 住宅の応急修理	市 県	(削除) 1 応急修理に関する補助事務 2(1) 応急修理の実施 2(2) 応援協力の要請
機関名	発災	3日	1週間	復旧対応期																																																				
市	(略) 《公営・民間住宅等への一時入居》 ○提供する住宅の選定・確保 ○相談窓口の開設 ○応援協力の要請 《住宅の応急修理》		○一時入居の開始	○応急修理の実施補助																																																				
住宅供給公社 都市再生機構	《公営・民間住宅等への一時入居》 ○応援協力の要請 ○提供する住宅の選定・確保 ○相談窓口の開設		○入居意向調査の実施	○一時入居の開始																																																				
区分	機関名	主な措置																																																						
(略)	(略)	(略)																																																						
第4節 応急仮設住宅の建設	市	2(1) 建設用地の選定 2(2) 応急仮設住宅の建設 2(3) 入居者の対象選定及び供与 2(4) 被災者の収容及び管理運営																																																						
第5節 住宅の応急修理	市 (追加)	2(1) 応急修理の実施 2(2) 応急修理に関する補助事務 (追加)																																																						
機関名	発災	3日	1週間	復旧対応期																																																				
市	(略) 《公共賃貸住宅等への一時入居》 ○提供する住宅の選定・確保 ○相談窓口の開設 ○応援協力の要請 《住宅の応急修理》		○一時入居の開始	○応急修理の実施補助																																																				
住宅供給公社 都市再生機構	《公共賃貸住宅等への一時入居》 ○県からの応援協力の要請 ○提供する住宅の選定・確保 ○相談窓口の開設		○入居意向調査の実施	○一時入居の開始																																																				
区分	機関名	主な措置																																																						
(略)	(略)	(略)																																																						
第4節 応急仮設住宅の設置及び管理運営	市 県	(2) 建設用地の確保 (5) 被災者の入居及び管理運営 (1) 応援協力の要請 (3) 応急仮設住宅の建設 (4) 民間賃貸住宅の借上げ																																																						
第5節 住宅の応急修理	市 県	(削除) 1 応急修理に関する補助事務 2(1) 応急修理の実施 2(2) 応援協力の要請																																																						

頁	現行（平成26年11月修正）			修正案		
第6節 障害物の除去	市 (追加)	1 (1) 障害物の除去の実施 1 (2) 他市町村又は県に対する応援要求 (追加)	第6節 障害物の除去	市 県	1 (1) 障害物の除去の実施 1 (2) 他市町村又は県に対する応援要求 2 応援協力の要請	
171	<p>第3節 公共賃貸住宅等への一時入居</p> <p>2 市、地方住宅供給公社及び都市再生機構における措置</p> <p>県、市、<u>地方住宅供給公社及び都市再生機構は、家屋に被害を受けた被災者の短期間の一時的な住まいとして、それぞれが管理している公共賃貸住宅の空家を提供し、暫定的な住生活の安定を図る。</u></p> <p>(追加)</p> <p>(5) 応援協力の要請</p> <p>被災者数が多く、市内で用意した戸数では対応が難しい場合は、県・国を通じて他市町村又は都道府県に受入れについて協力依頼をするとともに、関係団体等に対し協力要請を行い、あっせん及び借上げの方法により民間賃貸住宅を提供できるように努める。</p> <p>3 災害救助法の適用</p> <p><u>災害救助法が適用された場合に県が行う救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。</u></p> <p>第4節 応急仮設住宅の建設</p> <p>2 市における措置</p> <p>市は家屋に被害を受けた被災者の収容対策として応急的な仮設住宅を建設し、暫定的な居住の安定を図る。</p> <p>(1) 建設用地の選定</p> <p>ア 応急仮設住宅の建設予定地を、災害時の状況により原則として①公有地、②国有地、③企業等の民有地の順に選定し、<u>応急仮設住宅建設候補地台帳を作成する。</u></p> <p><u>また、企業等の民有地についても、公租公課等の免除を前提とし、原則として無償で提供を受けられる土地とする。</u></p> <p>なお、その選定に当たり次の点に留意しなければならない。</p> <p>(ア) 被災者が相当期間居住することを考慮し、飲料水が得やすく好適な場所の選定が望ましい。</p> <p>(イ) 相当数の世帯が集団的に居住するときは、交通の便並びに教育等についても考慮に入れなければならない。</p> <p>(ウ) 被災者の生業の見通しがなければならない。</p> <p>イ 応急仮設住宅を迅速に供与するため、市は、あらかじめ住宅建設に適する建設用地を選定・確保し、<u>応急仮設住宅建設候補地台帳を作成しておく。</u></p> <p>(2) 応急仮設住宅の建設</p> <p>(追加)</p> <p>ア 建設の規模及び費用の限度</p> <p>(ア) 一戸当たりの建設面積及び費用は、災害救助法施行細則に定める基準とする。ただし、世帯構成人数、その他により基準運用が困難な場合は、県において市と調整を図ったうえで増加することができる。</p>			<p>第3節 公共賃貸住宅等への一時入居</p> <p>2 市、地方住宅供給公社及び都市再生機構における措置</p> <p>県、市及び地方住宅供給公社は、家屋に被害を受けた被災者の短期間の一時的な住まいとして<u>公共賃貸住宅等の空家を提供する。</u></p> <p>また、都市再生機構は、県からの要請に応じて、提供可能な空家を選定・確保し、空家の提供に協力する。</p> <p>(5) 他の都道府県への応援協力の要請</p> <p>被災者数が多く、市内で用意した戸数では対応が難しい場合は県を通じて他市町村に被災者の受入れについて協力依頼を行い、必要な戸数の確保に努める。</p> <p>(削除)</p> <p>第4節 応急仮設住宅の設置及び管理運営</p> <p>2 市及び県における措置</p> <p>県は、災害救助法に基づき、家屋に被害を受けた被災者の一時的な居住の安定を図るため、<u>応急仮設住宅を設置する。</u></p> <p><u>応急仮設住宅の設置は、建設又は賃貸住宅の借り上げによるものとし、災害の特性等に応じて供与方法を選択する。</u></p> <p>(1) 応援協力の要請</p> <p>市は、住宅の被災状況等から応急仮設住宅の設置が必要な場合は、県に対して、設置を要請する。</p> <p>県は、応急仮設住宅の設置に当たっては、協定締結団体に協力を要請する。</p> <p>(2) 建設用地の選定</p> <p>ア 市は、<u>応急仮設住宅の建設予定地を、災害時の状況により、原則として市が予定した建設用地の中から、①公有地、②国有地、③企業等の私有地の順に選定し、県へ報告する。</u></p> <p>なお、<u>企業等の私有地についても、公租公課等の免除を前提とし、原則として無償で提供を受けられる土地とする。</u>また、<u>私有地の場合には、後日問題が起こらないよう正規の賃貸借契約書（附属資料：様式第39号）を取り交わすものとする。</u></p> <p>なお、その選定に当たり次の点に留意しなければならない。</p> <p>(ア) 被災者が相当期間居住することを考慮し、飲料水が得やすく好適な場所の選定が望ましい。</p> <p>(イ) 相当数の世帯が集団的に居住するときは、交通の便並びに教育等についても考慮に入れなければならない。</p> <p>(ウ) 被災者の生業の見通しがなければならない。</p> <p>イ 応急仮設住宅を迅速に供与するため、市は、あらかじめ住宅建設に適する建設用地を選定・確保し、<u>応急仮設住宅建設候補地台帳を作成しておく。</u></p> <p>(3) 応急仮設住宅の建設</p> <p><u>県は、応急仮設住宅を次のとおり建設する。</u></p> <p>ア 建物の規模及び費用</p> <p>(ア) 一戸当たりの建物面積及び費用は、災害救助法施行細則（昭和40年愛知県規則第60号）に定める基準とする。</p> <p>ただし、世帯の構成人数、資材の調達状況等により、基準運用が困難な場合は、県において市と調整を図ったうえで、<u>その規模及び費用の追加ができるものとする。</u></p> <p>(イ) 建設資材の県外調達により、限度額での施工が困難な場合は、内閣総理大臣の承認を受けて当該輸送費を別枠とする。</p> <p>イ 建設の時期</p> <p>災害が発生した日から原則として20日以内に着工するものとする。</p> <p>ただし、大災害等の事由により期間内に着工できない場合は、事前に内閣総理大臣の承認を受けて、必要最小限度の期間を延長するものとする。</p> <p>ウ 建設方法</p> <p><u>所定の基準により直接建設業者に依頼し、原則としてリース又は買取りにより設置する。ただし、状況に応じて知事の事務の一部を行うこととされた市町村長が当該事務を行うことができる。</u></p> <p>市は、被災者から入居申請書（附属資料：様式第40号）を提出させ選考の上、建設必要戸数を算出し、所定の設計書に基づいて建築業者に請負わせる。この方法は<u>市の会計規則による。</u></p> <p>(4) 賃貸住宅の借上げ</p> <p>県は、「災害時における民間賃貸住宅の活用についての手引」（平成24年12月国土交通省・厚生労働省）を参考に賃貸住宅の借上げを行う。</p>		
173	<p>(イ) 建設資材の県外調達により、限度額の施行が困難な場合は内閣総理大臣の承認を受けて当該輸送費を別枠とする。</p> <p>イ 建設の時期</p> <p>災害発生の日から原則として20日以内に着工するものとする。ただし、大災害等の事由により期間内に着工できない場合は、事前に内閣総理大臣の承認を受けて必要最小限度の期間を延長するものとする。</p> <p>(追加)</p>			<p>(イ) 建設資材の県外調達により、限度額での施工が困難な場合は、内閣総理大臣の承認を受けて当該輸送費を別枠とする。</p> <p>イ 建設の時期</p> <p>災害が発生した日から原則として20日以内に着工するものとする。</p> <p>ただし、大災害等の事由により期間内に着工できない場合は、事前に内閣総理大臣の承認を受けて、必要最小限度の期間を延長するものとする。</p>		
174	<p>(追加)</p>			<p>(追加)</p>		

頁	現行（平成26年11月修正）	修正案
	<p>(3) 入居者の対象選定及び供与 <u>ア 入居者の対象及び選定</u> <u>地震災害により住家を滅失し、自らの資力をもってしては、住宅を確保することができないものであること。入居者の選定は知事が行う。ただし、委任された場合は市長が行うものとする。選定に当たっては十分に調査し、必要によって民生委員等の意見を聞き、入居必要度の高い者から順次入居させるようにする。</u> <u>入居対象者は次のとおりである。</u> <u>(ア) 生活保護法の被保護者並びに要保護者</u> <u>(イ) 特定の資産のない失業者</u> <u>(ウ) 特定の資産を持たない高齢者、障がい者、母子世帯、病弱者等</u> <u>(エ) 上記に準ずる者</u></p> <p><u>イ 供与の期間</u> 入居者に供する期間は、応急仮設住宅の完成の日から2年以内とする。</p> <p>(4) 被災者の収容及び管理運営 <u>被災者の応急仮設住宅への収容とその管理運営は、次のとおりとする。</u> <u>ア 収容対象者</u> <u>地震災害により被災し、次のいずれにも該当する者とする。</u> <u>(ア) 住家が全壊、全焼又は流出した者であること。</u> <u>(イ) 居住する住家がない者であること。</u> <u>(ウ) 自らの資力をもってしては、住宅を確保することができないものであること。</u> <u>例示</u> <u>○生活保護法の被保護者並びに要保護者</u> <u>○特定の資産を持たない高齢者、障害者、母子世帯、病弱者等</u> <u>○上記に準ずる者</u></p> <p><u>イ 入居者の選定</u> <u>応急仮設住宅の入居者の選定については、県が行う救助の補助として当市に委託し、当市がこれを行う。</u> <u>なお、収容にあたっては要配慮者に十分配慮する。</u></p> <p><u>ウ 管理運営</u> (略)</p> <p>3 災害救助法の適用 災害救助法が適用された場合に県が行う救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。 (追加)</p> <p>第5節 住宅の応急修理 2 市における措置 (1) 応急修理の実施 被災住宅の応急修理は、居住のために必要な最小限度の部分を応急的に補修するものとする。 ア～カ (略)</p> <p>(2) 応急修理に関する補助事務 住宅の応急修理に係る申請の受付、修理業者の指定と斡旋等の業務、請求書のとりまとめ並びに県への各種情報提供等を行う。 (追加)</p>	<p>(5) 被災者の入居及び管理運営 <u>市は、応急仮設住宅への入居対象者の選定とその管理運営を次のとおり行う。</u> <u>ア 入居対象者</u> <u>地震災害により被災し、原則として次のいずれにも該当する者とする。なお、選定に当たっては十分に調査し、必要によっては民生委員等の意見を聞き、入居必要度の高い者から順次入居させるようにし、抽選等により入居者を決定してはならない。</u> <u>(ア) 住家が全壊、全焼又は流失した者であること。</u> <u>(イ) 居住する住家がない者であること。</u> <u>(ウ) 自らの資力をもってしては、住宅を確保することができない者であること。</u></p> <p><u>イ 入居者の選定</u> <u>応急仮設住宅の入居者の選定については、県が行う救助の補助として市に委託し、市がこれを行う。なお、入居者の選定にあたっては要配慮者に十分配慮する。</u> <u>入居必要度の高い者として対象者を次のとおり例示する。</u> <u>① 生活保護法による被保護者並びに要保護者</u> <u>② 特定の資産のない失業者</u> <u>③ 特定の資産のない寡婦並びに母子世帯</u> <u>④ 特定の資産のない高齢者、病弱者並びに身体障がい者</u> <u>⑤ 特定の資産のない勤労者</u> <u>⑥ 特定の資産のない小企業者</u> <u>⑦ 前各号に準ずる経済的弱者</u></p> <p><u>ウ 管理運営</u> (略)</p> <p><u>エ 供与の期間等</u> 入居者に供する期間は、応急仮設住宅の完成の日から2年以内とする。<u>なお、供用期間終了後は、県が譲渡又は解体撤去の処分を速やかに行う。また、住宅の切換えについて国有財産特別措置法第3条の規定を受けることとなる。</u> <u>また、供与に当たっては入居者に対し、この建物が被災者に一時居住の場所を与えるための仮設建物であり、その目的が達せられたときは撤去されるべきものであることを十分承知させ、場合によっては入居者との間に応急仮設住宅入居契約（附属資料：様式第41号）を結ぶものとする。</u> <u>また、引き続き住宅のあっせんを積極的に行い、なるべく早い機会にこれらの者を住宅へ転居させるよう措置を講じるものとする。</u> <u>① 公営住宅への入居あっせん</u> <u>② 独立行政法人住宅金融支援機構資金借入れの指導</u> <u>③ その他</u></p> <p>2 災害救助法の適用 (1) 災害救助法が適用された場合に県が行う救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。 (2) 災害救助法が適用されない場合の応急仮設住宅の設置及び管理運営は、市が行う。</p> <p>3 記録等 (1) 応急仮設住宅を設置し、被災者を入居させた場合 <u>ア 応急仮設住宅入居者台帳（附属資料：様式第44号）</u> <u>イ 応急仮設住宅用敷地賃貸借契約</u> <u>ウ 応急仮設住宅建築に係る原材料購入契約書、工事契約書その他設計書、仕様書等</u> <u>エ 応急仮設住宅建築に係る工事代金等支払証拠書類</u></p> <p>第5節 住宅の応急修理 2 市及び県における措置 (1) 応急修理の実施 <u>県は災害救助法に基づき被災住宅の応急修理を行う。被災住宅の応急修理は、居住のために必要な最小限度の部分を応急的に補修するものであり、次のとおり実施する。</u> ア～カ (略)</p> <p>3 市における措置 住宅の応急修理に係る申請の受付、修理業者の指定と斡旋等の業務、請求書のとりまとめ並びに県への各種情報提供等を行う。</p> <p>4 災害救助法の適用 (1) 災害救助法が適用された場合に県が行う救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行規則による。 (2) 災害救助法が適用されない場合の住宅の応急修理は、市が行う。</p>

頁	現行（平成26年11月修正）	修正案																																																																
175	<p>第17章 文教災害対策 ■主な機関の応急活動</p> <table border="1" data-bbox="153 181 1033 448"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>発災</th> <th>3日</th> <th>1週間</th> <th>復旧対応期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市</td> <td>(追加)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>私立学校設置者(管理者)</td> <td>(追加)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>■主な機関の措置</p> <table border="1" data-bbox="153 483 1068 1062"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>機関名</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(追加)</td> <td>(追加)</td> <td>(追加)</td> </tr> <tr> <td>第1節 教育施設及び教職員の確保</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>第2節 応急な教育活動についての広報</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>第3節 教科書・学用品等の給与</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(追加)</p> <p>第1節 教育施設及び教職員の確保 第2節 応急な教育活動についての広報 第3節 教科書・学用品等の給与</p> <p>第4編 災害復旧 第1章 民生安定のための緊急措置 ■主な機関の措置</p>	機関名	発災	3日	1週間	復旧対応期	市	(追加)	(略)	(略)	(略)	私立学校設置者(管理者)	(追加)	(略)	(略)	(略)	区分	機関名	主な措置	(追加)	(追加)	(追加)	第1節 教育施設及び教職員の確保	(略)	(略)	第2節 応急な教育活動についての広報	(略)	(略)	第3節 教科書・学用品等の給与	(略)	(略)	<p>第17章 学校における対策 ■主な機関の応急活動</p> <table border="1" data-bbox="1087 181 2018 463"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>発災</th> <th>3日</th> <th>1週間</th> <th>復旧対応期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市</td> <td>○気象警報等の把握・伝達 ○臨時休業等の措置 ○避難の実施</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>私立学校設置者(管理者)</td> <td>○気象警報等の把握・伝達 ○臨時休業等の措置 ○避難の実施</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>■主な機関の措置</p> <table border="1" data-bbox="1087 498 2007 1077"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>機関名</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1節 気象警報等の伝達、臨時休業及び避難の措置</td> <td>市、私立学校設置者(管理者)</td> <td>1(1) 気象警報等の把握・伝達 1(2) 臨時休業等の措置 1(3) 避難等</td> </tr> <tr> <td>第2節 教育施設及び教職員の確保</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>第3節 応急な教育活動についての広報</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>第4節 教科書・学用品等の給与</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>第1節 気象警報等の伝達、臨時休業及び避難の措置</p> <table border="1" data-bbox="1108 1151 1997 1240"> <tbody> <tr> <td>実施責任者</td> <td>市、県(総務部、教育委員会)、私立学校等管理者</td> </tr> <tr> <td>実施担当</td> <td>こども政策課、教育総務課、学校教育課</td> </tr> </tbody> </table> <p>1 市及び私立学校設置者(管理者)における措置</p> <p>(1) 気象警報等の把握・伝達 学校に対して特定の対策等を伝達する必要がある場合は、教育委員会が、幼稚園、学校に対して行う。また、学校等に当たっては、家庭(保護者)への連絡方法をあらかじめ定めておく。 ア 県立学校等 県教育委員会が、あらかじめ定められた伝達系統により行う。 イ 市立学校等 災害に関する情報は、第3章「災害情報の収集・伝達・広報」に基づき県から伝達されるので、市教育委員会が各学校等に対し伝達する。 ウ 私立学校等 各学校長は、関係機関と連絡を密にし、災害予防の適正を期する。</p> <p>(2) 臨時休業等の措置 授業を継続実施することにより、児童生徒等の安全の確保が困難であると思われる場合には、次により臨時休業等の措置をとる。 ア 県立学校等 学校の置かれている地域の気象・水象等に留意し、あらかじめ定めた基準により県立学校管理規則等に基づき校長が行う。休校措置を実施した場合は速やかに県教育委員会に報告する。 イ 市立学校等 災害の発生が予想される場合は、市教育委員会又は各学校(園)長が、臨時休業等の措置をとるものとする。 ただし、各学校(園)長が決定し行う場合は、市教育委員会と協議し、市教育委員会があらかじめ定めた基準によるものとする。 ウ 私立学校等 学校の置かれている地域の気象・水象等に留意し、各学校が定めた基準により、各学校の校長が行うものとする。</p> <p>(3) 避難等 学校等において災害が発生し、又はそのおそれがある場合には事態に即応して地域防災計画に基づいて各学校等であらかじめ定めた計画により避難する。 市から、避難所等の開設の要請を受けた学校等に当たっては、市と緊密な連絡をとるとともに、これに積極的に協力する。</p> <p>第2節 教育施設及び教職員の確保 第3節 応急な教育活動についての広報 第4節 教科書・学用品等の給与</p> <p>第4編 災害復旧 第1章 民生安定のための緊急措置 ■主な機関の措置</p>	機関名	発災	3日	1週間	復旧対応期	市	○気象警報等の把握・伝達 ○臨時休業等の措置 ○避難の実施	(略)	(略)	(略)	私立学校設置者(管理者)	○気象警報等の把握・伝達 ○臨時休業等の措置 ○避難の実施	(略)	(略)	(略)	区分	機関名	主な措置	第1節 気象警報等の伝達、臨時休業及び避難の措置	市、私立学校設置者(管理者)	1(1) 気象警報等の把握・伝達 1(2) 臨時休業等の措置 1(3) 避難等	第2節 教育施設及び教職員の確保	(略)	(略)	第3節 応急な教育活動についての広報	(略)	(略)	第4節 教科書・学用品等の給与	(略)	(略)	実施責任者	市、県(総務部、教育委員会)、私立学校等管理者	実施担当	こども政策課、教育総務課、学校教育課
機関名	発災	3日	1週間	復旧対応期																																																														
市	(追加)	(略)	(略)	(略)																																																														
私立学校設置者(管理者)	(追加)	(略)	(略)	(略)																																																														
区分	機関名	主な措置																																																																
(追加)	(追加)	(追加)																																																																
第1節 教育施設及び教職員の確保	(略)	(略)																																																																
第2節 応急な教育活動についての広報	(略)	(略)																																																																
第3節 教科書・学用品等の給与	(略)	(略)																																																																
機関名	発災	3日	1週間	復旧対応期																																																														
市	○気象警報等の把握・伝達 ○臨時休業等の措置 ○避難の実施	(略)	(略)	(略)																																																														
私立学校設置者(管理者)	○気象警報等の把握・伝達 ○臨時休業等の措置 ○避難の実施	(略)	(略)	(略)																																																														
区分	機関名	主な措置																																																																
第1節 気象警報等の伝達、臨時休業及び避難の措置	市、私立学校設置者(管理者)	1(1) 気象警報等の把握・伝達 1(2) 臨時休業等の措置 1(3) 避難等																																																																
第2節 教育施設及び教職員の確保	(略)	(略)																																																																
第3節 応急な教育活動についての広報	(略)	(略)																																																																
第4節 教科書・学用品等の給与	(略)	(略)																																																																
実施責任者	市、県(総務部、教育委員会)、私立学校等管理者																																																																	
実施担当	こども政策課、教育総務課、学校教育課																																																																	
181																																																																		

頁	現行（平成26年11月修正）			修正案																																								
191	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>機関名</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1節 義援金その他 資金等による 支援</td> <td>生活再建支援 法人</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>第2節 住宅等対策</td> <td>市</td> <td>1(1) 応急仮設住宅の建設 1(2) 災害公営住宅の建設 1(3) 被災住宅等の復旧相談</td> </tr> </tbody> </table> <p>第1節 義援金その他資金等による支援 4 被災者生活再建支援法人における措置</p> <p>第5編 東海地震に関する事前対策 第1章 対策の意義 第2節 東海地震に関する情報 1 情報の種類 東海地域に関する観測データに有意な変化を観測した場合、気象庁がその原因等の評価を行い、以下のような「東海地震に関連する情報」を発表する。 (追加)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>内容等</th> <th>防災対応</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>東海地震予知情報</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>東海地震注意情報</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>東海地震に関連する調査 情報</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	区分	機関名	主な措置	第1節 義援金その他 資金等による 支援	生活再建支援 法人	(略)	第2節 住宅等対策	市	1(1) 応急仮設住宅の建設 1(2) 災害公営住宅の建設 1(3) 被災住宅等の復旧相談	種類	内容等	防災対応	東海地震予知情報	(略)	(略)	東海地震注意情報	(略)	(略)	東海地震に関連する調査 情報	(略)	(略)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>機関名</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1節 義援金その他 資金等による 支援</td> <td>被災者生活再 建支援法人 (公益財団法人 都道府県会 館)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>第2節 住宅等対策</td> <td>市</td> <td>(削除) 1(1) 災害公営住宅の建設 1(2) 被災住宅等の復旧相談</td> </tr> </tbody> </table> <p>第1節 義援金その他資金等による支援 4 被災者生活再建支援法人（公益財団法人都道府県会館）における措置</p> <p>第5編 東海地震に関する事前対策 第1章 対策の意義及び東海地震に関連する情報 第2節 東海地震に関する情報 1 情報の種類 東海地域に関する観測データに有意な変化を観測した場合、気象庁がその原因等の評価を行い、以下のような「東海地震に関連する情報」を発表する。 なお、「東海地震に関する情報」は、各情報が意味する状況の危険度を表わす指標として赤・黄・青の「カラーレベル」で示される。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>内容等</th> <th>防災対応</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>東海地震予知情報 カラーレベル赤</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>東海地震注意情報 カラーレベル黄</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>東海地震に関連する調査 情報 カラーレベル青</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	区分	機関名	主な措置	第1節 義援金その他 資金等による 支援	被災者生活再 建支援法人 (公益財団法人 都道府県会 館)	(略)	第2節 住宅等対策	市	(削除) 1(1) 災害公営住宅の建設 1(2) 被災住宅等の復旧相談	種類	内容等	防災対応	東海地震予知情報 カラーレベル赤	(略)	(略)	東海地震注意情報 カラーレベル黄	(略)	(略)	東海地震に関連する調査 情報 カラーレベル青	(略)	(略)
	区分	機関名	主な措置																																									
第1節 義援金その他 資金等による 支援	生活再建支援 法人	(略)																																										
第2節 住宅等対策	市	1(1) 応急仮設住宅の建設 1(2) 災害公営住宅の建設 1(3) 被災住宅等の復旧相談																																										
種類	内容等	防災対応																																										
東海地震予知情報	(略)	(略)																																										
東海地震注意情報	(略)	(略)																																										
東海地震に関連する調査 情報	(略)	(略)																																										
区分	機関名	主な措置																																										
第1節 義援金その他 資金等による 支援	被災者生活再 建支援法人 (公益財団法人 都道府県会 館)	(略)																																										
第2節 住宅等対策	市	(削除) 1(1) 災害公営住宅の建設 1(2) 被災住宅等の復旧相談																																										
種類	内容等	防災対応																																										
東海地震予知情報 カラーレベル赤	(略)	(略)																																										
東海地震注意情報 カラーレベル黄	(略)	(略)																																										
東海地震に関連する調査 情報 カラーレベル青	(略)	(略)																																										
198	<p>第3節 警戒宣言発令時棟の広報</p> <table border="1"> <tr> <td>実施担当</td> <td>秘書広報課、消防署、関係各課</td> </tr> </table> <p>3 広報手段 (略) なお、外国人等情報伝達について特に配慮を要する者に対する対応については、多言語、簡単な日本語による表示、冊子等の広報手段を活用して行う。</p>	実施担当	秘書広報課、消防署、関係各課	<p>第3節 警戒宣言発令時棟の広報</p> <table border="1"> <tr> <td>実施担当</td> <td>広報広聴課、消防署、関係各課</td> </tr> </table> <p>3 広報手段 (略) なお、外国人等情報伝達について特に配慮を要する者に対する対応については、愛知県災害多言語支援センターによる多言語やさしい日本語による情報提供、表示、冊子等の広報手段を活用して行う。</p>	実施担当	広報広聴課、消防署、関係各課																																						
実施担当	秘書広報課、消防署、関係各課																																											
実施担当	広報広聴課、消防署、関係各課																																											
201	<p>第3章 発災に備えた資機材、人員等の配備手配 ■主な機関の措置</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>機関名</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1節 主要食糧、医薬品、住宅等の確保</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>愛知県赤十字血液センター</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>第2節 災害応急対策等に必要な資機材及び人員の配備</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>西日本電信電話株式会社、株式会社NTTドコモ、KDDI株式会社</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>第1節 主要食糧、医薬品、住宅等の確保 1 市における措置 (3) 家庭内備蓄の推進 市は、発災以前におけるの食料を始めとする物資の支給は原則として行わないため、市民は発災時に備えての非常持出し品のほか、3日分程度の飲料水、食料を始めとする生活必需品を、常時家庭内に備蓄しておくものとする。</p> <p>2 愛知県赤十字血液センターにおける措置 愛知県赤十字血液センターは、東海地震注意情報の発表に伴い、血液製剤の確保及び供給の準備その他必要な措置をとる。</p> <p>第2節 災害応急対策等に必要な資機材及び人員の配備 6 西日本電信電話(株)、(株)NTTドコモ、KDDI(株)における措置 (1) 西日本電信電話(株)、(株)NTTドコモ、KDDI(株)は、東海地震注意情報を受けた場合、災害応急対策を迅速かつ的確に実施するため、あらかじめ配備してある復旧用資機材、車両等の所在及び数量の確認、広域応援計画に基づく必要な手配を実施するものとする。 (2) (略)</p>	区分	機関名	主な措置	第1節 主要食糧、医薬品、住宅等の確保	(略)	(略)		愛知県赤十字血液センター	(略)	第2節 災害応急対策等に必要な資機材及び人員の配備	(略)	(略)		西日本電信電話株式会社、株式会社NTTドコモ、KDDI株式会社	(略)		(略)	(略)	<p>第3章 発災に備えた資機材、人員等の配備手配 ■主な機関の措置</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>機関名</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1節 主要食料、医薬品、住宅等の確保</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>日本赤十字社愛知県支部(愛知県赤十字血液センター)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>第2節 災害応急対策等に必要な資機材及び人員の配備</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>電気通信事業者、移動通信事業者</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>第1節 主要食料、医薬品、住宅等の確保 1 市における措置 (3) 家庭内備蓄の推進 市は、発災以前におけるの食料を始めとする物資の支給は原則として行わないため、市民は発災時に備えての非常持出し品のほか、3日以上(可能な限り1週間分程度)の飲料水、食料を始めとする生活必需品を、常時家庭内に備蓄しておくものとする。</p> <p>2 日本赤十字社愛知県支部(愛知県赤十字血液センター)における措置 日本赤十字社愛知県支部(愛知県赤十字血液センター)は、東海地震注意情報の発表に伴い、血液製剤の確保及び供給の準備その他必要な措置をとる。</p> <p>第2節 災害応急対策等に必要な資機材及び人員の配備 6 電気通信事業者、移動通信事業者における措置 (1) 西日本電信電話株式会社、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社、株式会社NTTドコモ、KDDI株式会社及びソフトバンクモバイル株式会社は、東海地震注意情報を受けた場合、災害応急対策を迅速かつ的確に実施するため、あらかじめ配備してある復旧用資機材、車両等の所在及び数量の確認、広域応援計画に基づく必要な手配を実施するものとする。 (2) (略)</p>	区分	機関名	主な措置	第1節 主要食料、医薬品、住宅等の確保	(略)	(略)		日本赤十字社愛知県支部(愛知県赤十字血液センター)	(略)	第2節 災害応急対策等に必要な資機材及び人員の配備	(略)	(略)		電気通信事業者、移動通信事業者	(略)		(略)	(略)						
区分	機関名	主な措置																																										
第1節 主要食糧、医薬品、住宅等の確保	(略)	(略)																																										
	愛知県赤十字血液センター	(略)																																										
第2節 災害応急対策等に必要な資機材及び人員の配備	(略)	(略)																																										
	西日本電信電話株式会社、株式会社NTTドコモ、KDDI株式会社	(略)																																										
	(略)	(略)																																										
区分	機関名	主な措置																																										
第1節 主要食料、医薬品、住宅等の確保	(略)	(略)																																										
	日本赤十字社愛知県支部(愛知県赤十字血液センター)	(略)																																										
第2節 災害応急対策等に必要な資機材及び人員の配備	(略)	(略)																																										
	電気通信事業者、移動通信事業者	(略)																																										
	(略)	(略)																																										
204	<p>第1節 主要食糧、医薬品、住宅等の確保 1 市における措置 (3) 家庭内備蓄の推進 市は、発災以前におけるの食料を始めとする物資の支給は原則として行わないため、市民は発災時に備えての非常持出し品のほか、3日分程度の飲料水、食料を始めとする生活必需品を、常時家庭内に備蓄しておくものとする。</p> <p>2 愛知県赤十字血液センターにおける措置 愛知県赤十字血液センターは、東海地震注意情報の発表に伴い、血液製剤の確保及び供給の準備その他必要な措置をとる。</p> <p>第2節 災害応急対策等に必要な資機材及び人員の配備 6 西日本電信電話(株)、(株)NTTドコモ、KDDI(株)における措置 (1) 西日本電信電話(株)、(株)NTTドコモ、KDDI(株)は、東海地震注意情報を受けた場合、災害応急対策を迅速かつ的確に実施するため、あらかじめ配備してある復旧用資機材、車両等の所在及び数量の確認、広域応援計画に基づく必要な手配を実施するものとする。 (2) (略)</p>	<p>第1節 主要食料、医薬品、住宅等の確保 1 市における措置 (3) 家庭内備蓄の推進 市は、発災以前におけるの食料を始めとする物資の支給は原則として行わないため、市民は発災時に備えての非常持出し品のほか、3日以上(可能な限り1週間分程度)の飲料水、食料を始めとする生活必需品を、常時家庭内に備蓄しておくものとする。</p> <p>2 日本赤十字社愛知県支部(愛知県赤十字血液センター)における措置 日本赤十字社愛知県支部(愛知県赤十字血液センター)は、東海地震注意情報の発表に伴い、血液製剤の確保及び供給の準備その他必要な措置をとる。</p> <p>第2節 災害応急対策等に必要な資機材及び人員の配備 6 電気通信事業者、移動通信事業者における措置 (1) 西日本電信電話株式会社、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社、株式会社NTTドコモ、KDDI株式会社及びソフトバンクモバイル株式会社は、東海地震注意情報を受けた場合、災害応急対策を迅速かつ的確に実施するため、あらかじめ配備してある復旧用資機材、車両等の所在及び数量の確認、広域応援計画に基づく必要な手配を実施するものとする。 (2) (略)</p>																																										

頁	現行（平成26年11月修正）	修正案																														
205	<p>第4章 発災に備えた直前対策 ■主な機関</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>機関名</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第6節 バス</td> <td>路線バス事業者</td> <td>乗客等の安全確保のため、次の措置を講ずる。 1 (1) 危険箇所、<u>避難地</u>の調査及び従業員への周知徹底 1 (2) 警戒宣言発令時等の情報提供・伝達経路の決定 1 (3) 乗客に対する警戒宣言発令時の対応案内等（東海地震注意情報発表） 1 (4) 車両の運行中止及び旅客に対する<u>避難地</u>の教示（警戒宣言発令） 1 (5) 車両の営業所への回送 1 (6) 滞留旅客に対する情報提供及び最寄<u>避難地</u>、運行中止措置の案内・広報</td> </tr> <tr> <td>第7節 飲料水、電気、ガス、通信及び放送関係</td> <td>(略) 通信会社 (略)</td> <td>(略) (略)</td> </tr> <tr> <td>第8節 生活必需品の確保</td> <td>市</td> <td>1 (1) 生活必需品の売り惜しみ、買占め等の防止に係る要請 1 (2) 生活必需品を扱う小売店舗の営業に係る要請 1 (3) 各家庭における3日分<u>程度</u>の飲料水、食料等の備蓄についての周知徹底（平常時から）</td> </tr> <tr> <td>第14節 警戒宣言発令時の帰宅困難者・滞留旅客対策</td> <td>市 (略)</td> <td>帰宅困難者、滞留旅客の保護等のため、<u>避難所</u>の設置や帰宅支援等必要な対策 (略)</td> </tr> </tbody> </table>	区分	機関名	主な措置	第6節 バス	路線バス事業者	乗客等の安全確保のため、次の措置を講ずる。 1 (1) 危険箇所、 <u>避難地</u> の調査及び従業員への周知徹底 1 (2) 警戒宣言発令時等の情報提供・伝達経路の決定 1 (3) 乗客に対する警戒宣言発令時の対応案内等（東海地震注意情報発表） 1 (4) 車両の運行中止及び旅客に対する <u>避難地</u> の教示（警戒宣言発令） 1 (5) 車両の営業所への回送 1 (6) 滞留旅客に対する情報提供及び最寄 <u>避難地</u> 、運行中止措置の案内・広報	第7節 飲料水、電気、ガス、通信及び放送関係	(略) 通信会社 (略)	(略) (略)	第8節 生活必需品の確保	市	1 (1) 生活必需品の売り惜しみ、買占め等の防止に係る要請 1 (2) 生活必需品を扱う小売店舗の営業に係る要請 1 (3) 各家庭における3日分 <u>程度</u> の飲料水、食料等の備蓄についての周知徹底（平常時から）	第14節 警戒宣言発令時の帰宅困難者・滞留旅客対策	市 (略)	帰宅困難者、滞留旅客の保護等のため、 <u>避難所</u> の設置や帰宅支援等必要な対策 (略)	<p>第4章 発災に備えた直前対策 ■主な機関</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>機関名</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第6節 バス</td> <td>路線バス事業者</td> <td>乗客等の安全確保のため、次の措置を講ずる。 1 (1) 危険箇所、<u>避難場所</u>の調査及び従業員への周知徹底 1 (2) 警戒宣言発令時等の情報提供・伝達経路の決定 1 (3) 乗客に対する警戒宣言発令時の対応案内等（東海地震注意情報発表） 1 (4) 車両の運行中止及び旅客に対する<u>避難場所</u>の教示（警戒宣言発令） 1 (5) 車両の営業所への回送 1 (6) 滞留旅客に対する情報提供及び最寄<u>避難場所</u>、運行中止措置の案内・広報</td> </tr> <tr> <td>第7節 飲料水、電気、ガス、通信及び放送関係</td> <td>(略) 通信事業者 (略)</td> <td>(略) (略)</td> </tr> <tr> <td>第8節 生活必需品の確保</td> <td>市</td> <td>1 (1) 生活必需品の売り惜しみ、買占め等の防止に係る要請 1 (2) 生活必需品を扱う小売店舗の営業に係る要請 1 (3) 各家庭における3日分<u>以上</u>の飲料水、食料等の備蓄についての周知徹底（平常時から）</td> </tr> <tr> <td>第14節 警戒宣言発令時の帰宅困難者・滞留旅客対策</td> <td>市 (略)</td> <td>帰宅困難者、滞留旅客の保護等のため、<u>避難所等</u>の設置や帰宅支援等必要な対策 (略)</td> </tr> </tbody> </table>	区分	機関名	主な措置	第6節 バス	路線バス事業者	乗客等の安全確保のため、次の措置を講ずる。 1 (1) 危険箇所、 <u>避難場所</u> の調査及び従業員への周知徹底 1 (2) 警戒宣言発令時等の情報提供・伝達経路の決定 1 (3) 乗客に対する警戒宣言発令時の対応案内等（東海地震注意情報発表） 1 (4) 車両の運行中止及び旅客に対する <u>避難場所</u> の教示（警戒宣言発令） 1 (5) 車両の営業所への回送 1 (6) 滞留旅客に対する情報提供及び最寄 <u>避難場所</u> 、運行中止措置の案内・広報	第7節 飲料水、電気、ガス、通信及び放送関係	(略) 通信事業者 (略)	(略) (略)	第8節 生活必需品の確保	市	1 (1) 生活必需品の売り惜しみ、買占め等の防止に係る要請 1 (2) 生活必需品を扱う小売店舗の営業に係る要請 1 (3) 各家庭における3日分 <u>以上</u> の飲料水、食料等の備蓄についての周知徹底（平常時から）	第14節 警戒宣言発令時の帰宅困難者・滞留旅客対策	市 (略)	帰宅困難者、滞留旅客の保護等のため、 <u>避難所等</u> の設置や帰宅支援等必要な対策 (略)
区分	機関名	主な措置																														
第6節 バス	路線バス事業者	乗客等の安全確保のため、次の措置を講ずる。 1 (1) 危険箇所、 <u>避難地</u> の調査及び従業員への周知徹底 1 (2) 警戒宣言発令時等の情報提供・伝達経路の決定 1 (3) 乗客に対する警戒宣言発令時の対応案内等（東海地震注意情報発表） 1 (4) 車両の運行中止及び旅客に対する <u>避難地</u> の教示（警戒宣言発令） 1 (5) 車両の営業所への回送 1 (6) 滞留旅客に対する情報提供及び最寄 <u>避難地</u> 、運行中止措置の案内・広報																														
第7節 飲料水、電気、ガス、通信及び放送関係	(略) 通信会社 (略)	(略) (略)																														
第8節 生活必需品の確保	市	1 (1) 生活必需品の売り惜しみ、買占め等の防止に係る要請 1 (2) 生活必需品を扱う小売店舗の営業に係る要請 1 (3) 各家庭における3日分 <u>程度</u> の飲料水、食料等の備蓄についての周知徹底（平常時から）																														
第14節 警戒宣言発令時の帰宅困難者・滞留旅客対策	市 (略)	帰宅困難者、滞留旅客の保護等のため、 <u>避難所</u> の設置や帰宅支援等必要な対策 (略)																														
区分	機関名	主な措置																														
第6節 バス	路線バス事業者	乗客等の安全確保のため、次の措置を講ずる。 1 (1) 危険箇所、 <u>避難場所</u> の調査及び従業員への周知徹底 1 (2) 警戒宣言発令時等の情報提供・伝達経路の決定 1 (3) 乗客に対する警戒宣言発令時の対応案内等（東海地震注意情報発表） 1 (4) 車両の運行中止及び旅客に対する <u>避難場所</u> の教示（警戒宣言発令） 1 (5) 車両の営業所への回送 1 (6) 滞留旅客に対する情報提供及び最寄 <u>避難場所</u> 、運行中止措置の案内・広報																														
第7節 飲料水、電気、ガス、通信及び放送関係	(略) 通信事業者 (略)	(略) (略)																														
第8節 生活必需品の確保	市	1 (1) 生活必需品の売り惜しみ、買占め等の防止に係る要請 1 (2) 生活必需品を扱う小売店舗の営業に係る要請 1 (3) 各家庭における3日分 <u>以上</u> の飲料水、食料等の備蓄についての周知徹底（平常時から）																														
第14節 警戒宣言発令時の帰宅困難者・滞留旅客対策	市 (略)	帰宅困難者、滞留旅客の保護等のため、 <u>避難所等</u> の設置や帰宅支援等必要な対策 (略)																														
207	<p>第1節 避難対策 1 市における措置 (6) 要配慮者に対する支援・配慮 市は、避難行動要支援者の人数及び介護者の有無等の把握に努めるとともに、必要な支援を行うものとする。 また、<u>収容する施設等</u>について県等と十分連絡調整をとるとともに、避難用具の確保及び点検を行い、発災後の避難に備える。 また、外国人に対する情報伝達においては、<u>多言語</u>、<u>簡単な日本語</u>による伝達ができるように配慮する。</p>	<p>第1節 避難対策 1 市における措置 (6) 要配慮者に対する支援・配慮 市は、避難行動要支援者の人数及び介護者の有無等の把握に努めるとともに、必要な支援を行うものとする。 また、<u>受け入れる施設等</u>について県等と十分連絡調整をとるとともに、避難用具の確保及び点検を行い、発災後の避難に備える。 また、外国人に対する情報伝達においては、<u>多言語</u>、<u>やさしい日本語</u>による伝達、<u>ピクトグラム（案内用図記号）</u>ができるように配慮する。</p>																														
209	<p>第3節 社会秩序の維持対策 1 警察における措置 (2) 不法事案に対する措置 ア <u>悪徳商法等の生活経済事犯の予防及び取締り</u>を行うものとする。 イ 窃盗犯、粗暴犯、暴力団による民事介入暴力事犯等生活に密着した犯罪の予防及び取り締まりを行うものとする。 ウ その他混乱等に乗じた各種不法事案の予防及び取り締まりを行うものとする。</p>	<p>第3節 社会秩序の維持対策 1 警察における措置 (2) 不法事案に対する措置 (削除) ア 窃盗犯、粗暴犯、暴力団による民事介入暴力事犯等生活に密着した犯罪の予防及び取り締まりを行うものとする。 イ その他混乱等に乗じた各種不法事案の予防及び取り締まりを行うものとする。</p>																														
213	<p>第6節 バス 1 路線バス事業者における措置 (4) 警戒宣言発令の情報を入手した乗務員は、速やかに車両の運行を中止し、危険箇所を避け安全と思われる場所に停車し、<u>旅客</u>に対し<u>避難地</u>の指示を行うものとする。 (5) 旅客を降ろした後、車両は、所属営業所又は最寄りの営業所まで回送する。ただし、緊急の場合は安全な場所へ退避する。 (6) 滞留旅客に対して、警戒宣言の内容、最寄りの<u>避難地</u>及び運行中止の措置をとった旨の案内の掲示物、放送等により広報する。</p> <p>第7節 飲料水、電気、ガス、下水道、通信及び放送関係 5 通信会社における措置</p>	<p>第6節 バス 1 路線バス事業者における措置 (4) 警戒宣言発令の情報を入手した乗務員は、速やかに車両の運行を中止し、危険箇所を避け安全と思われる場所に停車し、<u>旅客</u>に対し<u>避難場所</u>の指示を行うものとする。 (5) 旅客を降ろした後、車両は、所属営業所又は最寄りの営業所まで回送する。ただし、緊急の場合は安全な場所へ退避する。 (6) 滞留旅客に対して、警戒宣言の内容、最寄りの<u>避難場所</u>及び運行中止の措置をとった旨の案内の掲示物、放送等により広報する。</p> <p>第7節 飲料水、電気、ガス、下水道、通信及び放送関係 5 通信事業者における措置</p>																														
216	<p>第8節 生活必需品の確保 1 市における措置 (3) 住民に対する周知 市は、平常時から次の対応について周知徹底に努める。 各家庭においては、警戒宣言発令時には市町村から食料等生活必需品は、原則として支給されないおそれがあること、また、地震発生時にはライフラインの途絶等の事態が予想されることを考慮し、3日分<u>程度</u>の飲料水、食料を始めとする生活必需品を、常時家庭内に備蓄しておかなければならない。</p>	<p>第8節 生活必需品の確保 1 市における措置 (3) 住民に対する周知 市は、平常時から次の対応について周知徹底に努める。 各家庭においては、警戒宣言発令時には市町村から食料等生活必需品は、原則として支給されないおそれがあること、また、地震発生時にはライフラインの途絶等の事態が予想されることを考慮し、3日分<u>以上（可能な限り1週間分程度）</u>の飲料水、食料を始めとする生活必需品を、常時家庭内に備蓄しておかなければならない。</p>																														
227	<p>第6編 南海トラフ地震防災対策 第1章 総則 第1節 推進計画の目的 1 推進計画の目的 この計画は、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号）（以下「南海トラフ地震等特別措置法」という。）第5条第1項に基づき、南海トラフ地震防災対策推進地域（以下「推進地域」という。）の本市は地域防</p>	<p>第6編 南海トラフ地震防災対策 第1章 総則 第1節 推進計画の目的 1 推進計画の目的 この計画は、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号）（以下「南海トラフ地震等特別措置法」という。）第5条第2項に基づき、南海トラフ地震防災対策推進地域（以下「推進地域」という。）の本市は地域防災計画に</p>																														

頁	現行（平成26年11月修正）	修正案
	<p>災計画において次のとおり定め地震防災対策の推進を図ることを目的とする。</p>	<p>において次のとおり定め地震防災対策の推進を図ることを目的とする。</p>